

第3次沼田市地域福祉計画
第5次沼田市地域福祉活動計画

沼田市成年後見制度利用促進基本計画

令和6年度～令和10年度

令和6年3月

沼 田 市

沼田市社会福祉協議会

第3次沼田市地域福祉計画の策定にあたって

近年、沼田市においても急速なスピードで少子高齢化が進み、大きな転換期を迎えています。

核家族化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加とともに、子育て世帯やひとり親世帯、障がいのある方が孤立するなど、地域とのつながりや近所付き合いの希薄化が懸念されています。

また、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行の影響も大きく、その間のさまざまな活動や交流が制限されたことにより、人と人とのつながりや支え合いの大切さが、今、再認識されているところです。

このような状況とあわせて、人々の意識や社会構造、経済状況などの変化に伴い、福祉に対するニーズは、介護、障がい、子育て、生活困窮といったさまざまな分野にまたがり、従来の福祉制度・分野ごとの「縦割り」や「担い手」「受け手」という、公的支援の充実・対応力の強化だけでなく、支援を必要とする方の、複雑な生活課題をいかに発見し解決していくかが課題となっています。

そこで、本計画の策定にあたっては、誰もが地域でふれ合い、支え合い、安心して生活することができる地域社会の実現を目指し、「ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり」を基本理念として掲げ、市と社会福祉協議会が地域課題を共有し、連携して地域福祉の推進に取り組むため、本計画から初めて沼田市社会福祉協議会と合同で「第3次沼田市地域福祉計画・第5次沼田市地域福祉活動計画」を策定しました。

今後、本計画の実効性を高め、地域福祉を推進していくためには、市や社会福祉協議会だけでなく、市民の皆さまをはじめ、団体や事業者の皆さまのご協力が必要不可欠です。より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました本計画策定委員をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました市民並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。



令和6年3月

沼田市長 星野 稔

第5次沼田市地域福祉活動計画の策定にあたって

人口減少、少子・高齢化及び核家族化の進行、新型コロナウイルスの出現などにより、人々の活動や交流、就業・雇用情勢に大きな変化をもたらし、生活困窮者が増加するほか、住民の社会参加、交流活動やボランティア活動、地域での支え合い・見守り活動にも大きな影響を及ぼしています。

そのような状況下にあって、今後は、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、誰一人として取り残すことのない地域共生社会づくりに向けた取組を積極的に行うことが必要となっています。

改めて地域の課題を明確にすることにより、課題解決に向けた今後の取組を示し、地域福祉推進の羅針盤として、「ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり」を基本理念とする第5次沼田市地域福祉活動計画を沼田市が策定する第3次沼田市地域福祉計画と一体的に策定いたしました。

本計画では、社会情勢の変化や地域ニーズ等を注視しながら、果たすべき地域福祉の役割を示すとともに、多様かつ複合的な課題に対する相談体制の拡充を図るとともに、関係機関と連携し、「包括的支援体制の強化」に努めることとしています。

本計画の推進に当たっては、地域住民や地域福祉活動を展開する各種団体、関係機関との協働が重要となりますので、皆様の格別のご理解、ご協力と地域福祉活動への積極的な参加をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査にご協力をいただいた皆様、また、貴重なご意見をいただきました策定委員会の委員の皆様をはじめとする多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人沼田市社会福祉協議会
会長 田村 博史



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 地域福祉とは	2
3 社会福祉協議会との連携	4
4 計画策定の位置付け	4
(1) 地域福祉計画	4
(2) 地域福祉活動計画	5
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係	5
(4) 成年後見制度利用促進基本計画	5
(5) 重層的支援体制整備事業実施計画	5
5 計画の期間	6
6 計画の策定手法	7
7 SDGsの目標を念頭においた地域福祉の推進	7
第2章 地域福祉をめぐる沼田市の現状	8
1 統計などからみる現状	8
(1) 総人口、世帯数、人口構成	8
(2) 人口動態	9
(3) 要介護等認定者	11
(4) 障害者手帳所持者	12
(5) 地域の高齢化の状況	12
(6) ひとり暮らし高齢者世帯・高齢者夫婦のみの世帯の推移	13
(7) 保育園等の園数・園児数の推移	14
2 市総合計画の実施計画事務事業評価の結果	15
3 地域での福祉活動の状況	18
(1) 沼田市社会福祉協議会の状況	18
(2) 民生委員・児童委員の活動	19
(3) ボランティア活動、NPO法人等	19
4 市民意識調査からみる現状	20
(1) 回答者について	20
(2) あなた自身やご家族の生活などについて	21
(3) 隣近所や地域との関わりについて	23
(4) 地域福祉に対する考え方について	25
(5) 福祉サービスに対する意識について	29
(6) 民生委員・児童委員や社会福祉協議会について	35
(7) ボランティア活動や福祉教育について	38
(8) 災害時の対応について	39
(9) 今後の行政運営について	42
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念	47
2 基本目標と具体的な施策	48
(1) 地域福祉計画	48

(2) 地域福祉活動計画	48
3 福祉圏域の考え方	49
第4章 地域福祉計画の施策の展開	50
基本目標1 地域における福祉意識の醸成、担い手づくり	50
(1) 福祉意識向上の推進	50
(2) 地域福祉活動を担う人材の育成	51
(3) 地域福祉活動への市民参加の促進	53
基本目標2 自助を支える共助と公助が連携したまちづくり	55
(1) 自助を支える地域福祉活動の創出	55
(2) 課題解決のためのネットワークの構築	57
(3) 安心して利用できる福祉サービスの充実	59
(4) 情報提供と総合的な相談体制の充実	62
基本目標3 すべての市民が安全で安心して暮らせる地域環境づくり	64
(1) 避難行動要支援者の支援方策	64
(2) 一人ひとりの人権の尊重	66
(3) 住みやすい住環境の整備	69
第5章 地域福祉活動計画の施策の展開	72
基本目標1 ふれ合いのまちづくり	72
(1) ボランティア活動の推進	72
(2) 福祉教育・福祉体験学習の推進	73
(3) 地域福祉推進のための理解促進	74
基本目標2 支え合いのまちづくり	75
(1) 地域のつながり・支え合いの構築	75
(2) 地域における見守り支援	76
(3) 相談機能の充実の強化	77
基本目標3 安心して暮らせるまちづくり	78
(1) 災害時・緊急時の支援体制づくり	78
(2) 自立した生活への地域づくり	80
第6章 沼田市成年後見制度利用促進基本計画	82
1 成年後見制度とは	82
2 計画策定の背景	82
3 計画の位置付け・期間	83
4 今後の取組	83
第7章 計画の推進	85
1 計画の推進方針	85
2 計画の目標値	86
3 計画の進捗管理と評価	88

注：「障害者」「障がい者」の表記について

この計画では、人にやさしい行政の取組として、「障害者」などの「害」の字の表記については、ひらがなで表記しています。ただし、国の法令や条例・規則などに基づく法律用語の引用、固有名詞については、変更せずに「害」の字を使用しています。

本計画の策定にあたっては、一部図表などを除き、障がい者や高齢者等にやさしく配慮した、「見やすく」「読みやすい」ユニバーサルデザインフォントを使用しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の福祉は、1980年代以降、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などを中心に制度が発展し、現在では、それぞれ専門的な支援が提供されるようになってきています。その一方で、このような縦割り、分野別での福祉では対応困難なケースが増加しており、より深刻な課題として現れてきました。

例えば、ひとり暮らし高齢者の孤独死などの社会的孤立、児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、ひきこもり状態の長期化等による8050問題、老老介護や介護と育児を同時に担うダブルケア、子どもが家族の世話などで負担を強いられているヤングケアラーなどであり、課題が複合化・複雑化しています。

近年の人口減少や少子高齢化、個人の価値観の変化等により、家庭・地域・職場といった共同体機能が低下するとともに、個人や世帯がさまざまな生きづらさを抱えるようになってきています。支援を必要としていながら社会的に孤立して助けを求められないケースもあり、問題を深刻にしています。

国の将来に目を向けると、令和7（2025）年度には団塊の世代が75歳になり、令和22（2040）年度頃には、高齢者人口がほぼピークを迎えます。この時点で、ひとり暮らし世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化などの状況にも直面して、地域生活課題の増加、複合化・複雑化が進むと予測されています。

一方で、国の人口は、平成20（2008）年をピークに減少しており、今後は、65歳以上の増加率の幅よりも、いわゆる現役世代の減少率の方が大きくなっていくことが予測されています。言い換えると、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」へと局面が変化し、これにより、担い手不足の加速化が起これと考えられています。

このような状況のなか、今後ますます重要となっていく地域福祉において、複合化・複雑化した課題の解決を目指し、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、令和5（2023）年度の期間満了に伴い、計画を見直し、「第3次沼田市地域福祉計画・第5次沼田市地域福祉活動計画」を策定するものです。

2 地域福祉とは

<地域福祉とは>

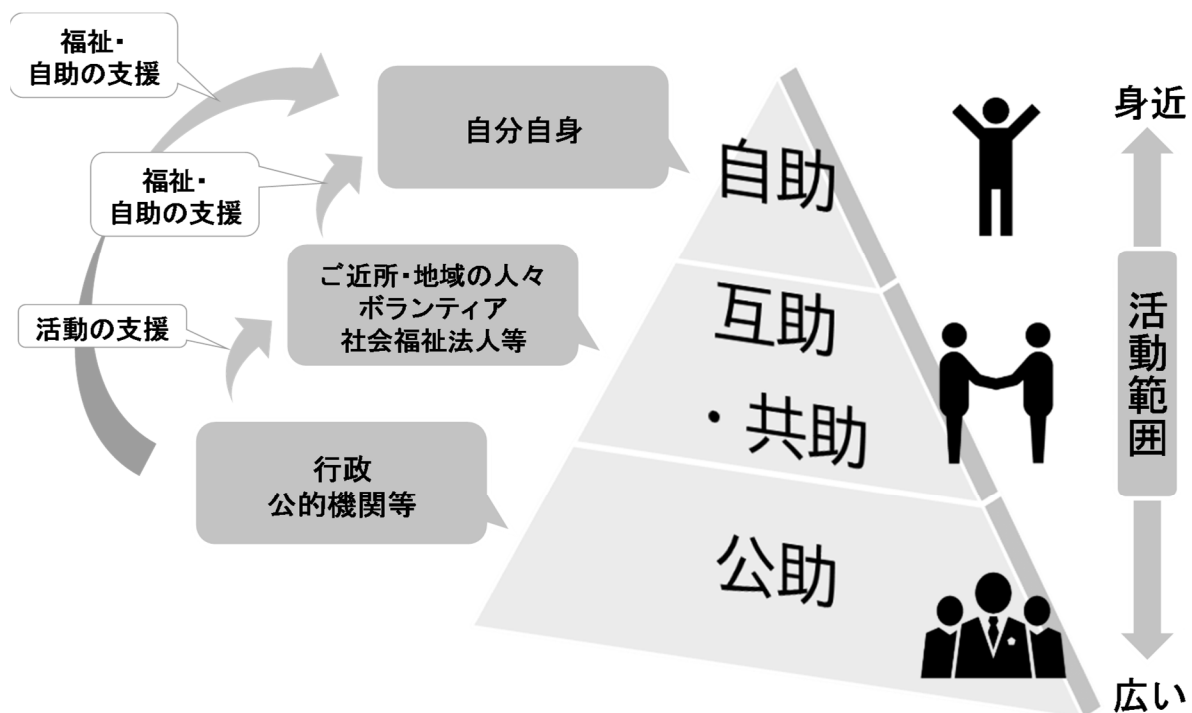
地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしく、いきいきと暮らせる社会を実現していくことです。そのためには、制度的な福祉サービスの提供だけでなく、地域住民の理解や支援の広がりが必要となります。

地域福祉を推進するためには、地域住民をはじめ、団体、事業者、行政など、地域に関わりのある主体が、地域で起こり得るさまざまな問題について、協力し合いながら解決に取り組むことが重要です。

<自助・互助・共助・公助の考え>

個人が抱えるさまざまな地域生活課題に対して、「自助」「互助・共助」「公助」の連携により解決していくことが重要です。

一人ひとりの努力（自助）、地域住民同士やボランティア、社会福祉法人などの支え合い（互助・共助）、行政による支援（公助）の、それぞれの強みを生かしながら、互いに協力・連携し、重層的に支え合っていくことで、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指していきます。



<地域福祉が目指す地域共生社会について>

近年の地域福祉では、「地域共生社会」の考え方が重要となっています。

「地域共生社会」とは、若い人も高齢の人も障がいのある人も、同じ地域で暮らす一人ひとりが、「担い手」「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って、元気に安心して暮らしていける社会であり、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉団体、行政や地域資源が世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会です。

他の人々が抱える生活上の課題を解決できる地域をつくることは、自分にとって暮らしやすい地域をつくることでもあります。地域づくりの取組は、地域における住民相互の楽しみや生きがいを見出す機会を提供し、つながりの再構築にも結び付き、生活に困難を抱える方への支援の土台ともなります。保健・福祉などの関係者も分野を超えて参画することで、人々の多様なニーズに応えると同時に、地域の活性化を実現できる可能性があります。



出典:厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>



3 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置づけられた地域福祉の推進を図ることを目的として、全国の都道府県・市区町村を単位に設置された公共性の高い民間の福祉団体であり、地域住民、ボランティア、福祉、保健等の関係者、行政機関などの参加や協力を得て、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進めています。

その活動としては、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動、共同募金運動の支援など、さまざまな場面での地域の福祉を増進する活動を行っており、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会をつくるという考え方により、課題解決に向けた活動が期待されています。

このように、地域福祉の推進においては、社会福祉協議会がその中心的な役割を担っているため、行政機関と社会福祉協議会が密接な連携を図る必要があります。

以上のことから、本計画から、本市が策定する行政計画である「地域福祉計画」と、沼田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を、一体的な計画として策定することとしました。

4 計画策定の位置付け

(1)地域福祉計画

沼田市地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けられた行政計画です。令和 3（2021）年 4 月 1 日施行の社会福祉法においては、第 107 条第 1 項第 5 号が改正され、「市町村地域福祉計画」において「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に策定するよう努めることとされています。

本計画は、「こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田」を目指す「沼田市第六次総合計画」の下、本市の福祉分野の計画の上位計画として策定するものであり、その下位計画となる高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援などの、さまざまな福祉分野における行政計画との連携・整合を図ります。そして、共通の理念に基づき、市民と多くの関係機関との協働により、「地域共生社会」の実現を目指し、市民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くための指針として位置付けます。

(2)地域福祉活動計画

沼田市地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に定められた「社会福祉協議会」が主体となり、地域社会において多様化する福祉ニーズの把握に努め、地域住民や地域福祉活動を展開する各種団体、関係機関と協働し、地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

(3)地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

行政の地域福祉の指針である「地域福祉計画」と、地域福祉に関わる個人・団体の具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進という同じ目的に向けて策定する計画であるため、連携・整合を図ることで、効果的に地域福祉の推進を図ることができます。

本市では、今まで個別に策定していましたが、市と沼田市社会福祉協議会が地域課題を共有し、連携して地域福祉の推進に取り組むため、本計画から、地域福祉の一層の向上を目指し、両計画を一体的に策定することとしました。

(4)成年後見制度利用促進基本計画

沼田市成年後見制度利用促進基本計画は、平成 28（2016）年 5 月施行の成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に基づき、市の成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

判断能力が十分でない方に対して、財産の保護や契約の支援をする権利擁護サービスの普及・利用促進を計画的に進めていくことで、地域で誰もが自分らしく暮らし続けるためのシステムの整備を進めます。

今後も地域福祉計画・地域福祉活動計画との一体的策定により、同時期に見直しを行います。

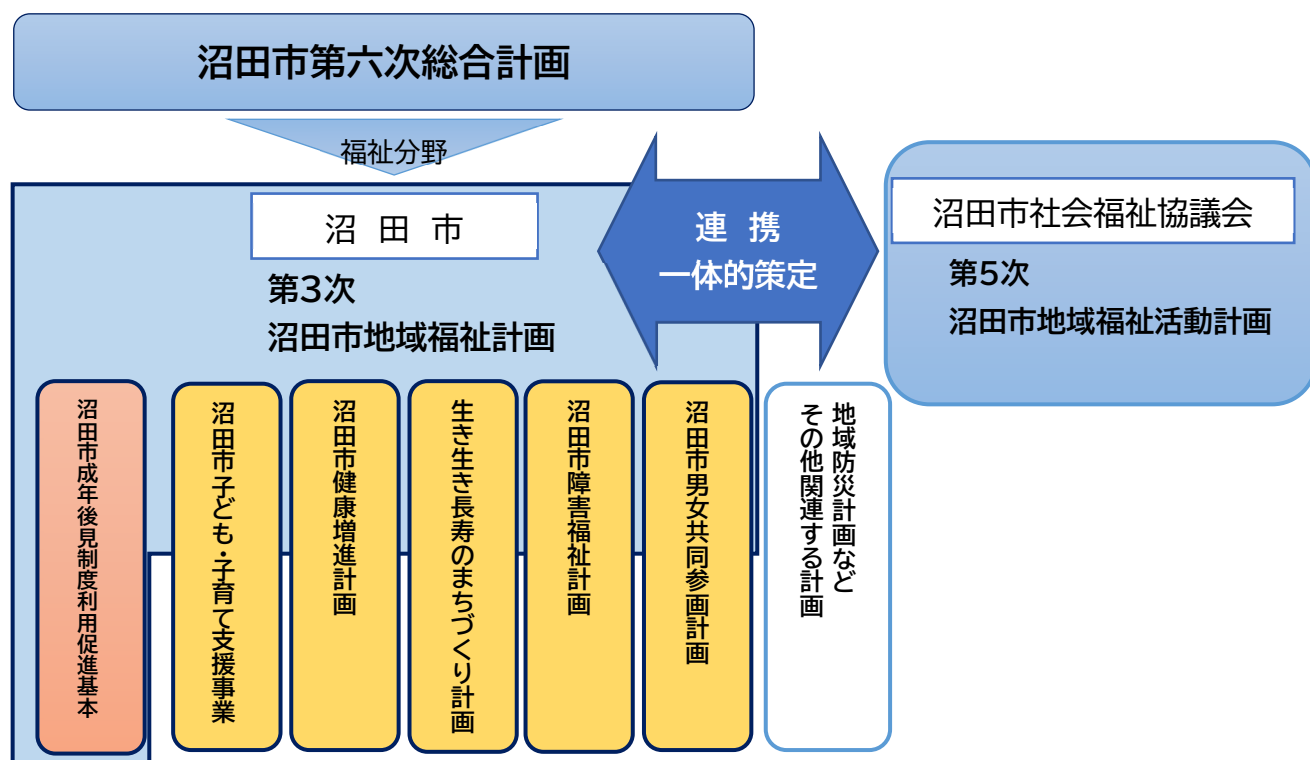
(5)重層的支援体制整備事業実施計画

令和 3（2021）年 4 月 1 日施行の社会福祉法において、第 106 条の 4 では、「重層的支援体制整備事業」について規定され、第 106 条の 5 では、市町村は、本事業を実施するときは、事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するように努めることとしています。

重層的支援体制整備事業は、複合化・複雑化する地域住民の課題に対応する目的で、既存の相談支援の取組を生かしつつ、包括的な支援体制を構築するために創設された事業で、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することから、地域福祉計画・地域福祉活動計画とは密接な関係を持ちます。

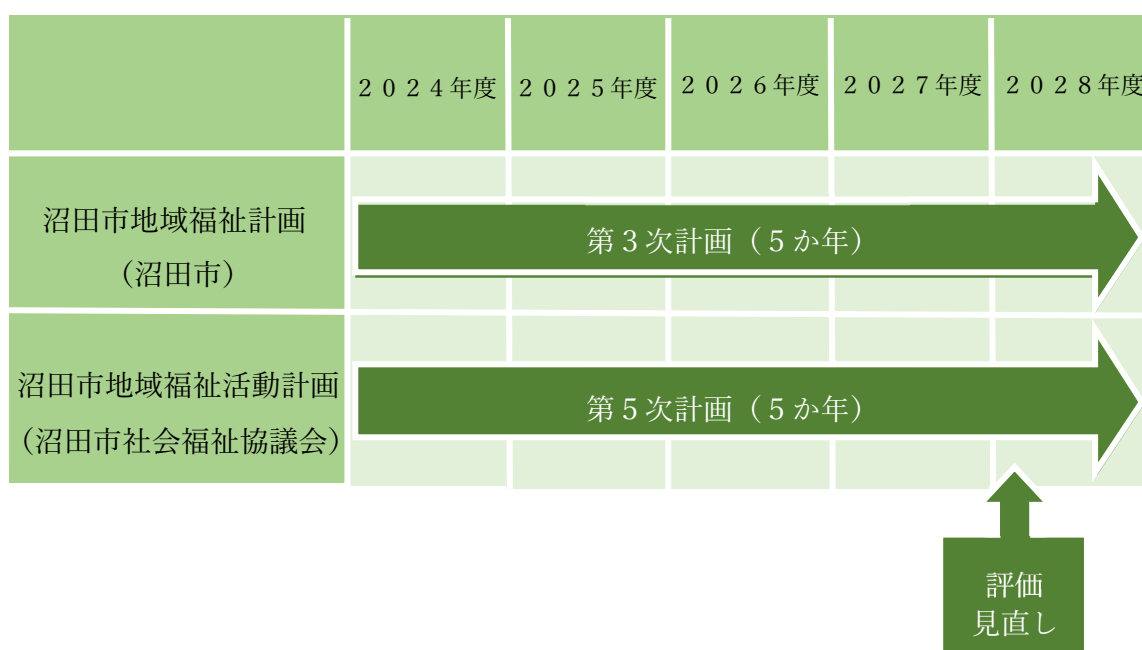
沼田市では、令和 7（2025）年度からの重層的支援体制整備事業実施に向け準備をしています。

■市の各計画との関係



5 計画の期間

計画の期間は、令和10（2028）年度までの5年間とします。計画の最終年度には、それまでの地域福祉の施策が推進されているかどうか、評価・見直しを行います。



6 計画の策定手法

この計画を地域の実情にあった、より具体的なものにするためには、地域住民自らが抱える生活課題や福祉課題、地域における身近な問題を明らかにすることが必要です。また、地域福祉を効果的に推進するためには、保健福祉分野、生活分野まで幅広い対応が必要であり、市においても沼田市社会福祉協議会等と連携した、全庁的な取組が必要になります。

そこで、地域福祉に関する市民の意識や要望・意見などを把握し、本計画策定にあたっての基礎資料とすることを目的とした、市民アンケート調査を行いました。

また、本計画の策定体制は、市及び社会福祉協議会の事務担当者による「沼田市地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会」、市の代表や関係機関・団体などから構成される「沼田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行い、策定した案に対し、パブリックコメントを実施し、計画に対しての意見を聴取しました。

7 SDGsの目標を念頭においた地域福祉の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱えるさまざまな問題の解決を目指した国際的な目標です。平成 27（2015）年の国連サミットで 150 か国を超える加盟国参加の下、全会一致で採択され、令和 12（2030）年までの国際社会の指針となっています。SDGs は、17 の目標と 169 のターゲットを持ち、我が国の社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにもつながるものです。



第2章 地域福祉をめぐる沼田市の現状

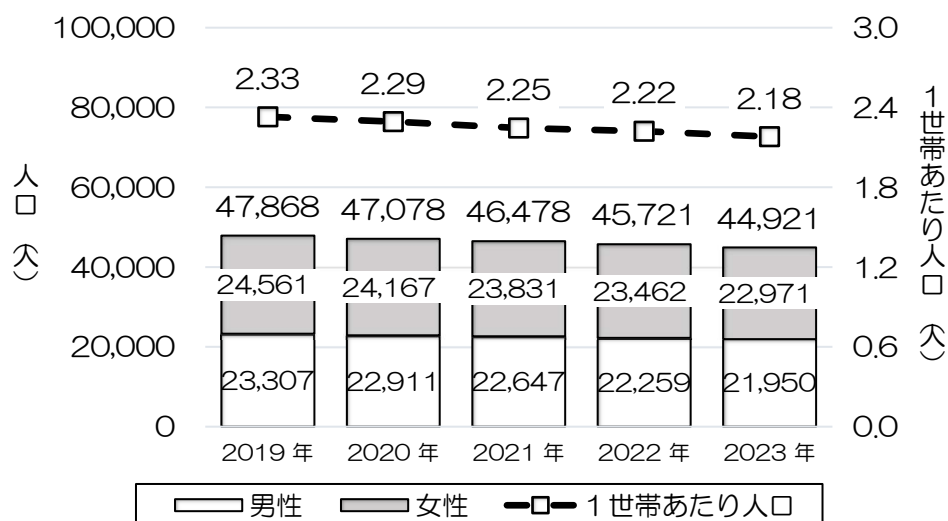
1 統計などからみる現状

(1)総人口、世帯数、人口構成

本市の総人口は、令和元（2019）年からの4年間で、2,947人減少しました。また、1世帯あたり人口は、0.15人減少しました。人口減少が大きくなっています。

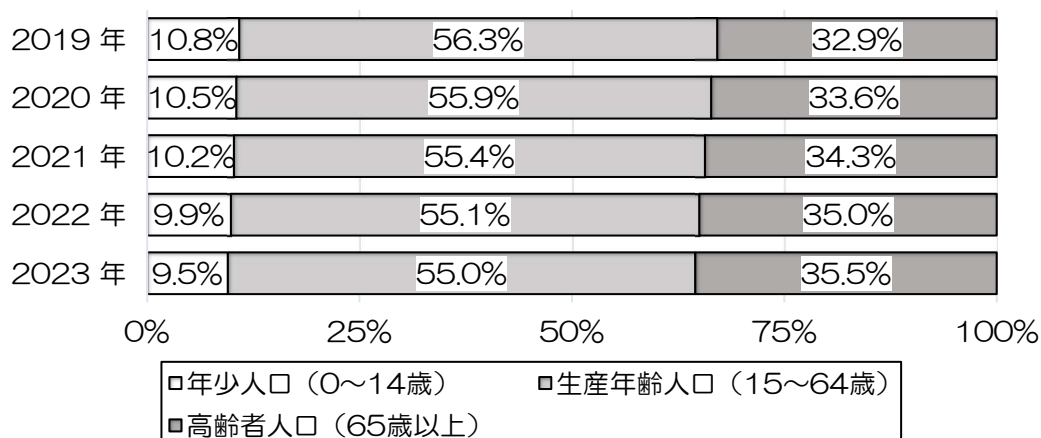
また、年齢3区分別人口を見ると、年少人口が減少し高齢者人口が増加しており、少子化・高齢化が進行していることがうかがえます。

■総人口と1世帯あたり人員



住民基本台帳（各年4月1日現在）

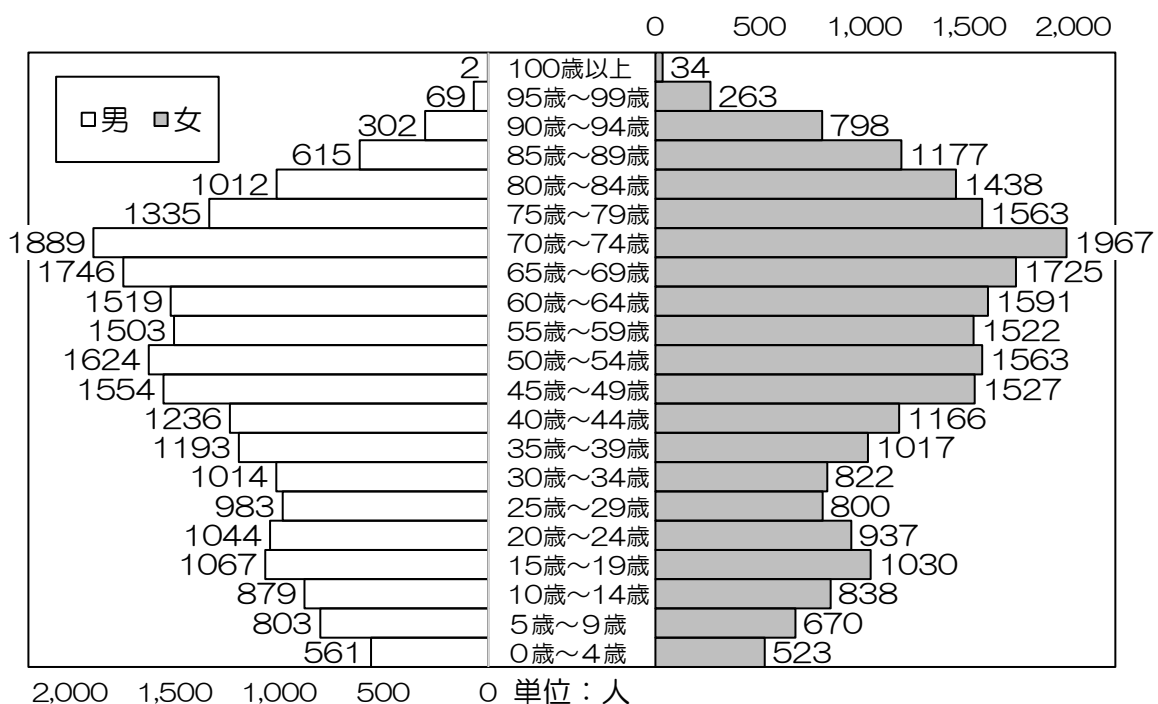
■年齢3区分別人口



住民基本台帳（各年4月1日現在）

令和5（2023）年4月1日現在の人口ピラミッドを見ると、いわゆる「団塊の世代」を含む「70歳～74歳」が男女ともに人口が最も多く、年少になるにつれ人口が著しく減少しています。

■人口ピラミッド

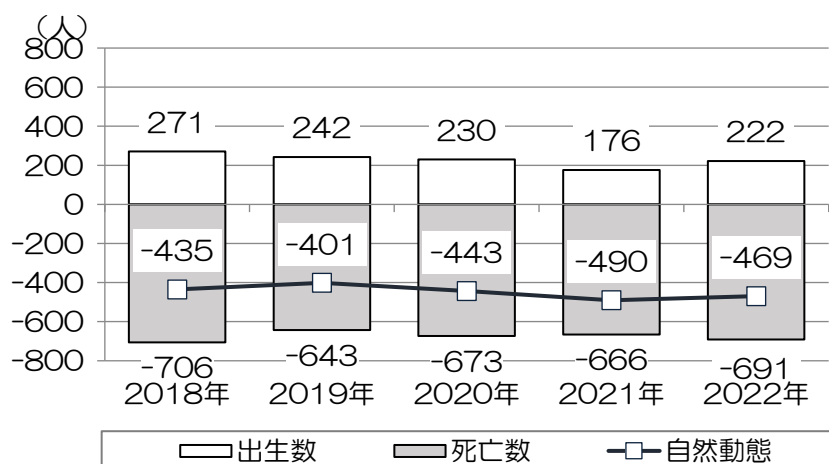


住民基本台帳（2023年4月1日現在）

(2)人口動態

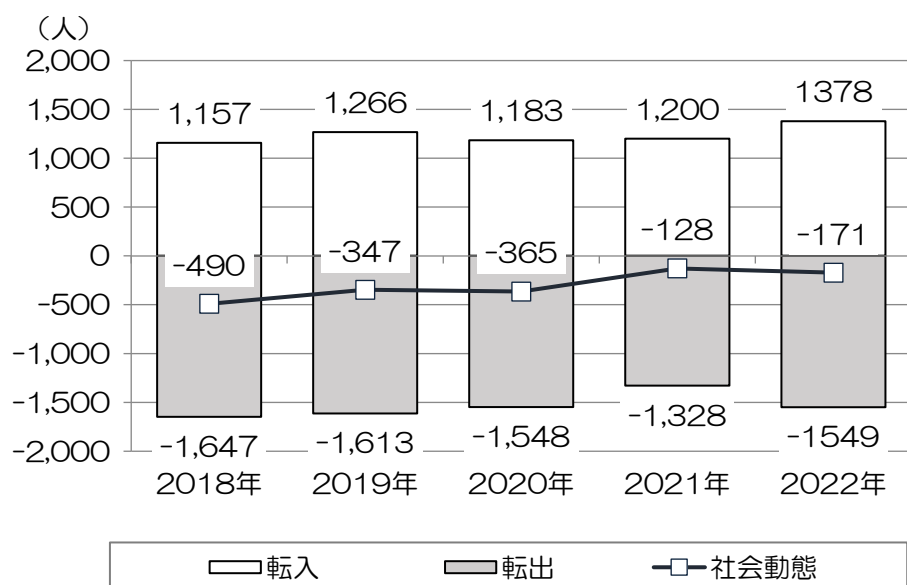
本市の平成30（2018）年から令和4（2022）年の人口動態は、自然動態・社会動態ともに減少が増加を大きく上回っています。

■自然動態の推移



群馬県統計課（各年10月1日）

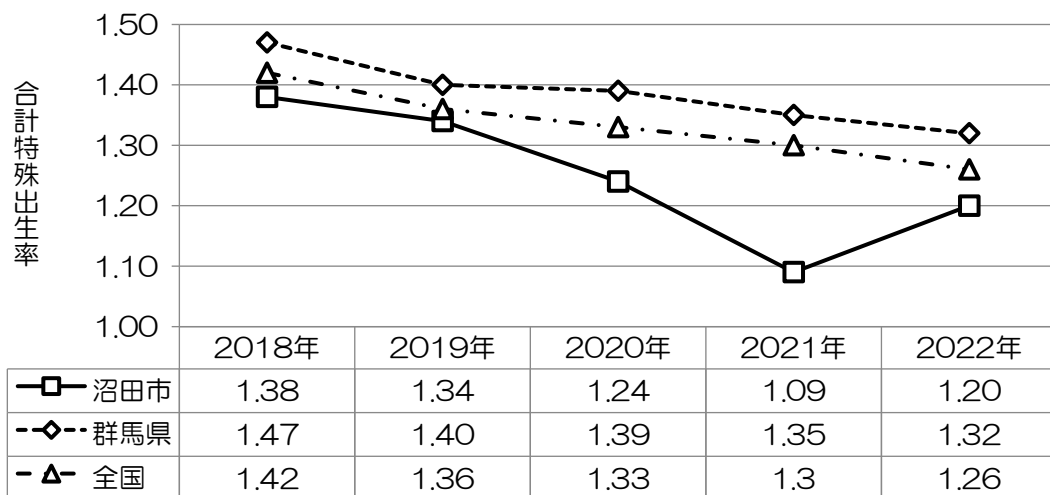
■社会動態の推移



群馬県統計課（各年10月1日）

また、合計特殊出生率※は、平成30（2018）年の1.38から令和4（2022）年には1.20まで減少しており、国や県の値を大きく下回りました。

■合計特殊出生率の推移



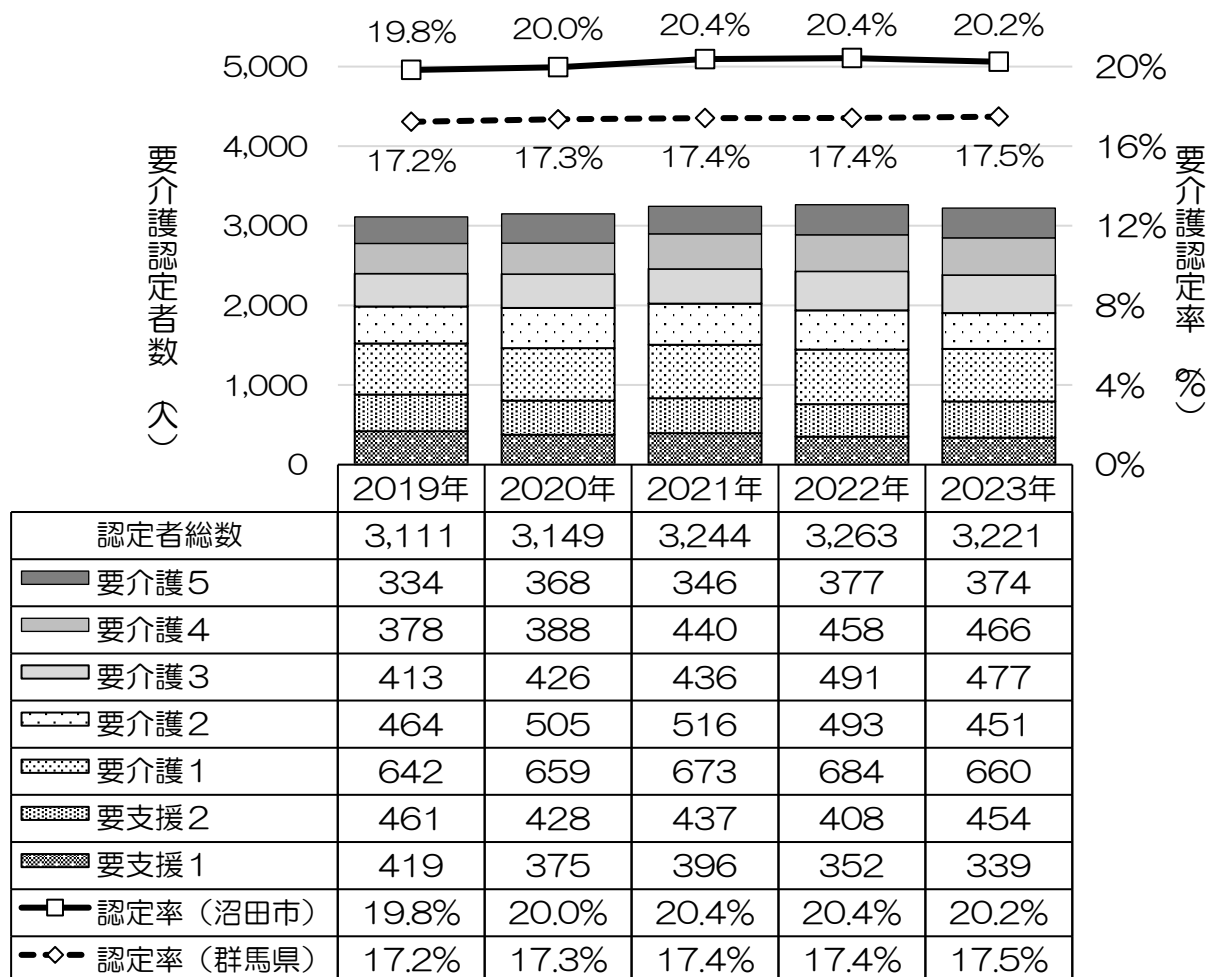
群馬県統計課

※合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当します。

(3)要介護等認定者

要介護認定者数の推移を見ると、令和元(2019)年の3,111人から増加し、令和5(2023)年では3,221人となっています。また、同期間の要介護認定率も、微増しています。この値は、県と比較して高いものとなっています。

■要介護認定者数と認定率の推移

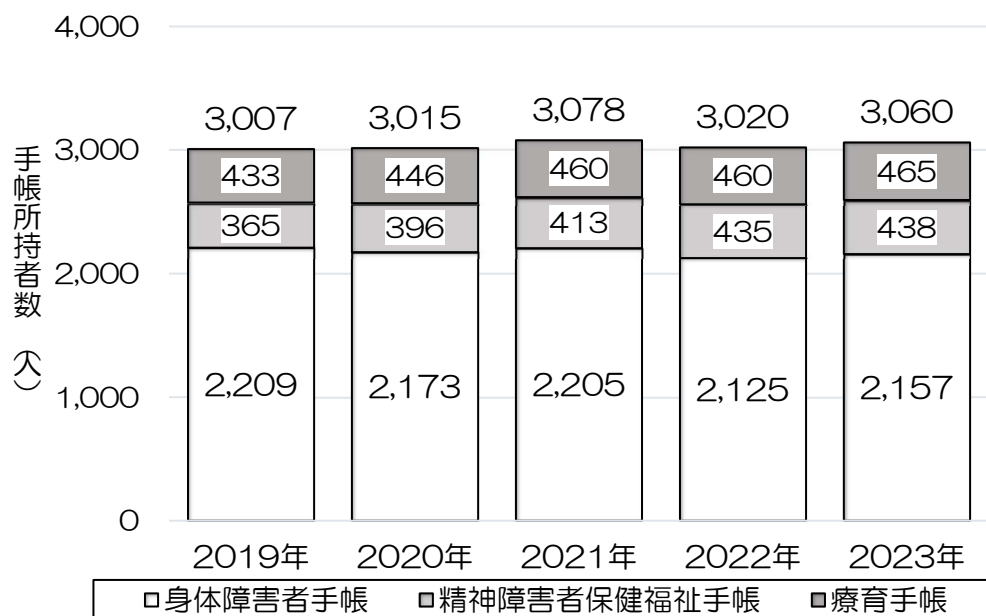


厚生労働省 介護保険事業状況報告

(4)障害者手帳所持者

「身体障害者手帳」所持者数は、増減を繰り返しながら推移していますが、「精神障害者保健福祉手帳」及び「療育手帳」所持者数は、年々増加しています。

■種類別障害者手帳所持者数の推移

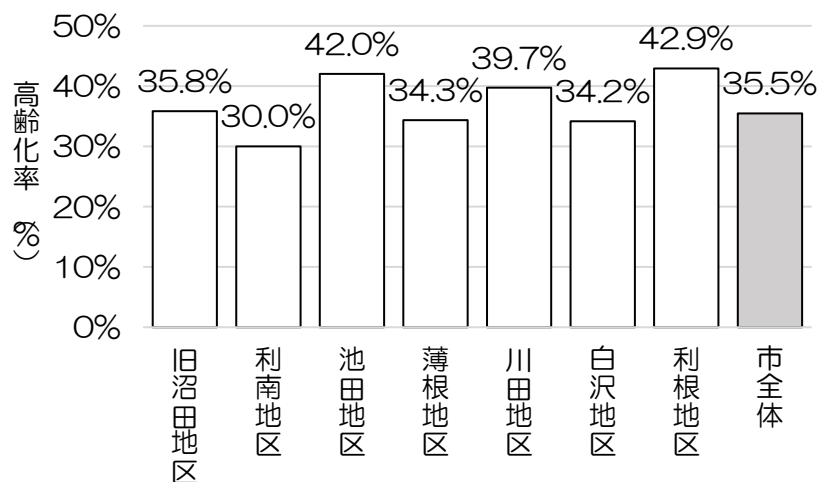


社会福祉課（各年4月1日）

(5)地域の高齢化の状況

本市の令和5（2023）年11月30日現在の地区別高齢化率を見ると、「市全体」が35.5%に対し、「旧沼田地区」「池田地区」「川田地区」「利根地区」の4地区は、市平均の高齢化率を上回っています。また、特に「利根地区」「池田地区」が高くなっています。

■各地域の高齢化率の状況



高齢福祉課

(6)ひとり暮らし高齢者世帯・高齢者夫婦のみの世帯の推移

ひとり暮らし高齢者世帯の推移を見ると、2015年からの5年間で、264世帯増加しました。また、高齢者夫婦のみの世帯は222世帯減少しました。

■ひとり暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦のみの世帯の世帯数の推移

沼田市	2015年		2020年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯	19,141	100.0%	18,815	100.0%
ひとり暮らし高齢者世帯	2,441	12.8%	2,705	14.4%
高齢者夫婦のみの世帯	2,640	13.8%	2,418	12.9%

群馬県	2015年		2020年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯	772,014	100.0%	803,215	100.0%
ひとり暮らし高齢者世帯	79,885	10.3%	93,993	11.7%
高齢者夫婦のみの世帯	96,584	12.5%	92,979	11.6%

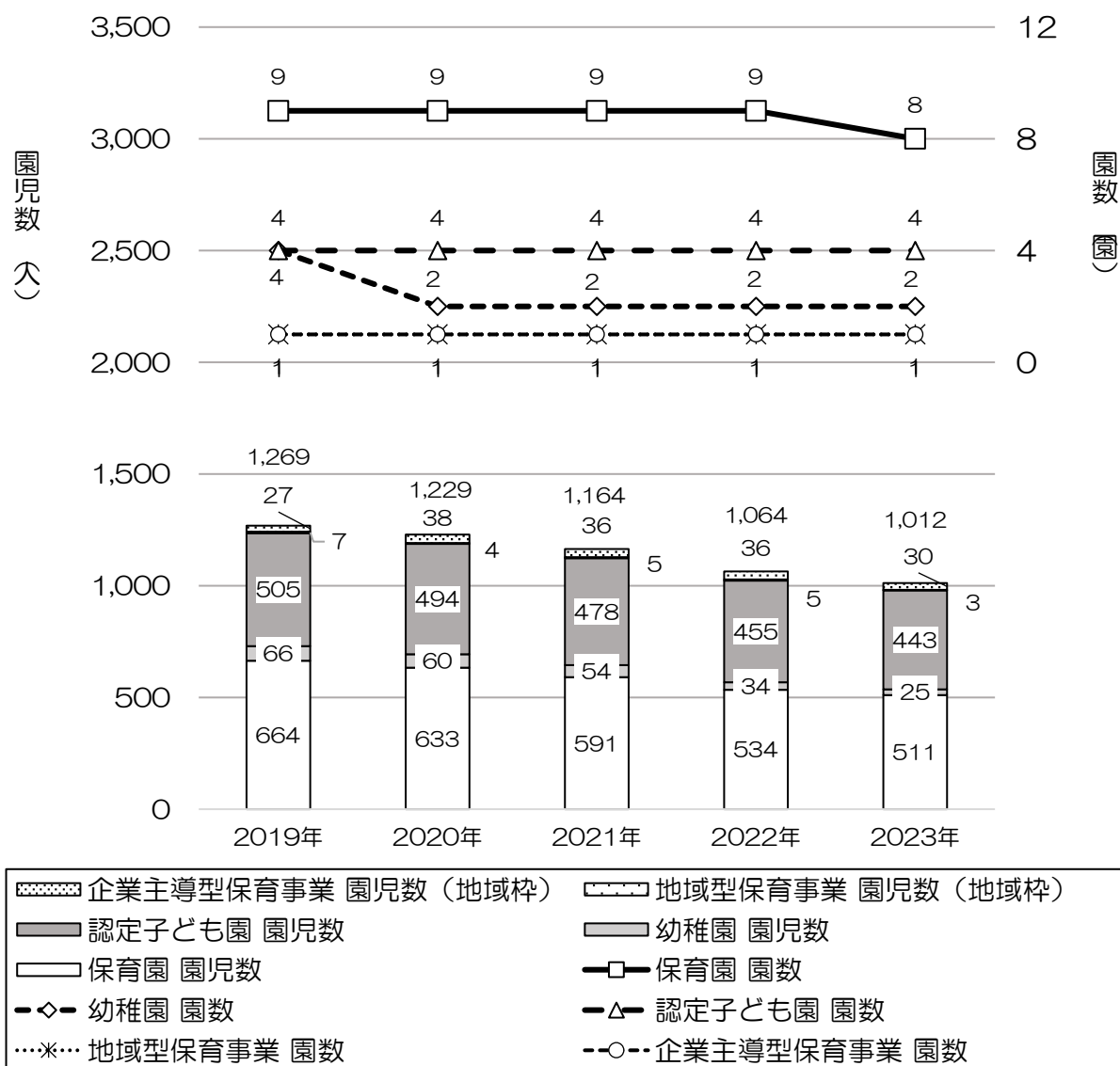
全国	2015年		2020年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯	53,331,797	100.0%	55,704,949	100.0%
ひとり暮らし高齢者世帯	5,927,686	11.1%	6,716,806	12.1%
高齢者夫婦のみの世帯	6,256,182	11.7%	5,830,834	10.5%

国勢調査（各年10月1日）

(7) 保育園等の園数・園児数の推移

本市の各園の園数・園児数の推移を見ると、各園とも減少していますが、これは園児数が大きく減少していることが大きな理由です。

■ 各園の園数と園児数の推移



子ども課

2 市総合計画の実施計画事務事業評価の結果

沼田市の地域福祉に関する主要な事務事業（重点施策）として、沼田市第六次総合計画「保健・医療・福祉～ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり～」の実施計画に挙げられている事務事業について、毎年、各施策の成果を評価しています。

今回の沼田市地域福祉計画の策定にあたり、令和５年度に行った実施計画事務事業評価を確認し、事業進捗の検証を行います。

事業名	担当課	成果目標	事業の評価
人間ドック検診費助成事業	国保年金課	保健事業の一環として実施し、疾病の重篤化防止と健康管理意識の喚起による医療費の抑制を狙いとする。	継続
がん検診事業	健康課	受診勧奨等や体制整備を図ることにより受診率の向上を図るとともに、検診の精度管理を行い、検診の精度を高め、がんの早期発見に努める。	継続
健康教育事業	健康課	生活習慣病予防に関する知識の普及、健康管理についての意識の向上。	継続
スマートウェルネス推進事業	健康課	健康寿命の延伸に向け生活習慣病等を予防するため、ウォーキングを入り口に健康への意識を高め健康ライフスタイルを習慣化する。	継続
予防接種事業	健康課	予防接種の制度について周知を行い、希望する者が適正に接種できる体制の整備に努める。また、接種率の向上を図り、感染症のまん延を防止する。	継続
技術ボランティア養成事業	社会福祉課	ボランティア活動への参加意識の高揚を図り、専門的で質の高いボランティアを養成する。併せて、障がい当事者団体及び支援者団体の活動を促進する。	継続
社会福祉協議会活動事業	社会福祉課	福祉活動及び地域福祉を担う沼田市社会福祉協議会の運営に対し補助を行うことで、沼田市の福祉活動の活性化と地域福祉の向上を図る。	改善
老人クラブ助成事業	介護高齢課	会員の親睦を図るとともに、沼田市老人クラブ連合会を中心に、スポーツや文化を通じて、高齢者の生きがいづくりに寄与する。	継続

高齢者筋力向上トレーニング事業	健康課	住民参加型事業として、市内でより多くの地域（町）に参加を促すことにより、市内全域において生きがいづくり・健康づくりを図りながら住民同士の支え合いができる地域づくりを進める。また、継続して団体活動が行えるよう、専門職派遣等の支援を受ける割合を高めることを目標とする。	継続
緊急通報体制等整備事業	介護高齢課	ひとり暮らし高齢者等の日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資する。	継続
「食」の自立支援事業	介護高齢課	ひとり暮らし高齢者等の食生活の改善と健康増進を図り、在宅での自立を支援する。	継続
在宅寝たきり高齢者等おむつサービス事業	介護高齢課	常時紙おむつを必要とする在宅の寝たきり及び認知症高齢者に対し、療養生活の快適化と介護者及び家族の身体的労苦を軽減する。	継続
介護慰労金事業	介護高齢課	在宅で要介護4、または5に認定された高齢者を、1年以上継続して介護している介護者の労をねぎらい、在宅介護の推進を図る。	継続
介護予防・日常生活支援総合事業	介護高齢課	一律のサービスから状況に応じた緩和した基準による多様なサービス利用で自立した生活が営めるよう高齢者支援を行い、介護保険事業費の抑制に努める。	継続
認知症初期集中支援推進事業	介護高齢課	認知症の高齢者ができるだけ住み慣れた地域で、できるだけ長く自宅で生活できるよう支援する。また、受診やサービス利用につなげ、状態の重度化を延伸する。	継続
ハッピープロジェクト事業	子ども課	市内で活動する団体のネットワーク化を図ることにより、結婚を希望しながら出会いの機会を得られない潜在的な未婚者の掘り起こしを行い、婚姻率の上昇につなげていく。また、啓発の取組により、若い世代が自らのライフデザインから見えてくる地域の在り方を考え、愛着を育むきっかけとし、新婚世帯への住居費等を支援することにより、若年層の市外転出の抑制や出生数の上昇につなげる。	継続
不妊治療費助成事業	健康課	不妊治療に要した医療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ることにより、不妊治療を受けやすくし、出生数の減少の緩和につなげる。	継続

放課後児童健全育成事業	子ども課	待機児童を発生させることなく、受入枠の安定的な確保・拡大を図り、平成 27 年度より配置が義務づけられた「支援員」の認定資格取得を進め、支援員（指導員）の資質の向上を図る。	継続
ファミリー・サポート・センター事業	子ども課	子育て家庭のサポート体制を整え、地域の中で安心して子育てできる環境をつくる。	継続
子ども相談事業	子ども課	令和 2 年度に設置した「子ども家庭総合支援拠点」において、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う。また、ヤングケアラー支援においても、学校等の関係機関と連携し、適切な支援を行う。	継続
地域子育て支援拠点事業	子ども課	小学校就学前の親子が気軽に訪れ、交流や相談ができる場所として開設し、地域における子育て支援体制を整備することにより、子育て家庭の不安や孤立感の軽減を図る。	継続
教育・保育充実促進事業	子ども課	各種の保育サービスを実施する園を確保し、教育・保育の質の向上につながる体制を整える。	継続
障害者スポーツ事業	社会福祉課	スポーツを通じて、社会参加を促進し、ゆとりや生きがいのある社会生活の実現を図る。	継続
地域活動支援センター事業	社会福祉課	一人でも多くの利用者が生き生きと生活していけるように創作的活動、生産活動の場を提供する。作業工賃において、目標額を設定して、より多くの工賃収入を得ることを成果目標の一つとしたい。また、一定期間地域活動支援センターでの訓練等を受けて、可能であれば一般就労や福祉的就労へつないでいく。	継続
出産育児一時金支給事業	国保年金課	国保被保険者の出産時の経費支援及び育児に対する一時的な支援を出産に対して行い、出生率の低下を抑制する。	継続
福祉医療・重度障害者助成 福祉医療費の助成事業	国保年金課	重度心身障害者及び高齢重度障害者の経済的支援による日常生活における福祉の向上及び社会参加の促進。	継続
子育て支援事業（子ども医療費	国保年金課	中学卒業までの医療費を助成して、安心な子育て環境を整える。令和 5 年度からは、対象者を高	拡充

の補助) 福祉医療費の助成事業		校卒業までの年齢に拡大し、更なる充実を図る。	
生活困窮者自立支援事業	社会福祉課	相談者に対し、生活保護に陥らないよう早期の自立を支援する。①常用就労のための就労支援②住居の確保による就職活動支援③子どもの進学を図る学習支援④生活困窮者への食糧支援	継続

3 地域での福祉活動の状況

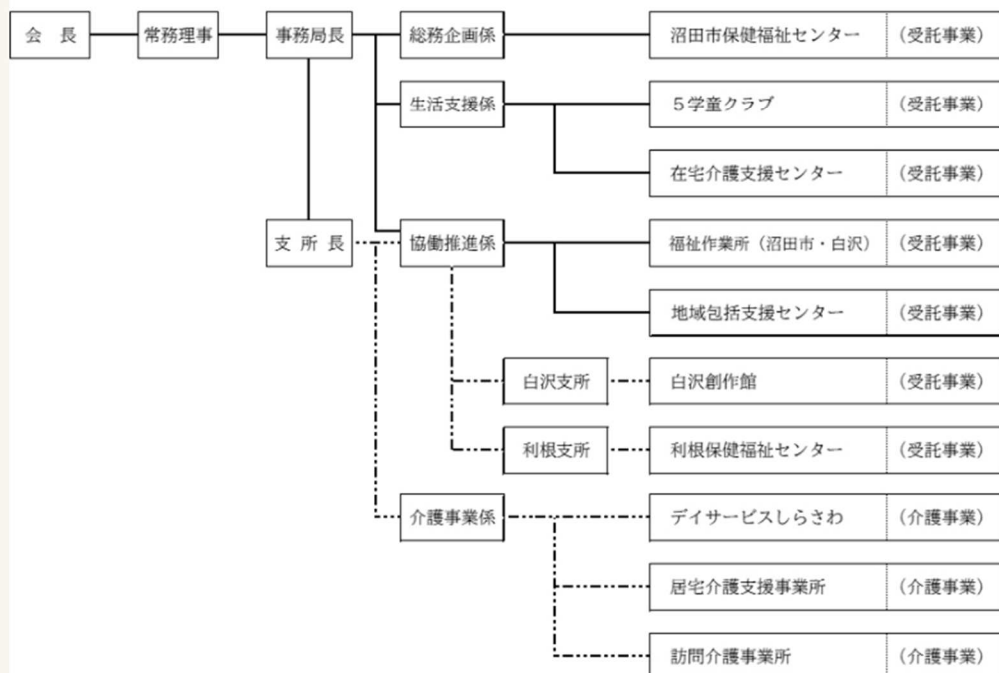
(1) 沼田市社会福祉協議会の状況

沼田市社会福祉協議会は、地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題として捉え、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることにより、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指しています。また、市民の福祉活動の場づくり仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる講師の関係者・団体・機関との連携、具体的な福祉サービスの企画、実施なども行っています。

役員は、区長、民生委員・児童委員、行政機関、福祉関係者、学識経験者など地域の代表者で構成されており、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人びととの協働を通じて、地域の最前線で活動しています。

組織図

令和6年度沼田市社会福祉協議会組織機構図



(2) 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員（区域担当委員・主任児童委員）は、ひとり暮らし高齢者や育児世帯の見守り活動、市民からの福祉サービスの相談、生活に関する相談などを受けて、行政機関等と連絡・協力して地域福祉の増進に努めています。

本市では、令和5年12月末現在で129人の民生委員・児童委員が厚生労働大臣から委嘱を受け、各地区民生委員児童委員協議会を設置して、地域福祉の向上のため中心的な役割を担って活動しています。

■令和4年度民生委員・児童委員相談訪問件数（定員132人累計）

	分野別相談・支援件数				
区分	高齢者に関すること	障がい者に関すること	子どもに関すること	その他	計
件数	1,090	86	186	390	1,732

	その他の活動件数					
区分	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介
件数	3,168	3,174	2,337	3,078	330	34

	訪問回数		連絡調整回数		活動日数
区分	訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関	
件数	9,980	4,802	3,602	3,353	14,580

社会福祉課

(3) ボランティア活動、NPO法人等

地域福祉に対する関心の高まりにより、ボランティアやNPO法人の活動が広がりを見せています。その活動内容は多岐にわたっています。

また、県の認証を受けたNPO法人をはじめとする多くの民間団体等がさまざまな分野で活躍しています。

■ボランティア団体数（ボランティア連絡協議会加入団体）

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
49	46	44	42	41

沼田市社会福祉協議会（毎年1月現在）

4 市民意識調査からみる現状

「沼田市地域福祉計画」と「沼田市地域福祉活動計画」の策定にあたり、市民の皆様より地域福祉に関する、考え方やご意見等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

期間 2023年11月1日（水）～2023年11月20日（月）

方法 沼田市在住の18歳以上の方の中から無作為に2,000名を抽出し、調査票と返信用封筒を同封し、郵送配布、郵送回収で実施しました。

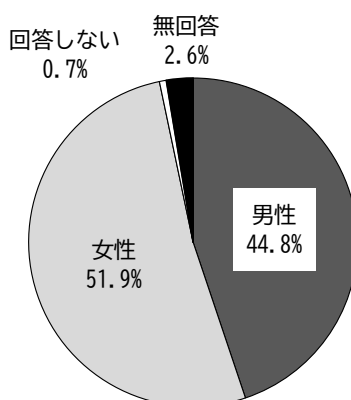
	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
市民調査	2,000件	885件	44.3%	883件	44.2%

※白紙回答2件については、無効としました。

(1)回答者について

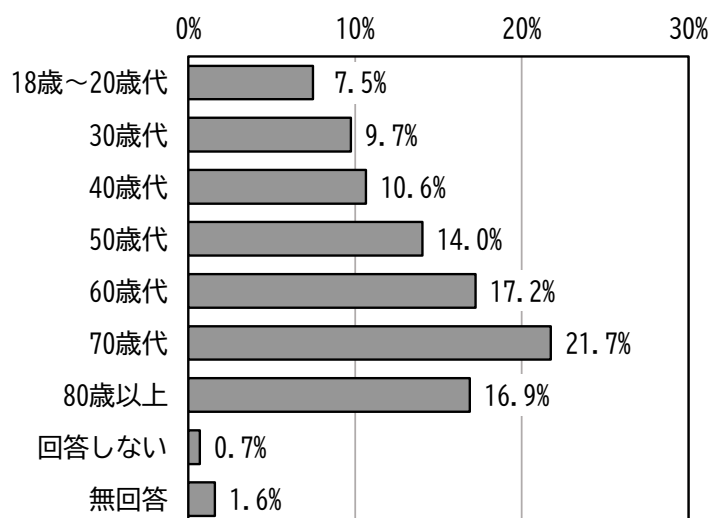
■性別

回答者の性別は、「男性」が44.8%、「女性」が51.9%となっています。



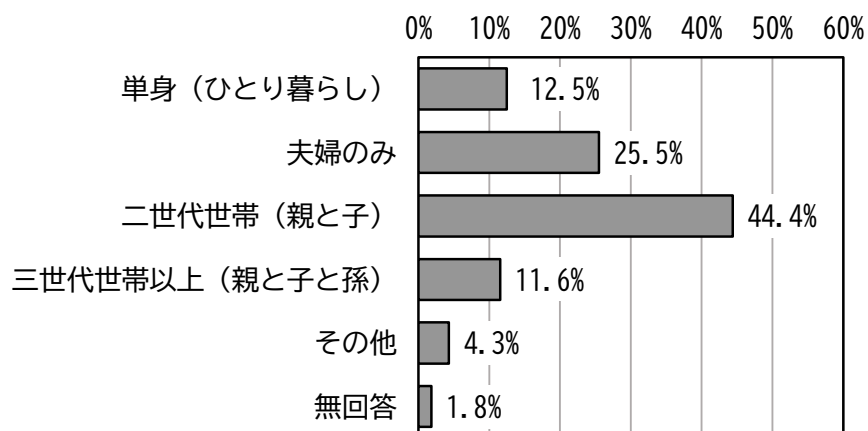
■年齢

回答者の年齢は、「70歳代」が21.7%と最も多く、次いで、「60歳代」が17.2%、「80歳以上」が16.9%となっています。



■家族構成

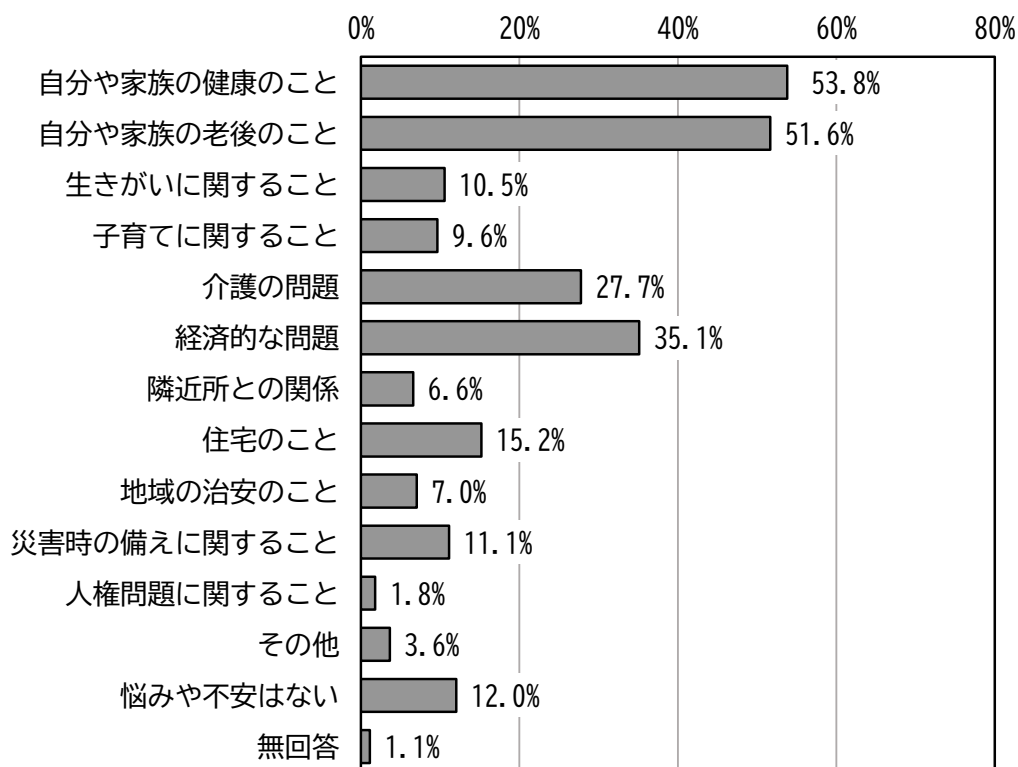
回答者の家族構成は、「二世世代世帯（親と子）」が44.4%と最も多く、次いで、「夫婦のみ」が25.5%、「単身（ひとり暮らし）」が12.5%となっています。



(2)あなた自身やご家族の生活などについて

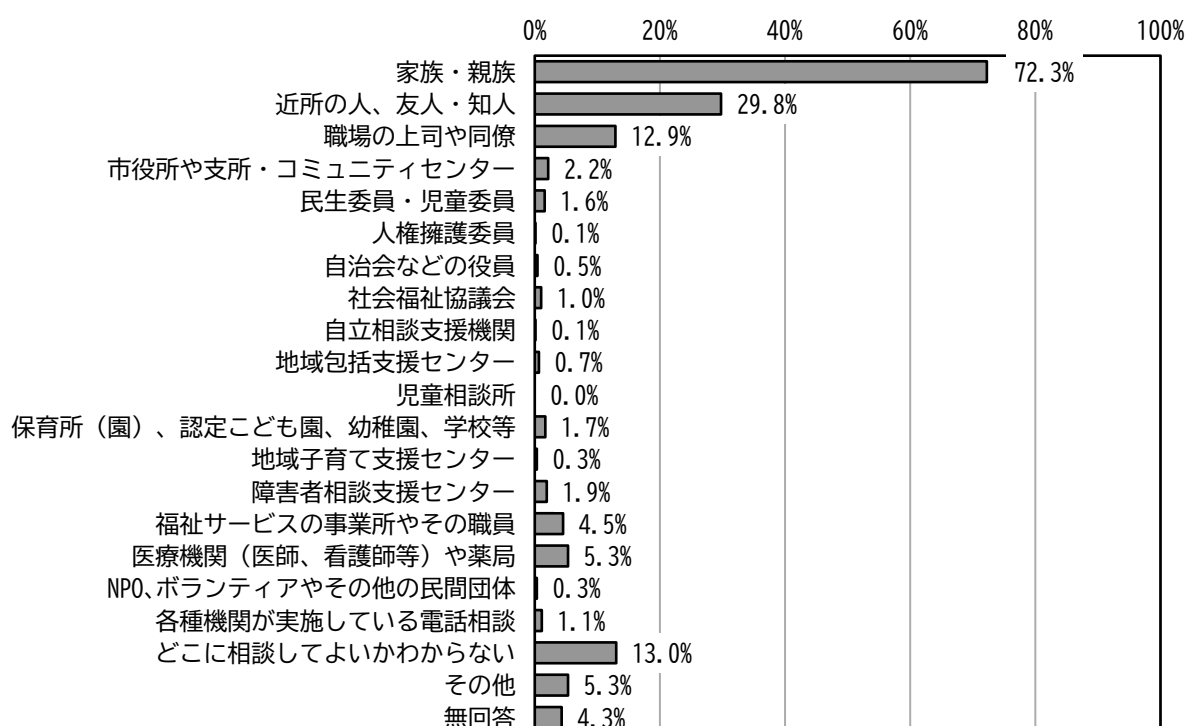
■あなた自身や家族の悩み・不安について

日々の生活において感じている悩みや不安については、「自分や家族の健康のこと」が53.8%と最も多く、次いで、「自分や家族の老後のこと」が51.6%、「経済的な問題」が35.1%となっています。【複数回答あり：回答総数 2,180 件】



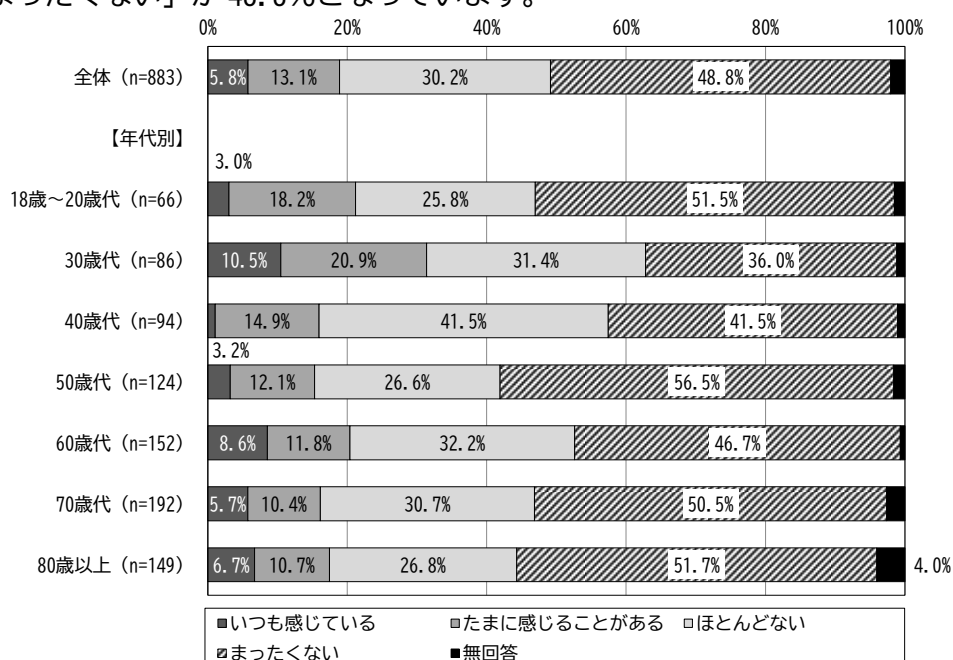
■悩みや不安の相談先について

悩みや不安の相談先については、「家族・親族」が72.3%と最も多く、次いで、「近所の人、友人・知人」が29.8%、「どこに相談してよいかわからない」が13.0%となっています。【複数回答あり：回答総数 1,404 件】



■孤独・孤立について

日常生活や社会生活の中で孤独を覚えたり、社会から孤立していると感じたりすることがあるかについては、「いつも感じている(5.8%)」、「ときどき感じることがある(13.1%)」、「たまに感じることがある(30.2%)」を合わせた『感じている(計)』が49.2%に対し、「まったくない」が48.8%となっています。

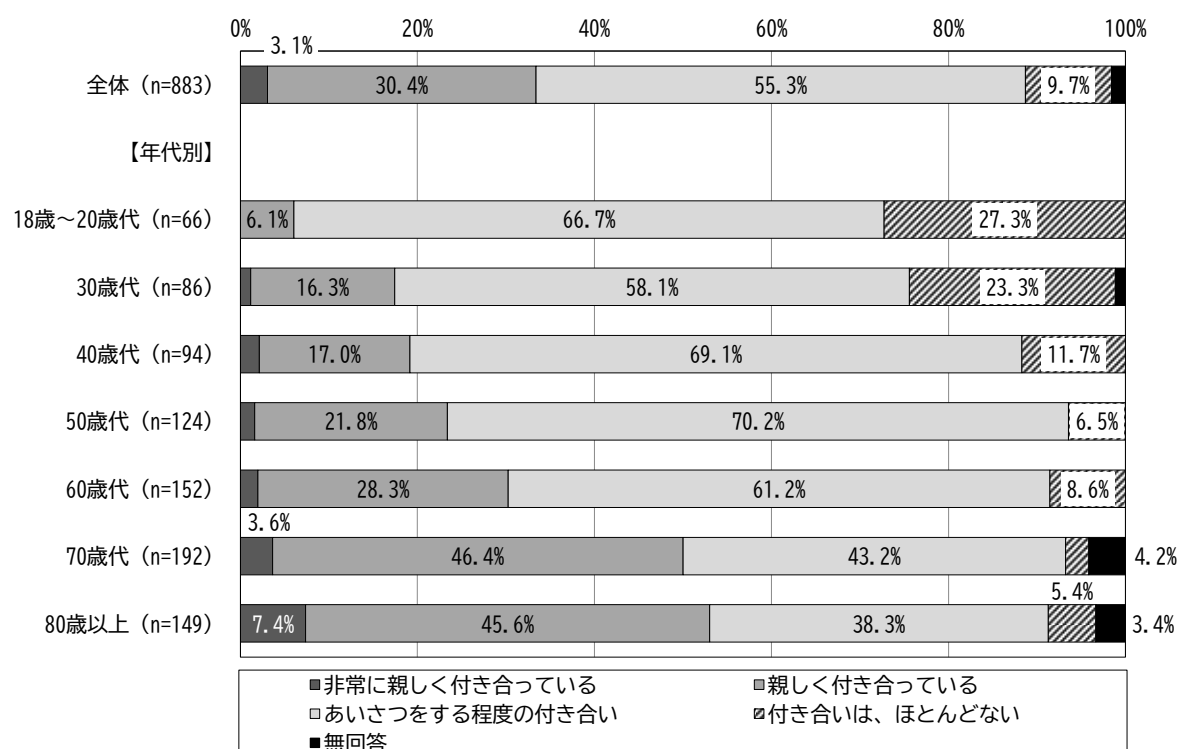


(3)隣近所や地域との関わりについて

■近所との付き合いについて

近所の人との付き合いについては、「あいさつをする程度の付き合い」が 55.3%と最も多く、次いで、「親しく付き合っている」が 30.4%、「付き合いは、ほとんどない」が 9.7%となっています。

また、近所の人など地域の人との関わり合いでの考えについては、「隣近所との付き合いや助け合いは大切にしたい」が 56.1%と最も多く、次いで、「隣近所など地域の人には期待しないで、自分のことは自分で行う」が 16.3%、「地域の人と協力し合い、地域をよくする活動に取組みたい」が 10.4%となっています。



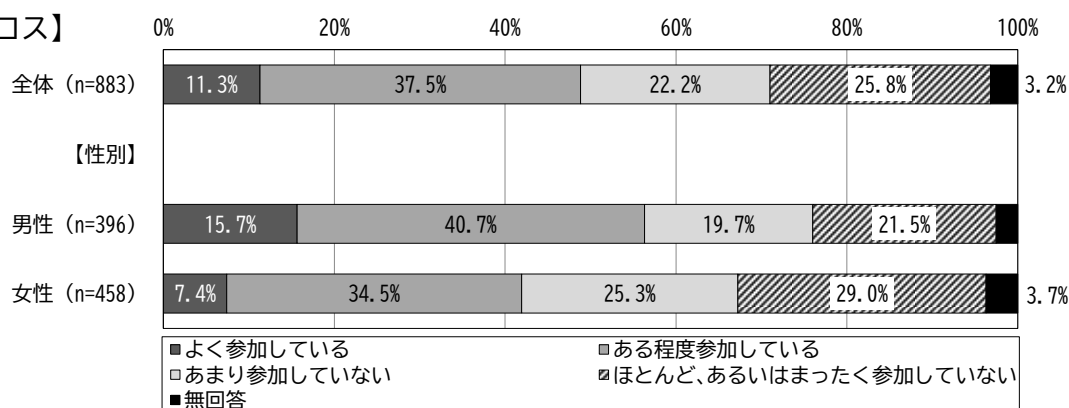
■区や町内会、地域活動の参加頻度について

区や町内会、隣組等の活動の参加頻度については、「よく参加している(11.3%)」、「ある程度参加している(37.5%)」を合わせた『参加している(計)』が 48.8%に対し、「あまり参加していない(22.2%)」、「ほとんど、あるいはまったく参加していない(25.8%)」を合わせた『参加していない(計)』が 48.0%となっています。

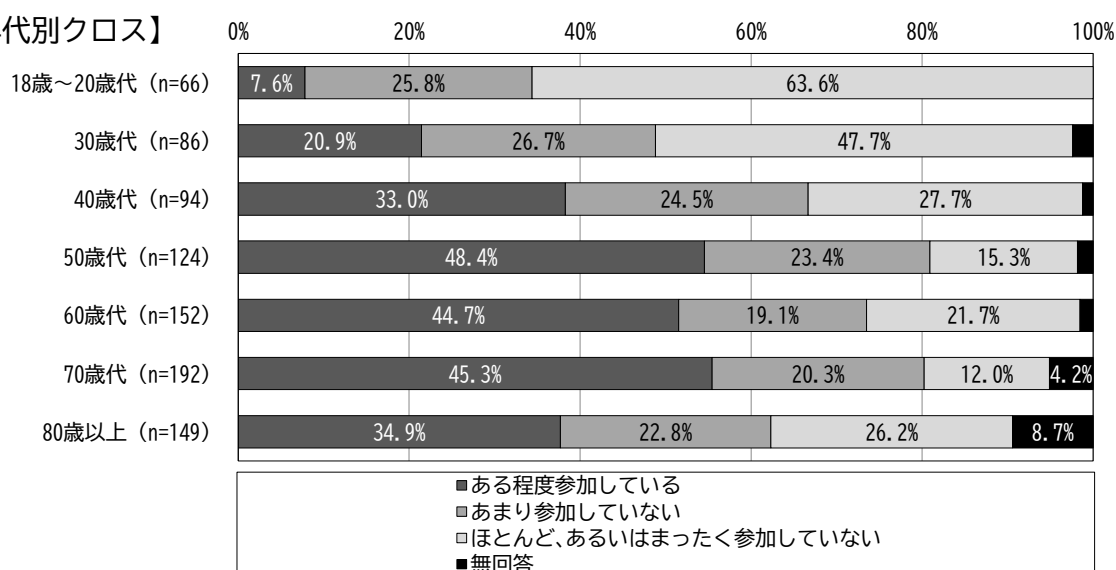
性別では、男性の『参加している(計)』が 56.4%に対し、女性の『参加している(計)』が 41.9%となっています。

年代別では、50代・60代・70代の参加が高く、20代から40代までは、年齢を重ねる毎に徐々に高くなっていることがわかります。

【性別クロス】

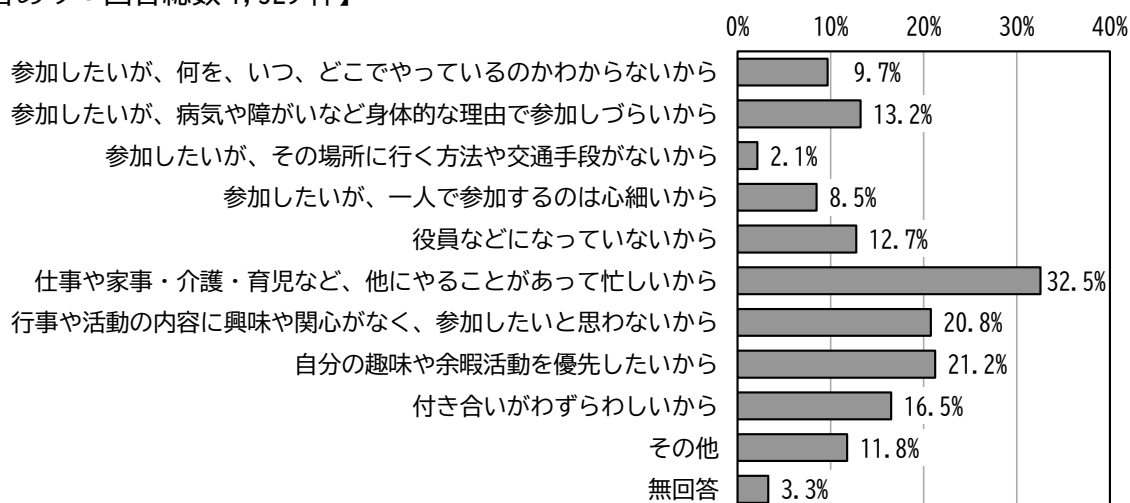


【年代別クロス】



■区や町内会等の活動に参加していない主な理由について

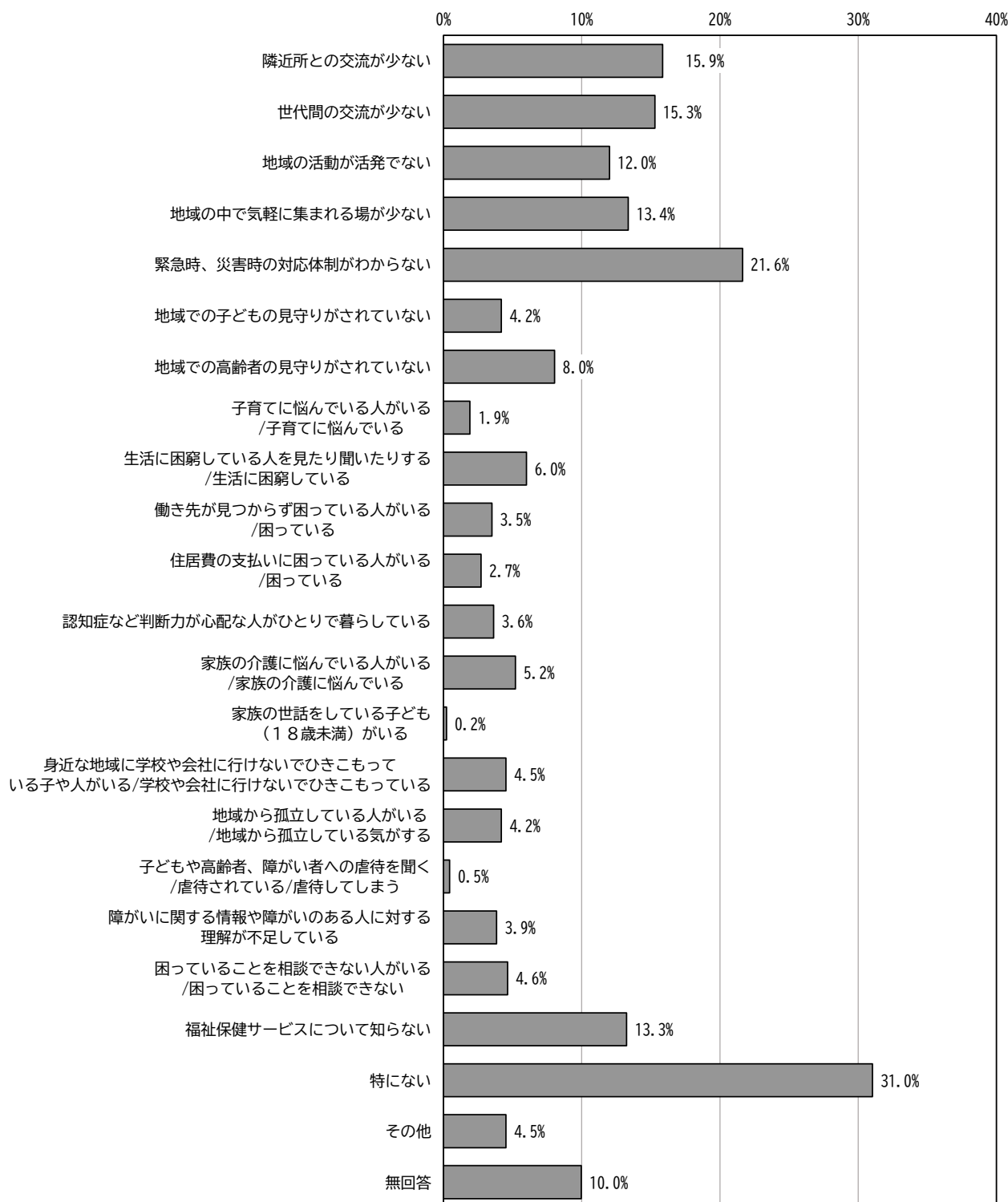
区や町内会等の活動に「あまり参加していない」または「ほとんど、あるいはまったく参加していない」のいずれかを選択した方からの回答では、活動に参加していない理由は、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから」が32.5%と最も多く、次いで、「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」が21.2%、「行事や活動の内容に興味や関心がなく、参加したいと思わないから」が20.8%となっています。【複数回答あり：回答総数 1,529 件】



(4)地域福祉に対する考え方について

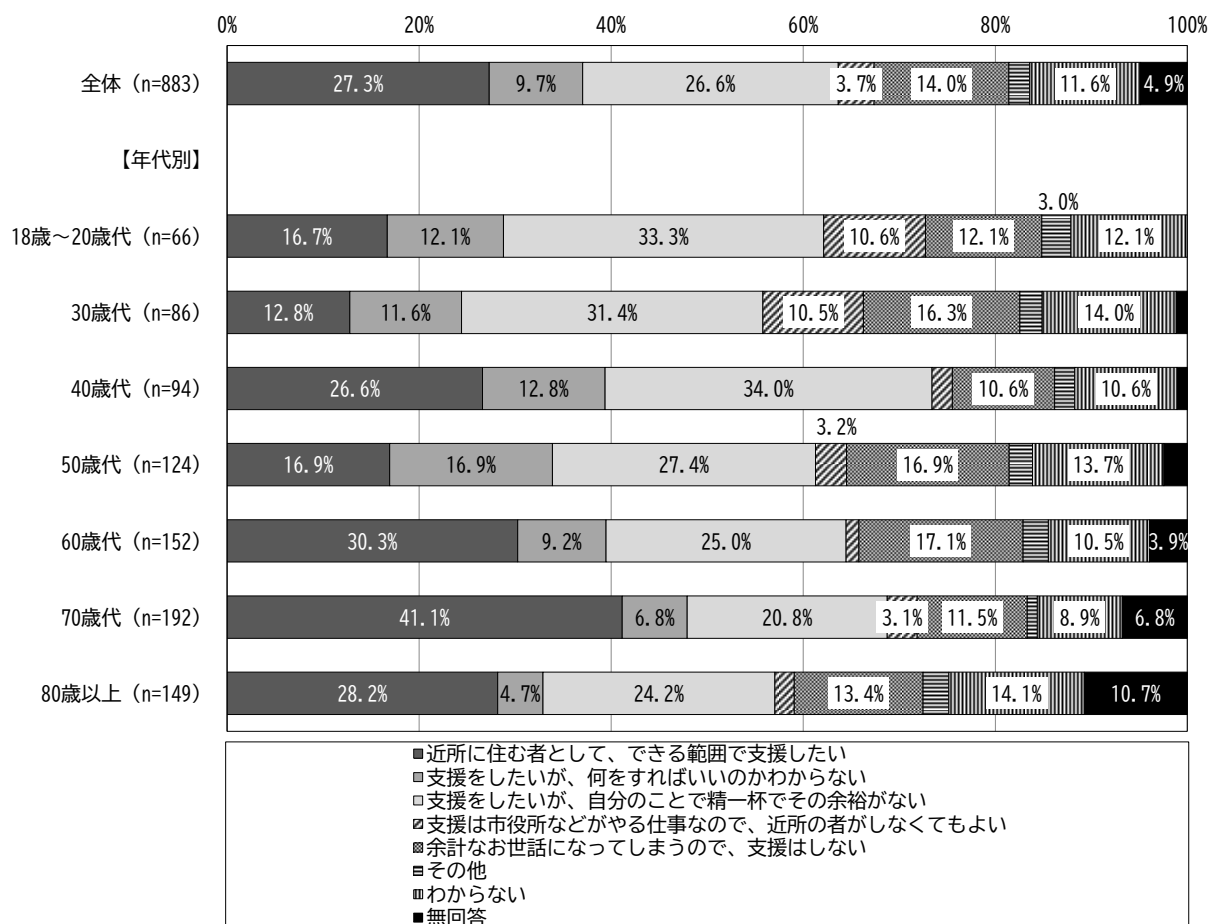
■地域での心配なことについて

住んでいる身近な地域の中での心配ごとについては、「特にない」が 31.0%と最も多く、次いで、「緊急時、災害時の対応体制がわからない」が 21.6%、「隣近所との交流が少ない」が 15.9%、「世代間の交流が少ない」が 15.3%となっています。【複数回答あり：回答総数 1,678 件】



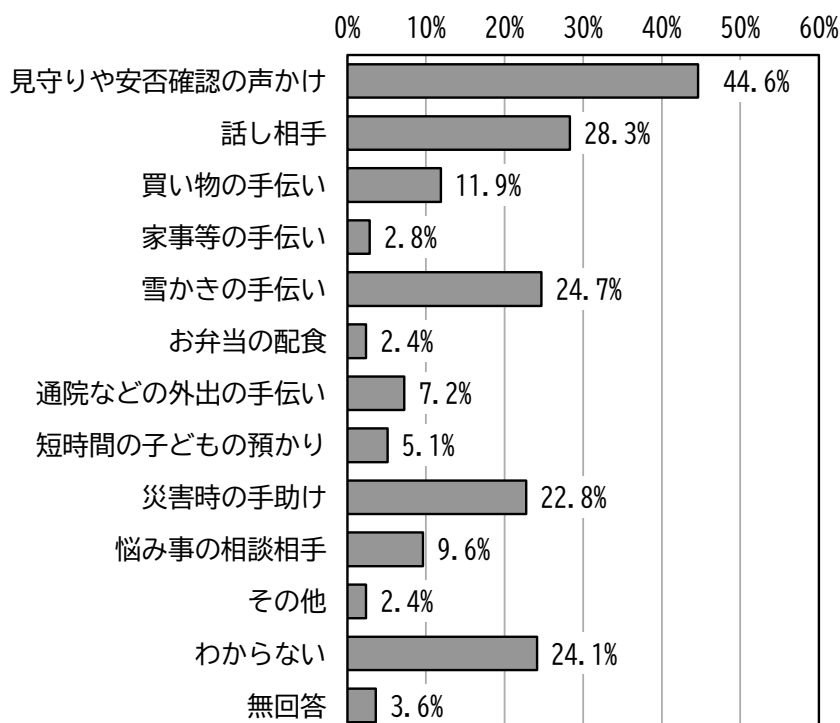
■近所の人への支援について

近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている方への支援への考えについては、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が27.3%と最も多く、次いで、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が26.6%、「余計なお世話になってしまうので、支援はしない」が14.0%となっています。



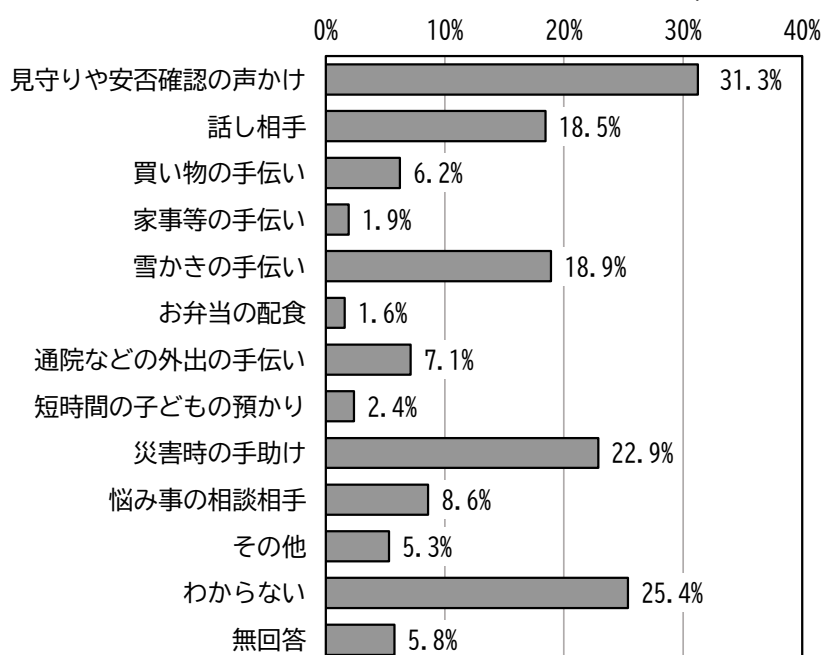
■どのような支援・手助けができるかについて

支える側として、隣近所に、介護や子育てで困っている家庭があった場合、どのような手助けができるかについては、「見守りや安否確認の声かけ」が 44.6%と最も多く、次いで、「話し相手」が 28.3%、「雪かきの手伝い」が 24.7%となっています。【複数回答あり：回答総数 1,674 件】



■どのような支援・手助けを受けたいかについて

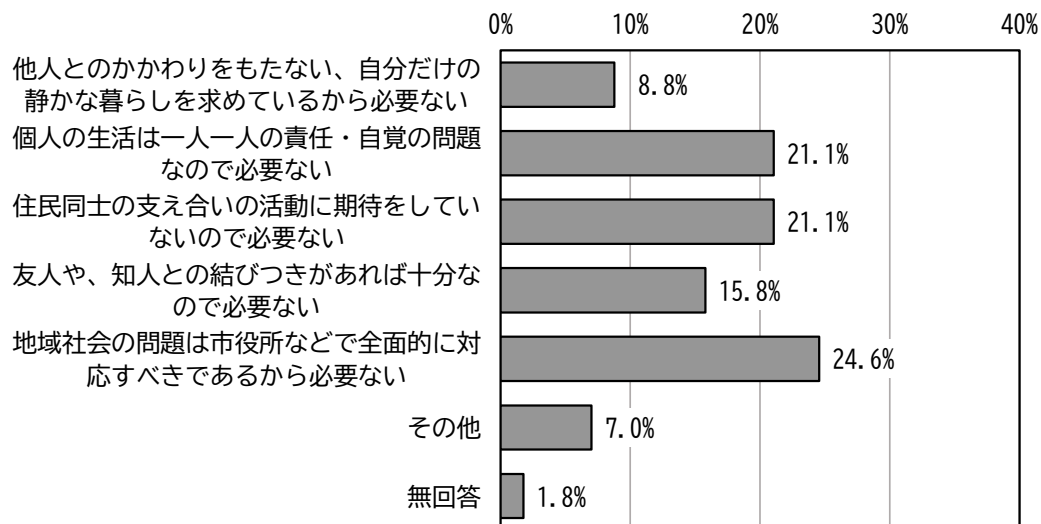
受け手側として、隣近所に、あなたはどのような手助けを受けたいかについては、「見守りや安否確認の声かけ」が 31.3%と最も多く、次いで、「わからない」が 25.4%、「災害時の手助け」が 22.9%となっています。【複数回答あり：回答総数 1,376 件】



■住民相互の自主的な協力関係について

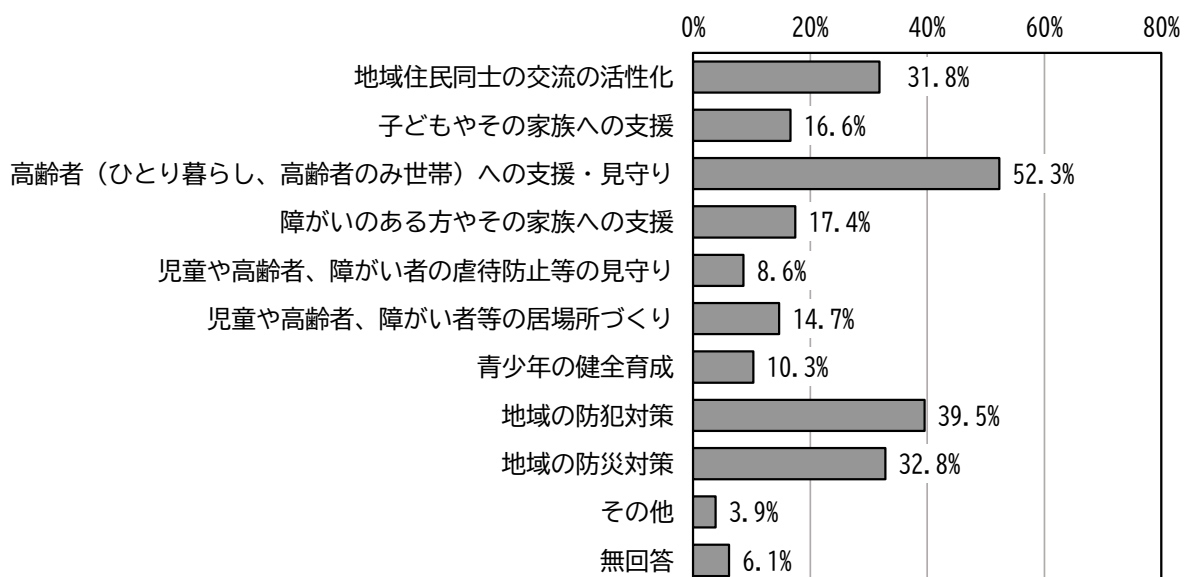
地域社会での生活で起こるさまざまな問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思うかについては、「協力関係は必要だと思う」が 68.6%と最も多く、次いで、「わからない」が 20.3%、「協力関係は必要と思わない」が 6.5%となっています。

また、「協力関係は必要と思わない」方の回答として、その理由は、「地域社会の問題は市役所などで全面的に対応すべきであるから必要ない」が 24.6%と最も多く、次いで、「個人の生活は一人一人の責任・自覚の問題なので必要ない」、「住民同士の支え合いの活動に期待をしていないので必要ない」が 21.1%となっています。



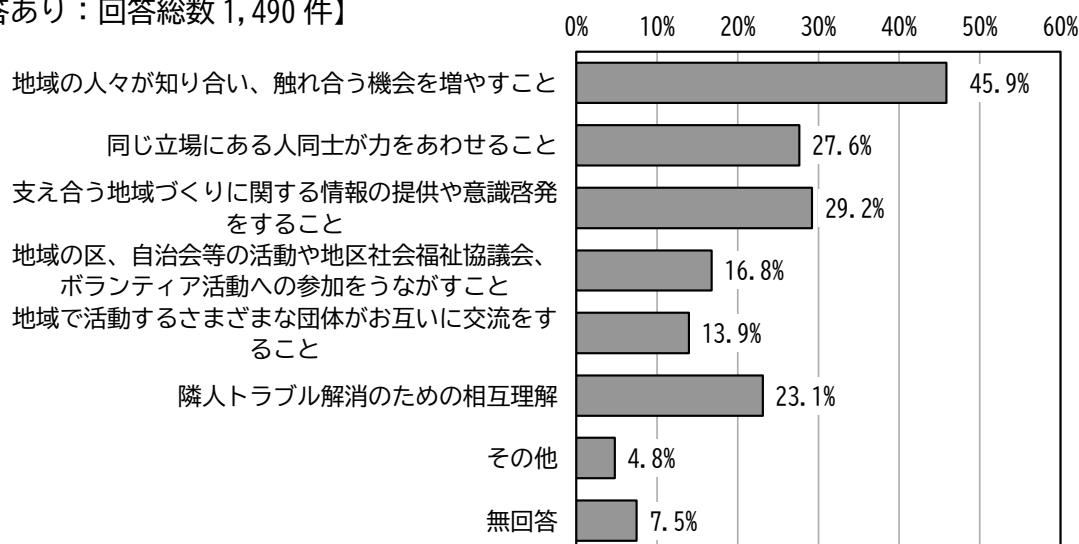
■お住まいの地域における必要な取り組みについて

住まいの地域において、どのような取り組みが必要かについては、「高齢者（ひとり暮らし、高齢者のみ世帯）への支援・見守り」が 52.3%と最も多く、次いで、「地域の防犯対策」が 39.5%、「地域の防災対策」が 32.8%となっています。【複数回答あり：回答総数 2,068 件】



■住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために、必要な取り組みについて

住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために、どのようなことを行う必要があるかについては、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が 45.9%と最も多く、次いで、「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」が 29.2%、「同じ立場にある人同士が力をあわせること」が 27.6%となっています。【複数回答あり：回答総数 1,490 件】

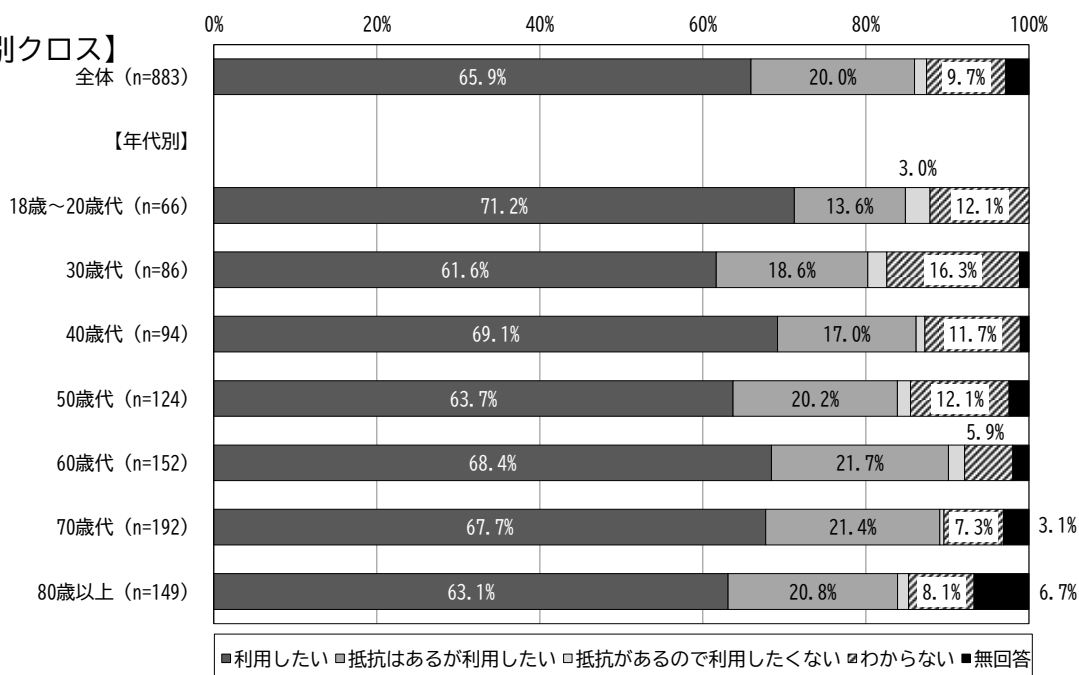


(5)福祉サービスに対する意識について

■介護や障がい等の福祉サービスが必要になったときについて

自身や家族に介護や障がい等の福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用するかについては、「利用したい(65.9%)」、「抵抗はあるが利用したい(20.0%)」を合わせた『利用したい(計)』が 85.9%に対し、「抵抗があるので利用したくない」が 1.5%となっています。また、「わからない」が 9.7%となっています。

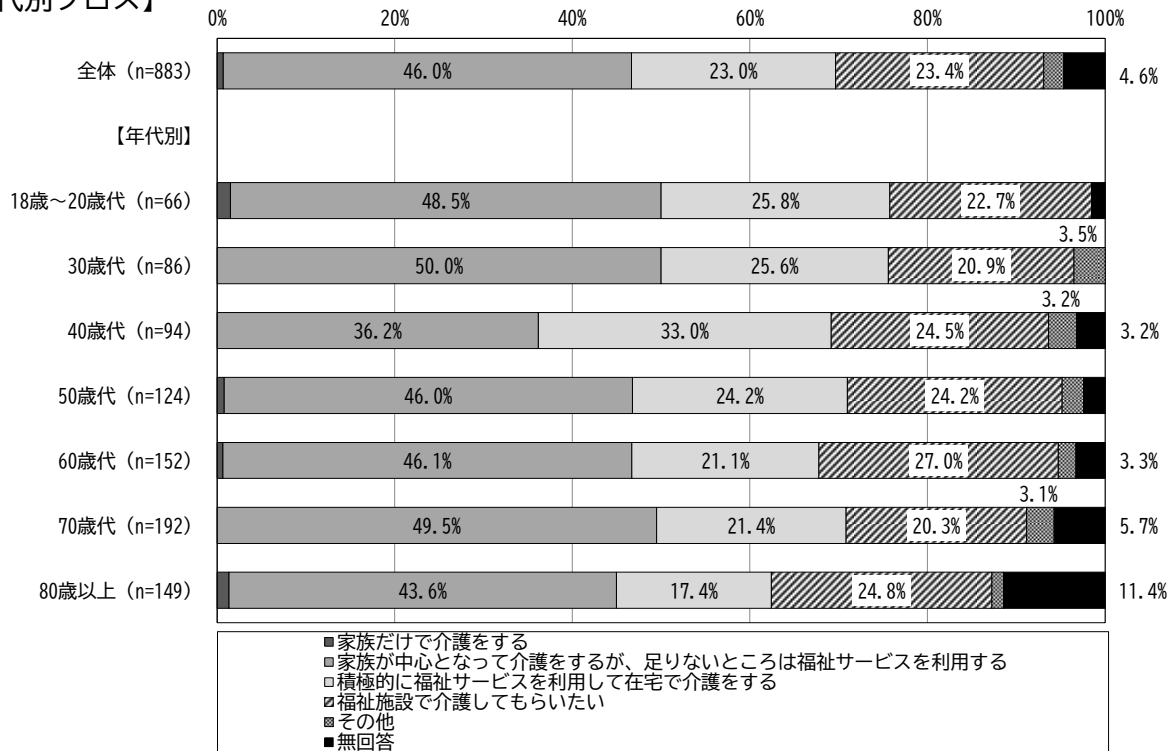
【年代別クロス】



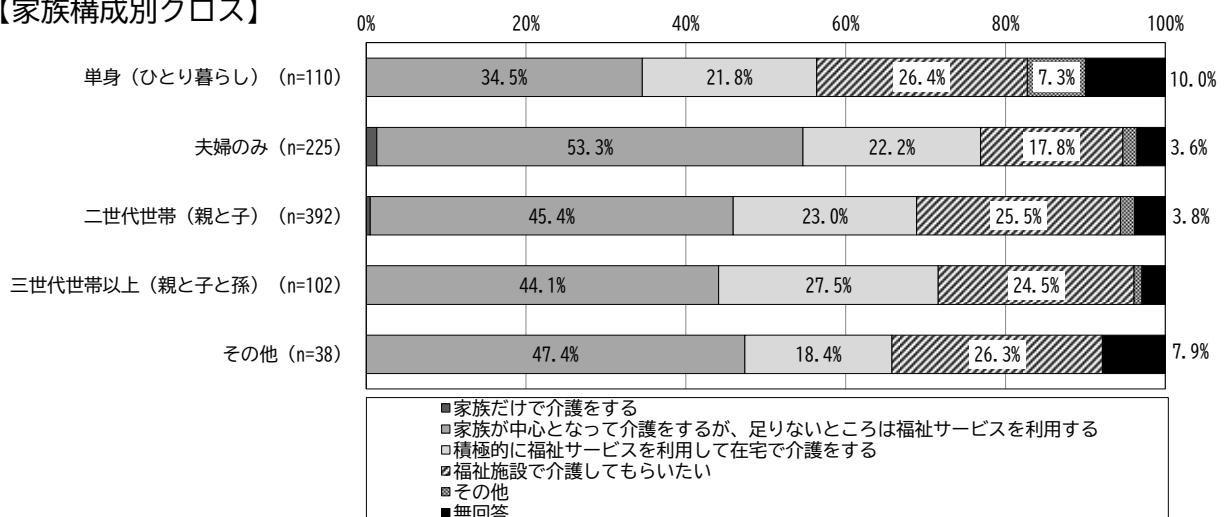
■介護が必要になった場合、どのようにしたいかについて

もし、家族に介護が必要になった場合、どのようにしたいと考えているかについては、「家族が中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する」が46.0%と最も多く、次いで、「福祉施設で介護してもらいたい」が23.4%、「積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をする」が23.0%となっています。

【年代別クロス】

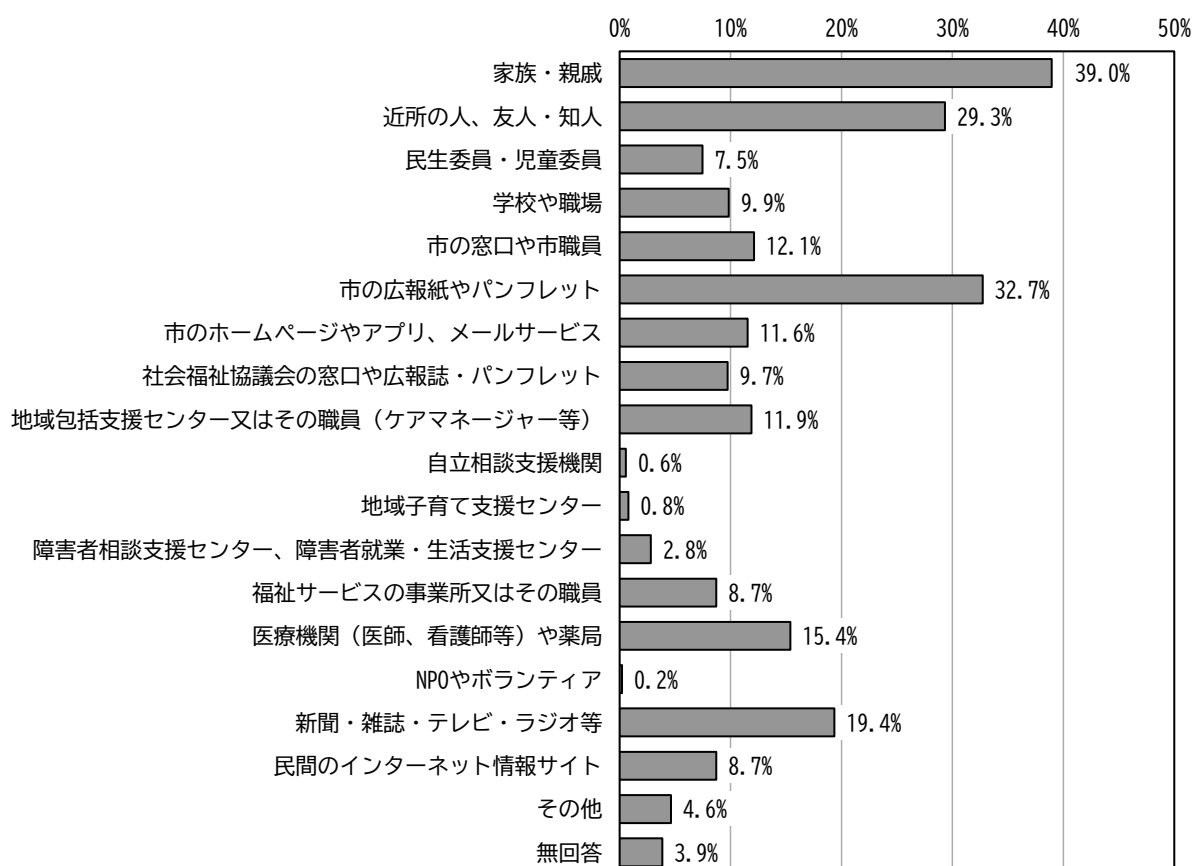


【家族構成別クロス】



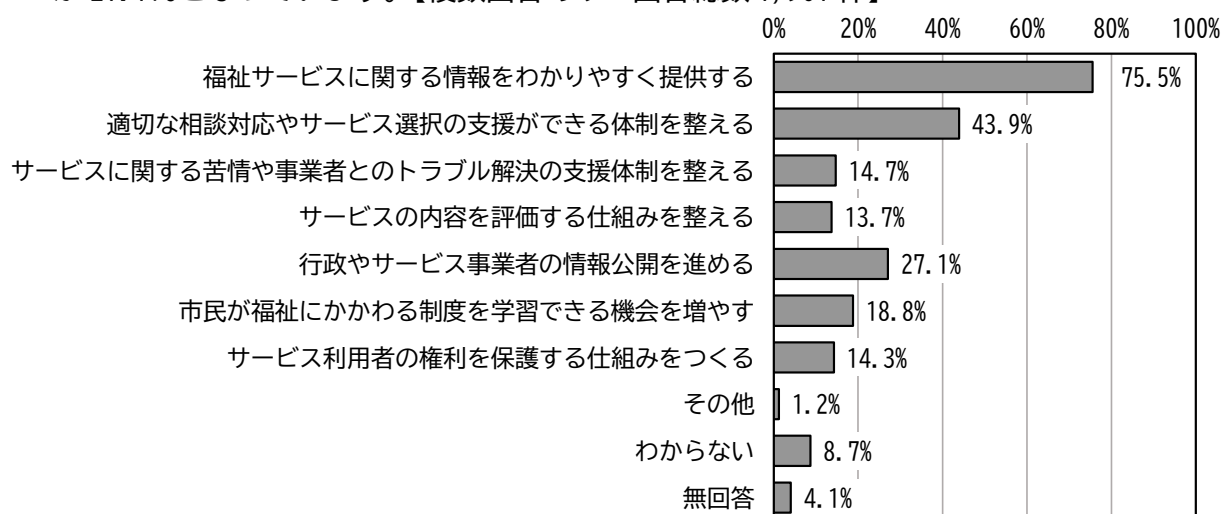
■福祉サービスに関する情報の入手先について

福祉サービスに関する情報の入手先については、「家族・親戚」が39.0%と最も多く、次いで、「市の広報紙やパンフレット」が32.7%、「近所の人、友人・知人」が29.3%となっています。【複数回答あり：回答総数 2,020 件】



■自分に最適の福祉サービスを安心して利用するために必要な市の取り組みについて

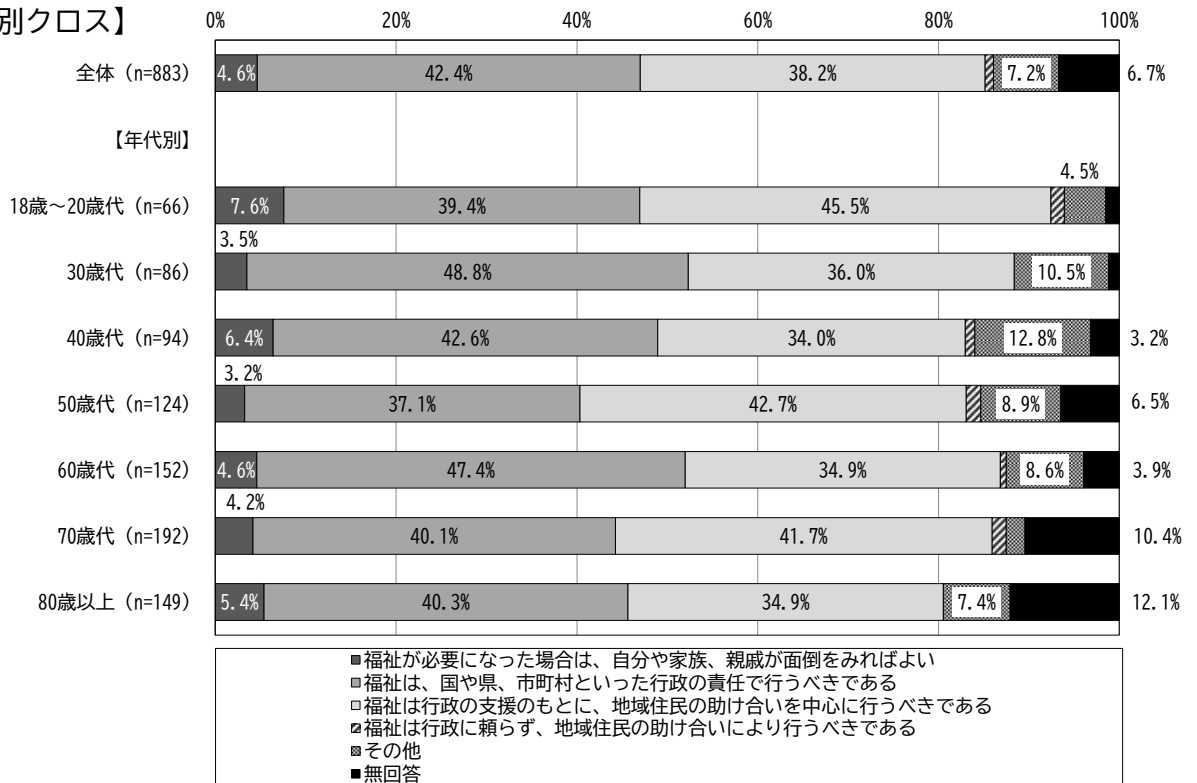
利用者が自分に最適の福祉サービスを安心して利用するためには、市では今後どのようなことに取り組む必要があるかについては、「福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供する」が75.5%と最も多く、次いで、「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」が43.9%、「行政やサービス事業者の情報公開を進める」が27.1%となっています。【複数回答あり：回答総数 1,961 件】



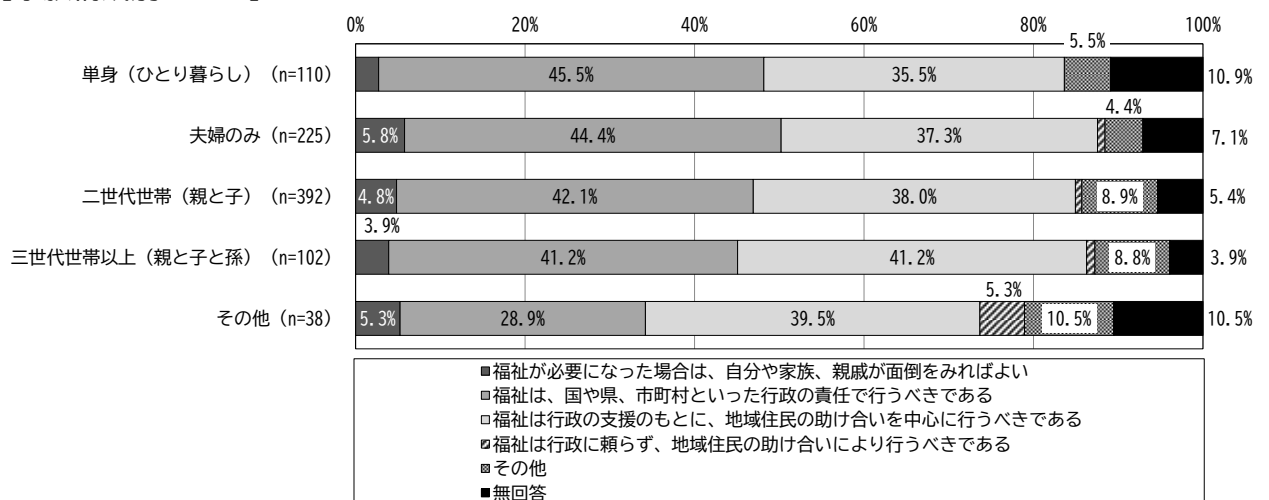
■今後の福祉のあり方について

今後の福祉のあり方の考えについては、「福祉は、国や県、市町村といった行政の責任で行うべきである」が42.4%と最も多く、次いで、「福祉は行政の支援のもとに、地域住民の助け合いを中心に行うべきである」が38.2%、「その他」が7.2%となっています。

【年代別クロス】

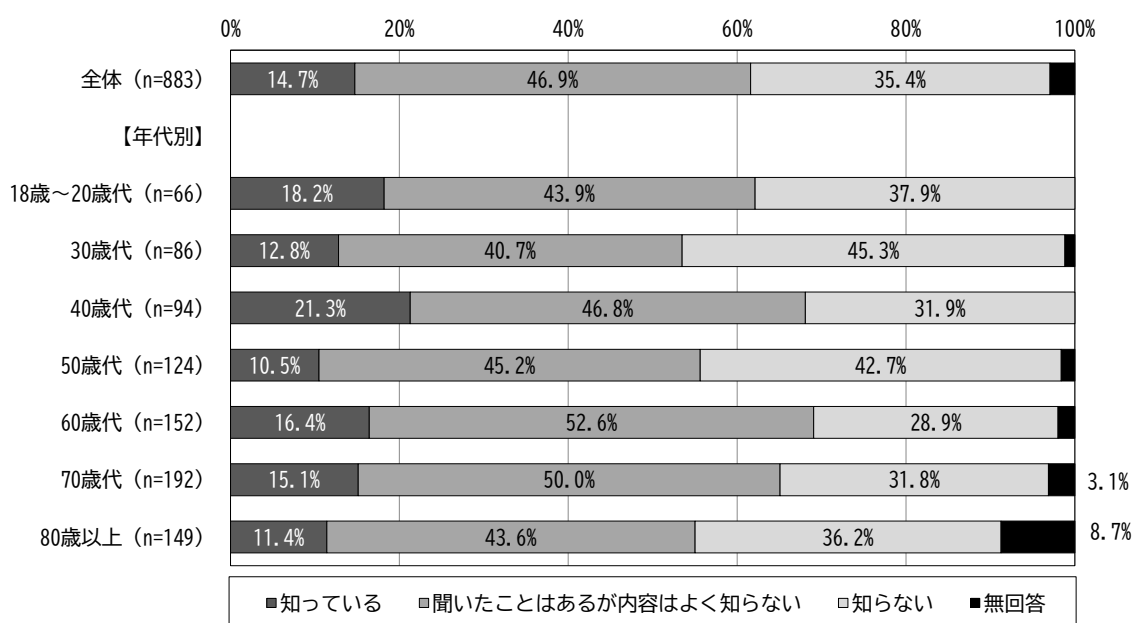


【家族構成別クロス】



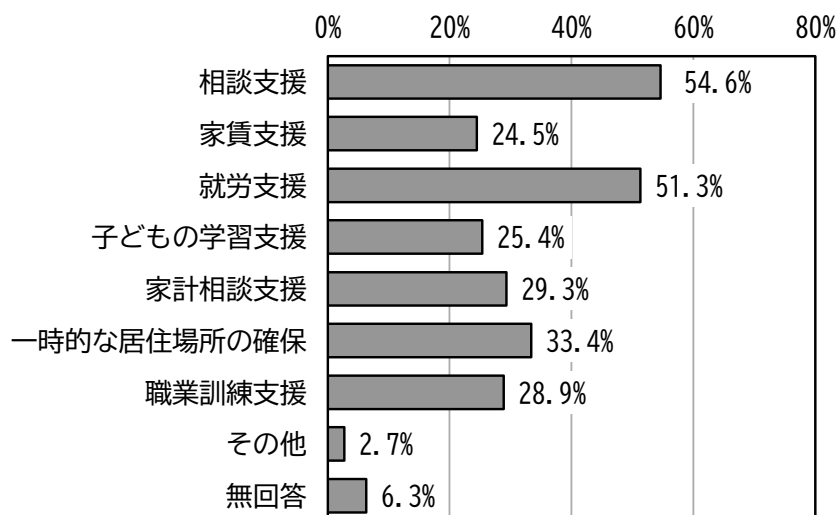
■生活困窮者自立支援制度について

「生活困窮者自立支援制度」の認知度については、「聞いたことはあるが内容はよく知らない」が46.9%と最も多く、次いで、「知らない」が35.4%、「知っている」が14.7%となっています。



■生活に困窮した人が自立した生活を送るための支援について

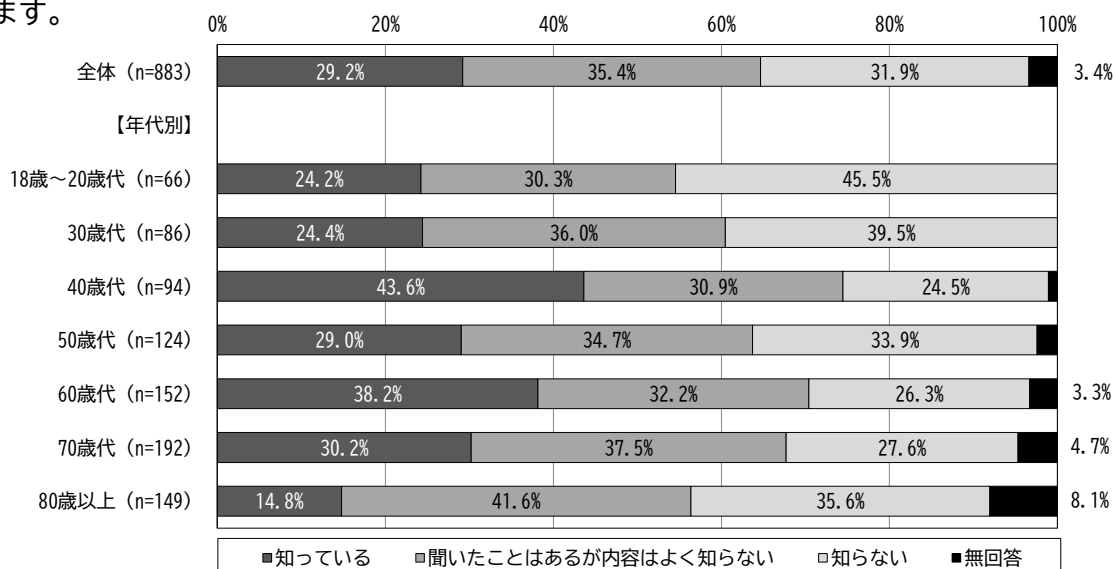
生活に困窮した人が自立した生活を送るための支援として、取り組んでほしいと考えるサービス・支援については、「相談支援」が54.6%と最も多く、次いで、「就労支援」が51.3%、「一時的な居住場所の確保」が33.4%となっています。【複数回答あり：回答総数 2,264 件】



※生活困窮者自立支援制度とは、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、職業訓練や就労相談、住居確保給付金の支給など、自立した生活を送れるようになるための支援をする制度です。

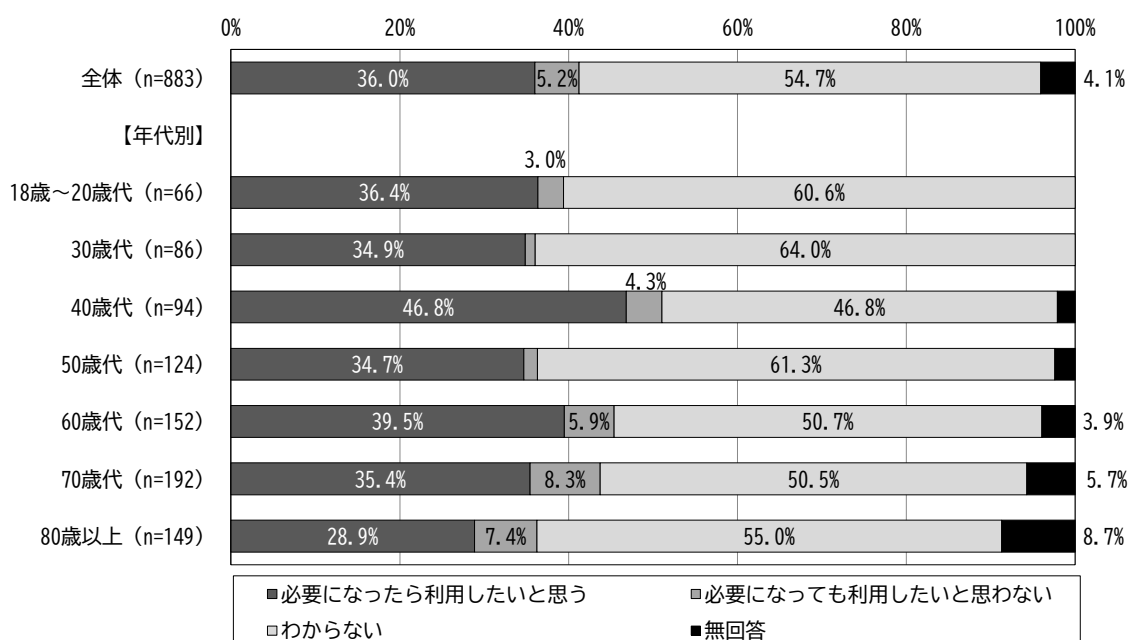
■成年後見制度について

「成年後見制度」の認知度については、「聞いたことはあるが内容はよく知らない」が35.4%と最も多く、次いで、「知らない」が31.9%、「知っている」が29.2%となっています。



■自身や家族に対する成年後見制度の利用について

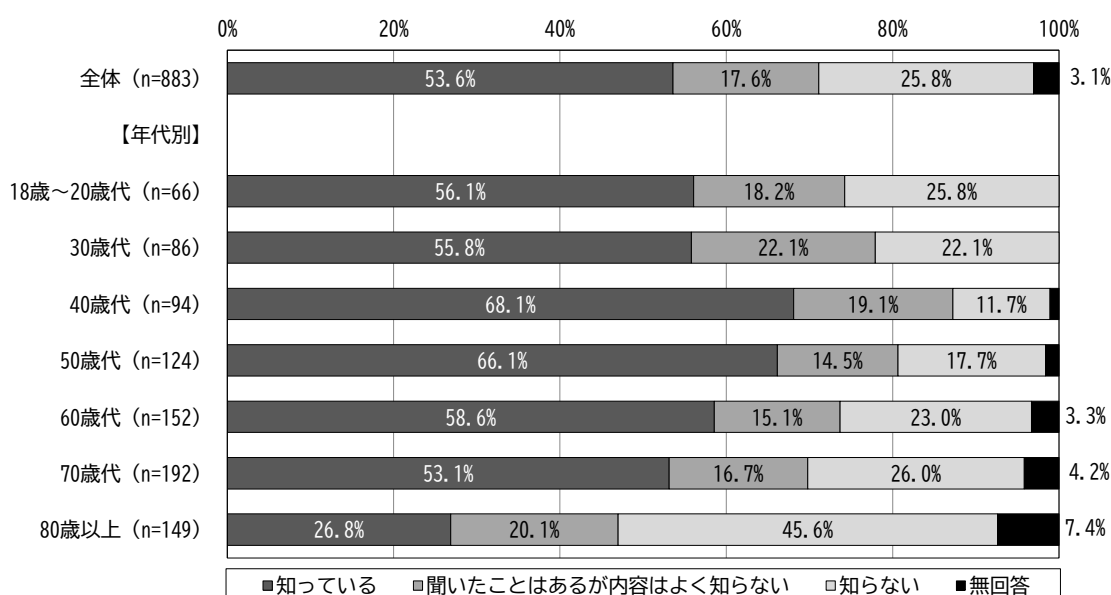
自身や家族に対し、成年後見制度を利用したいと思うかについては、「わからない」が54.7%と最も多く、次いで、「必要になったら利用したいと思う」が36.0%、「必要になっても利用したいと思わない」が5.2%となっています。



※成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方の、財産の管理や、必要な福祉サービスの契約を代行するサービスなどを提供することで、地域で適切な生活を送る権利を保護するための制度です。

■ヤングケアラーについて

「ヤングケアラー」の認知度については、「知っている」が53.6%と最も多く、次いで、「知らない」が25.8%、「聞いたことはあるが内容はよく知らない」が17.6%となっています。

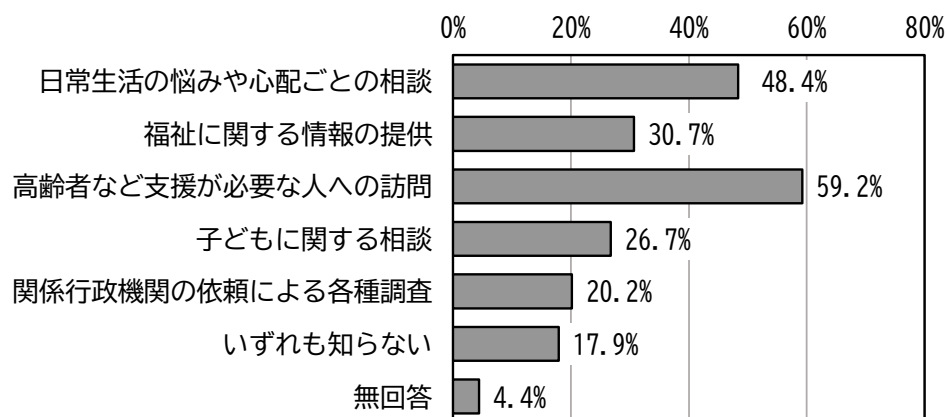


※ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまったり、一人で悩みを抱えてしまったりする子どもに対する適切な支援が必要とされています。

(6) 民生委員・児童委員や社会福祉協議会について

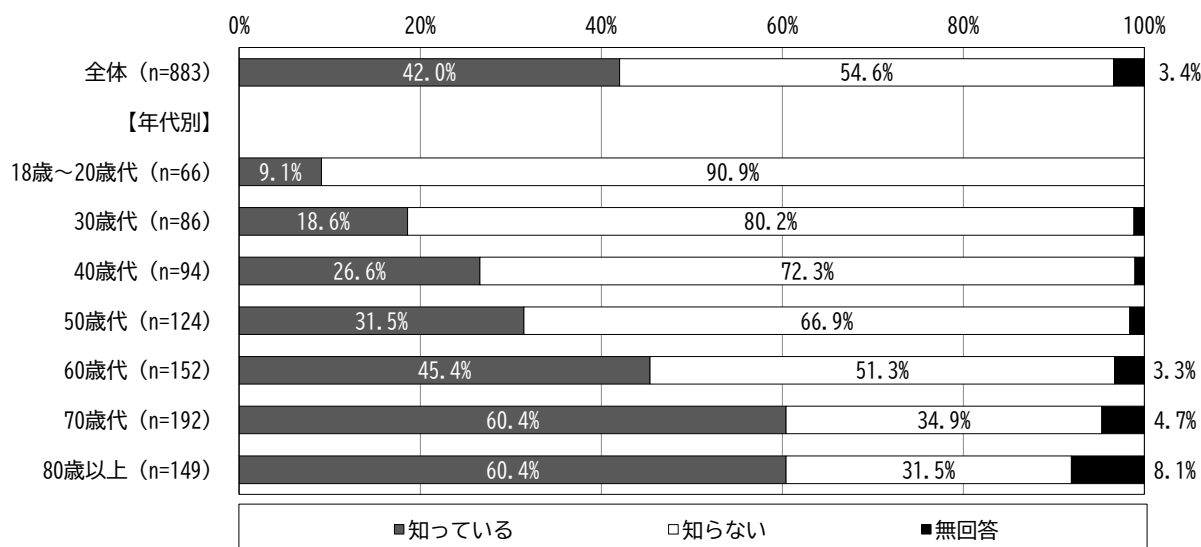
■民生委員・児童委員が行う活動内容について

民生委員・児童委員が行う活動の認知度については、「高齢者など支援が必要な人への訪問」が59.2%と最も多く、次いで、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が48.4%、「福祉に関する情報の提供」が30.7%となっています。【複数回答あり：回答総数1,832件】



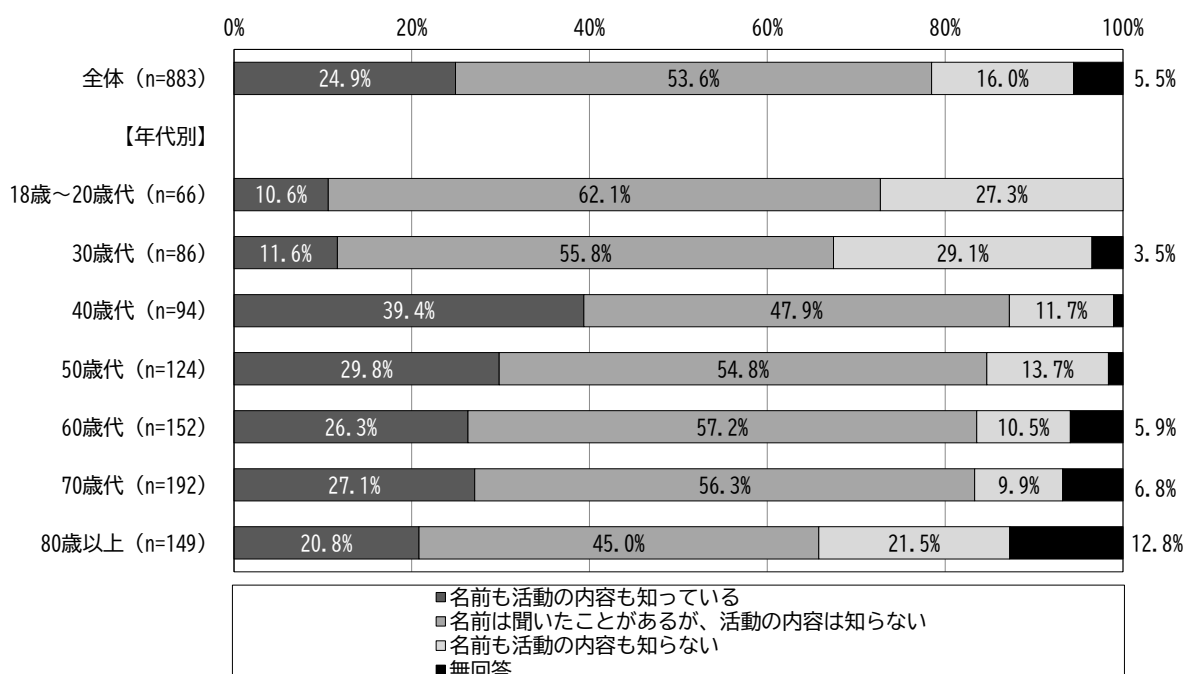
■お住まいの地区の担当民生委員・児童委員について

住まいの地区の担当民生委員・児童委員の認知度については、「知っている」が42.0%に対し、「知らない」が54.6%となっています。



■社会福祉協議会について

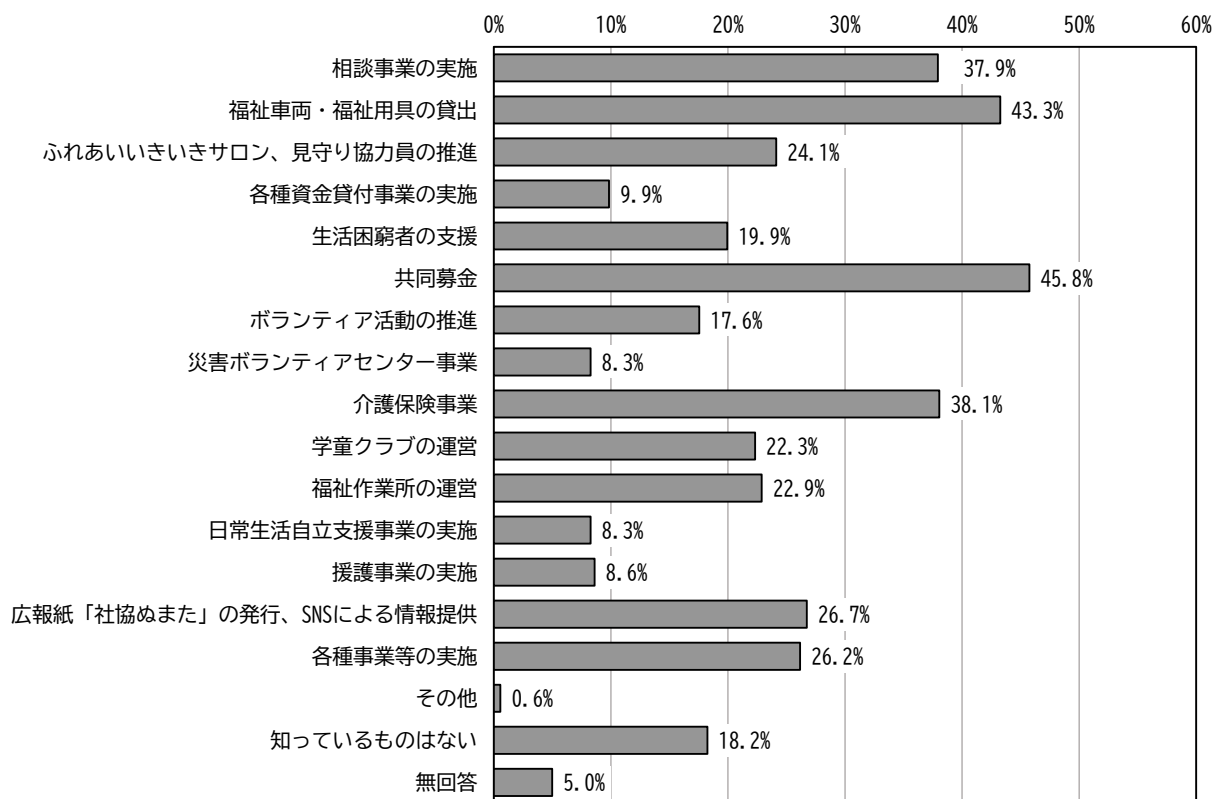
「社会福祉協議会」の認知度については、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容は知らない」が53.6%と最も多く、次いで、「名前も活動の内容も知っている」が24.9%、「名前も活動の内容も知らない」が16.0%となっています。



■社会福祉協議会の事業内容について

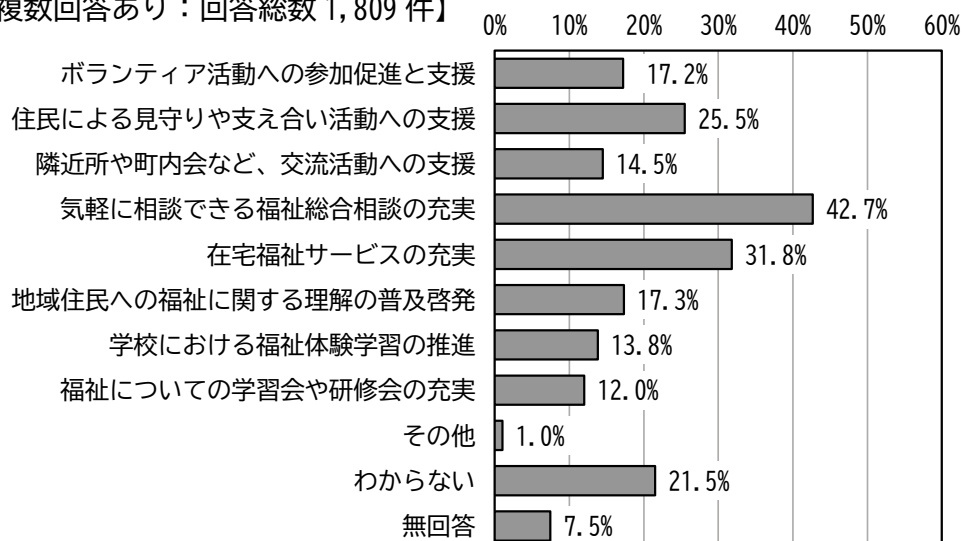
「社会福祉協議会」が行っている事業で、内容がだいたいわかるものについては、「共同募金（赤い羽根募金、歳末たすけあい募金活動）」が45.8%と最も多く、次いで、「福祉車両・福祉用具（車イス等）の貸出」が43.3%、「介護保険事業（デイサービス、訪問介護、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター）」が38.1%となっています。

【複数回答あり：回答総数 3,386 件】



■社会福祉協議会に充実してほしい活動・支援について

社会福祉協議会が行う活動、支援として、今後、充実してほしいものについては、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が42.7%と最も多く、次いで、「在宅福祉サービスの充実」が31.8%、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が25.5%となっています。【複数回答あり：回答総数 1,809 件】

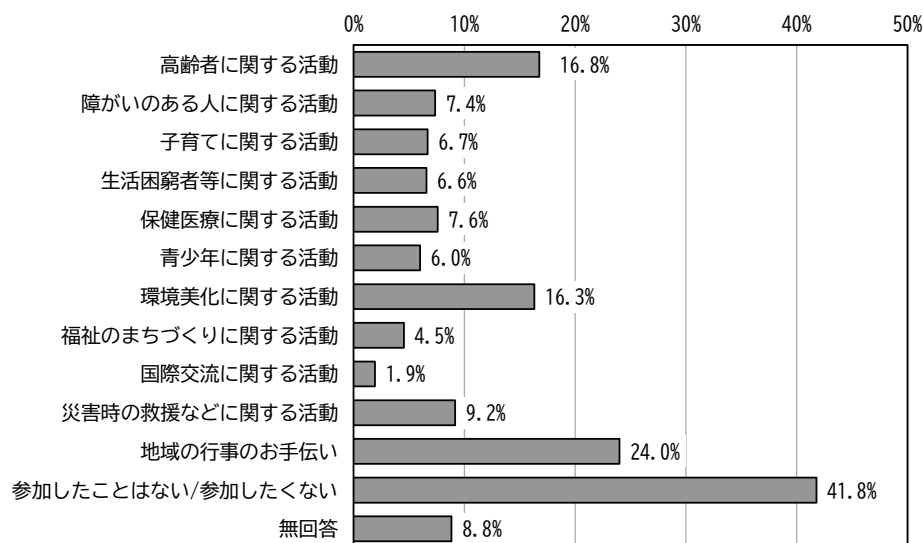


(7) ボランティア活動や福祉教育について

■参加した、参加してみたいNPO法人やボランティア活動について

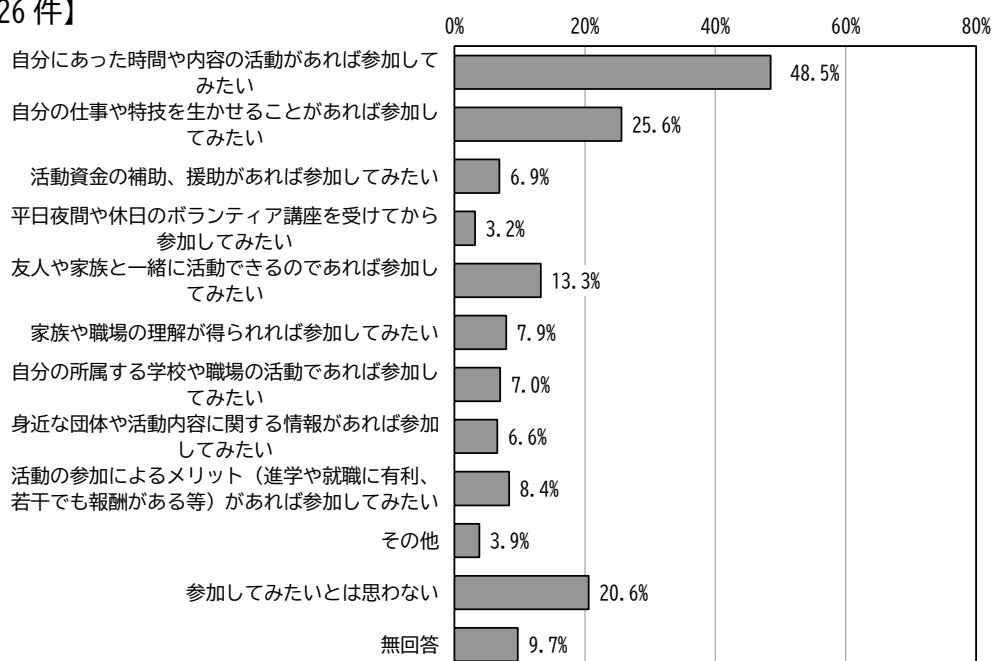
今まで参加した、または参加してみたいNPO法人やボランティアの活動については、「参加したことはない/参加したくない」が41.8%と最も多く、次いで、「地域の行事のお手伝い」が24.0%、「高齢者に関する活動（高齢者の見守り活動・趣味のクラブ活動等への協力・老人施設訪問など）」が16.8%となっています。【複数回答あり：回答総数 1,391 件】

※「NPO法人」とは、ボランティア活動を含む営利を目的としない市民活動や公益活動を行うため、法律に基づく認証を受けた団体をさします。



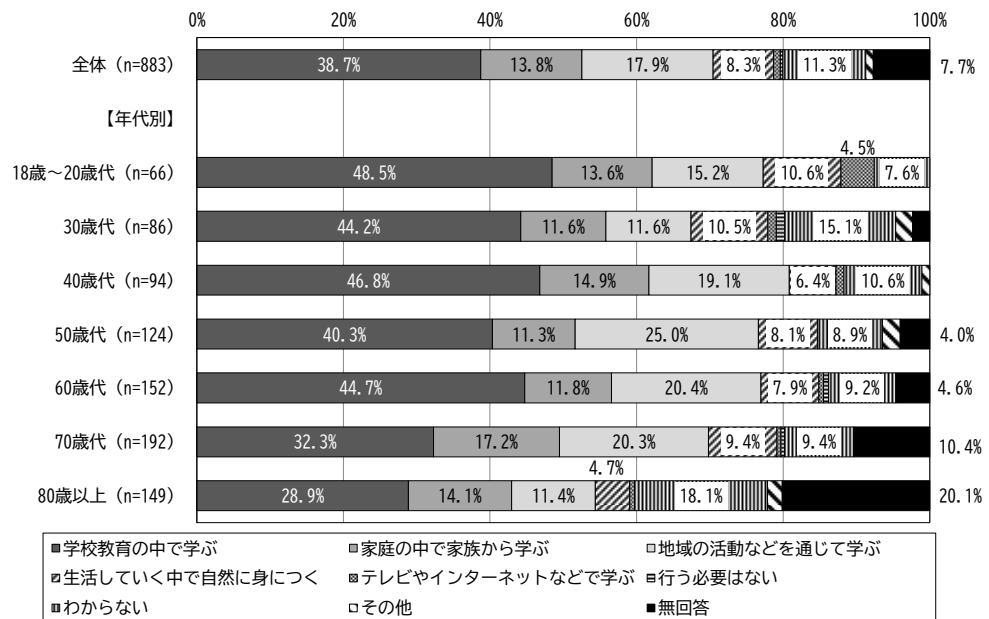
■NPO法人やボランティア活動に参加しやすくなるかについて

どのような条件が整えばNPO法人やボランティアの活動に参加しやすくなるかについては、「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」が48.5%と最も多く、次いで、「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」が25.6%、「参加してみたいとは思わない」が20.6%となっています。【複数回答あり：回答総数 1,426 件】



■子どもたちに対する福祉教育について

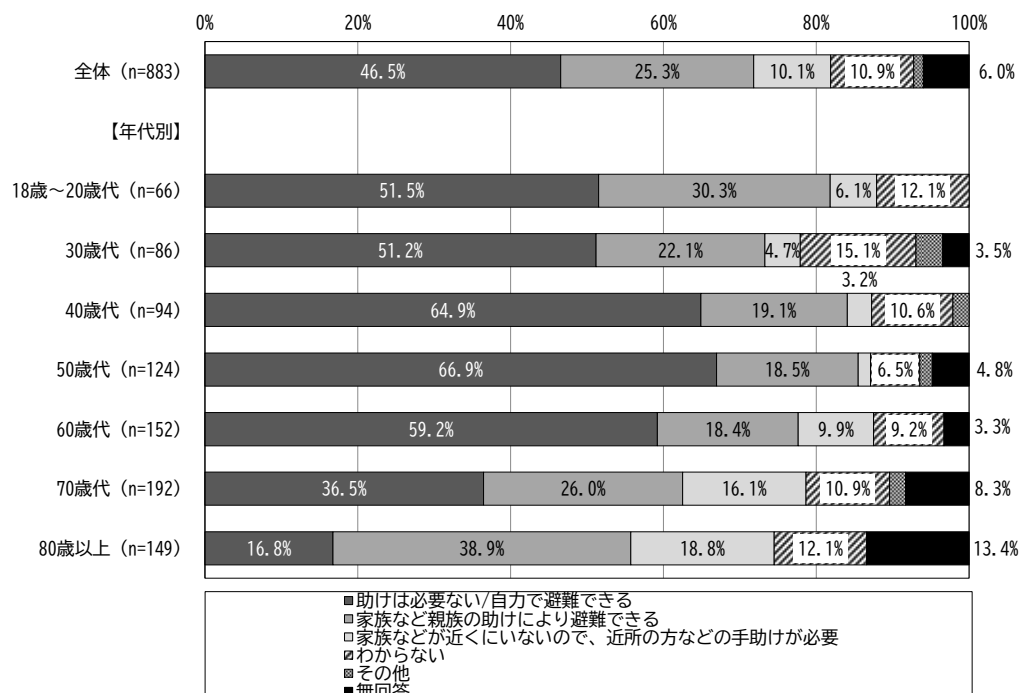
子どもたちに対する福祉教育について、どの样に行うべきだと思うかについては、「学校教育の中で学ぶ」が38.7%と最も多く、次いで、「地域の活動などを通じて学ぶ」が17.9%、「家庭の中で家族から学ぶ」が13.8%となっています。



(8)災害時の対応について

■災害等による緊急時に避難するとき、誘導などの手助けについて

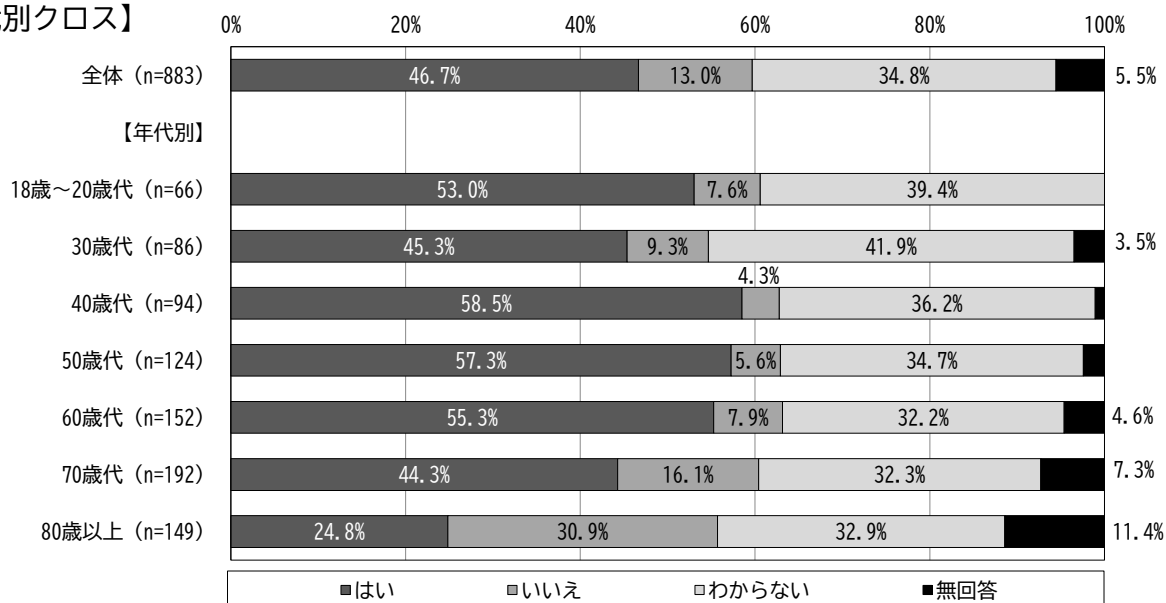
災害等による緊急時に避難するとき、誘導などの手助けは必要かについては、「助けは必要ない/自力で避難できる」が46.5%と最も多く、次いで、「家族など親族の助けにより避難できる」が25.3%、「わからない」が10.9%となっています。



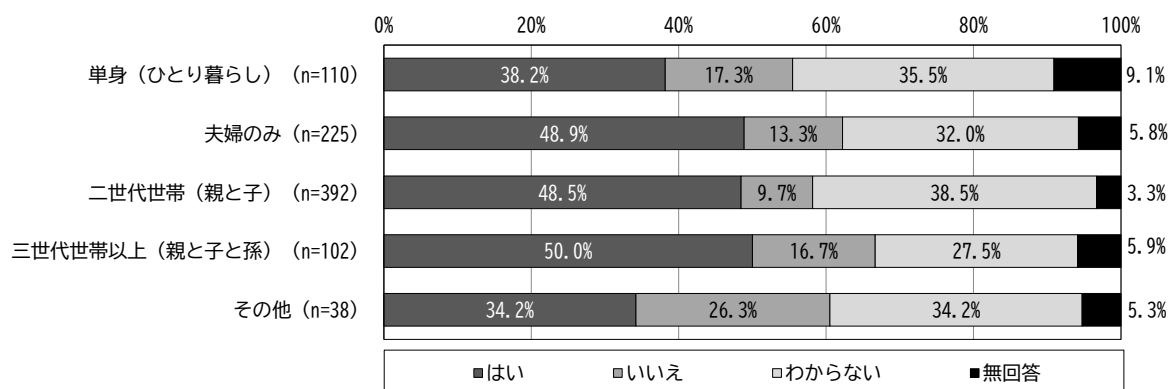
■災害等による緊急時に支援が必要な人に対する手助けについて

災害等による緊急時に、高齢者世帯や障がいのある方、子どもなど、支援が必要な人に対して手助けをすることができるかについては、「はい」が 46.7%に対し、「いいえ」が 13.0%となっています。また、「わからない」が 34.8%、となっています。

【年代別クロス】

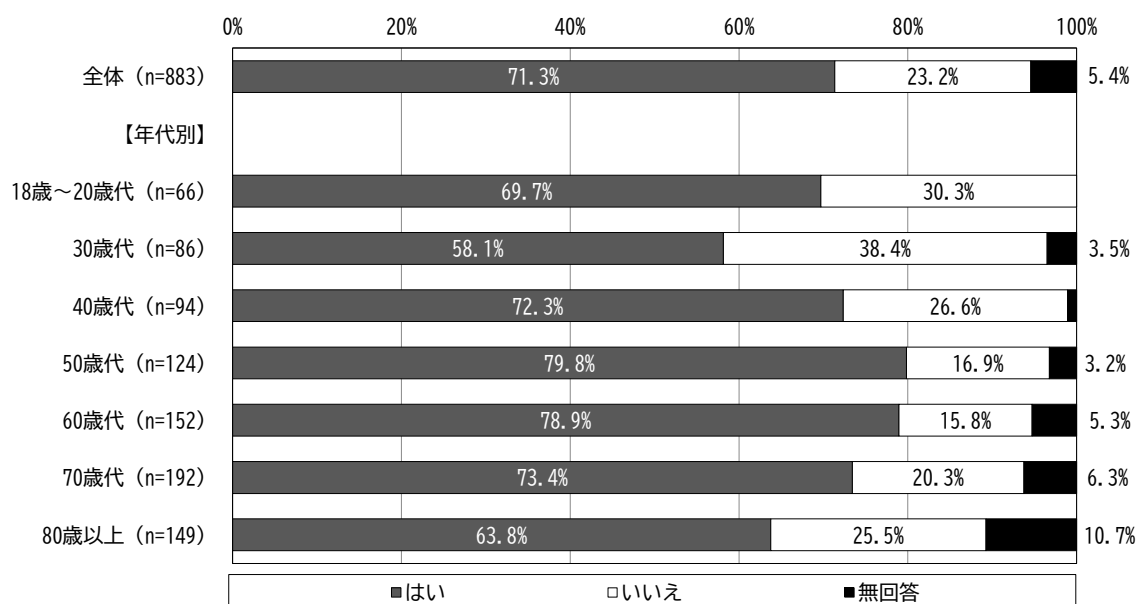


【家族構成別クロス】



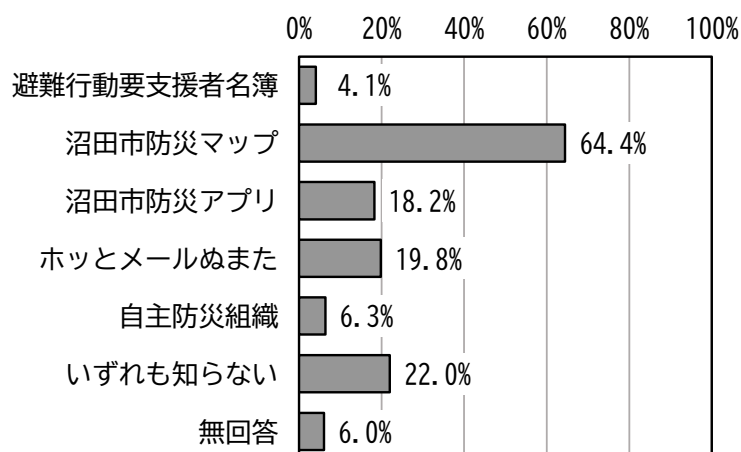
■お住まいの地区の避難所の場所について

住まいの地区の避難所の場所を知っているかについては、「はい」が 71.3%に対し、「いいえ」が 23.2%となっています。



■防災に関する取り組みについて

防災に関する次の取り組みで知っているものについては、「沼田市防災マップ」が 64.4%と最も多く、次いで、「いずれも知らない」が 22.0%、「ホッとメールぬまた」が 19.8%となっています。【複数回答あり：回答総数 1,244 件】



(9)今後の行政運営について

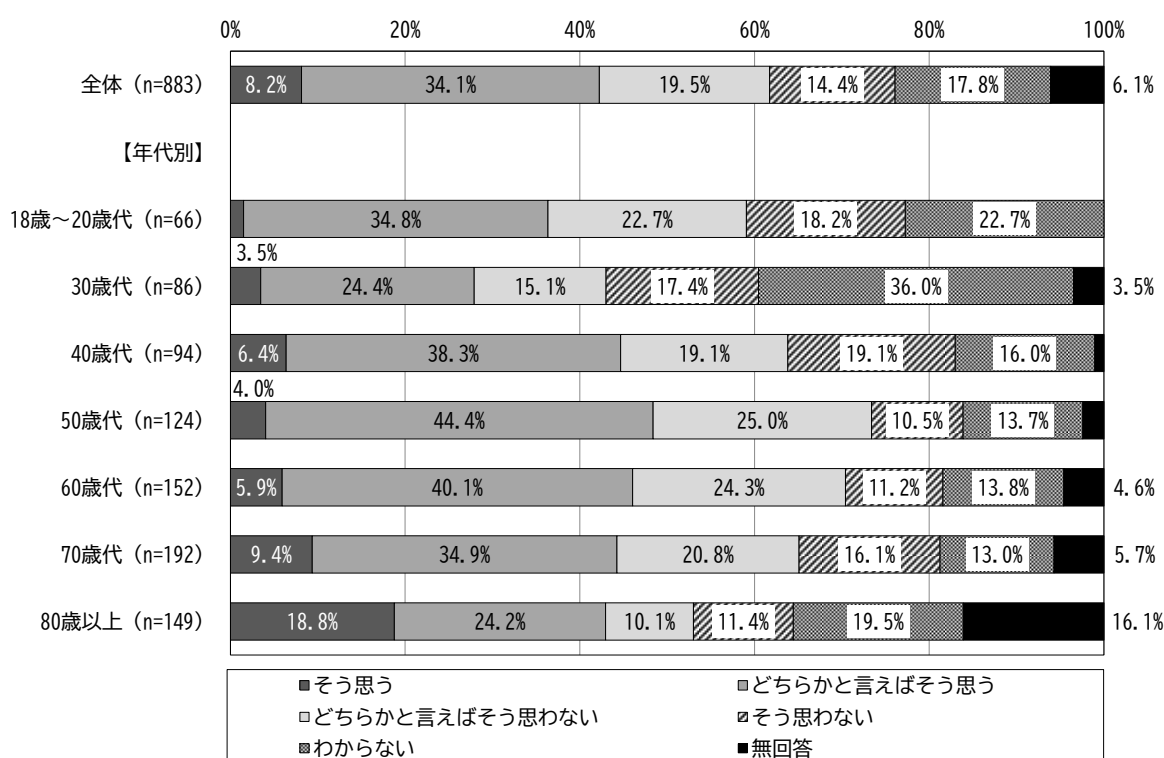
■お住まいの地域について

お住まいの地域の各分野でどのように感じるかについて、「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」を合わせた『そう思う(計)』では、『①地域（地区）の連帯感がある』が42.3%と最も多く、次いで、『②子育てしやすいまちである』が39.1%、『③高齢者が住みやすいまちである』が31.9%となっています。

対して「どちらかと言えばそう思わない」、「そう思わない」を合わせた『そう思わない(計)』では、『④障がい者が住みやすいまちである』が51.3%と最も多く、次いで、『③高齢者が住みやすいまちである』が46.6%、『②子育てしやすいまちである』が34.5%となっています。

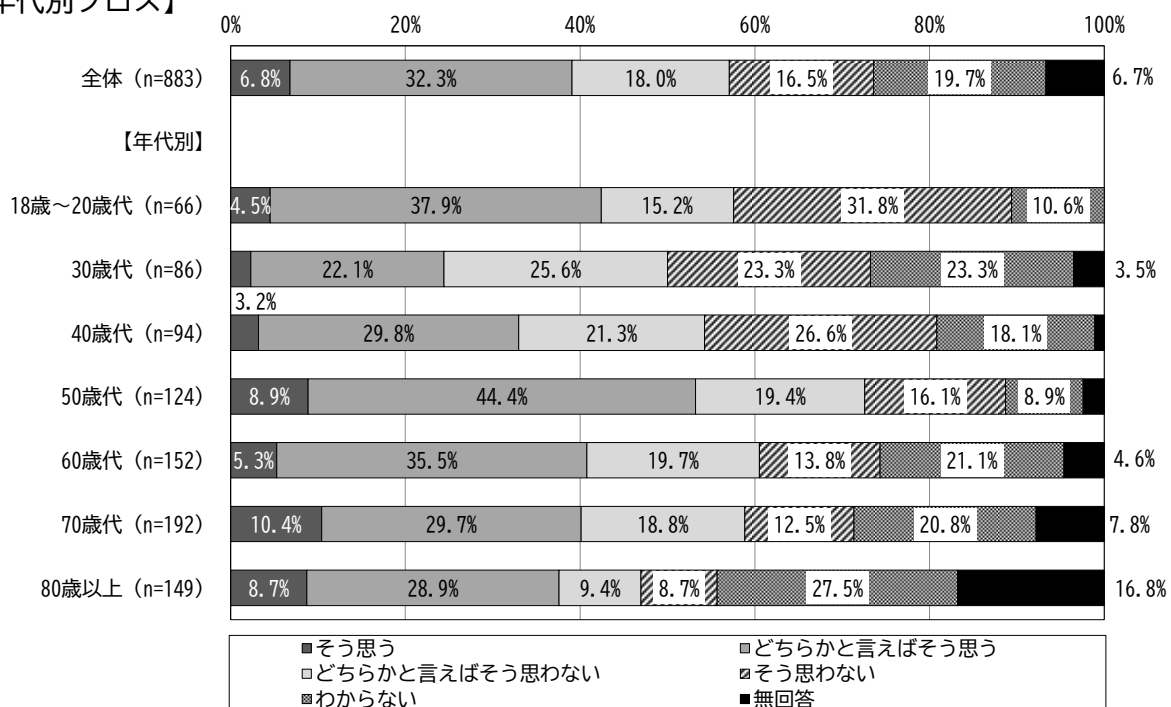
また「わからない」では、『④障がい者が住みやすいまちである』が24.7%と最も多く、次いで、『②子育てしやすいまちである』が19.7%、『①地域（地区）の連帯感がある』が17.8%となっています。

①地域（地区）の連帯感がある

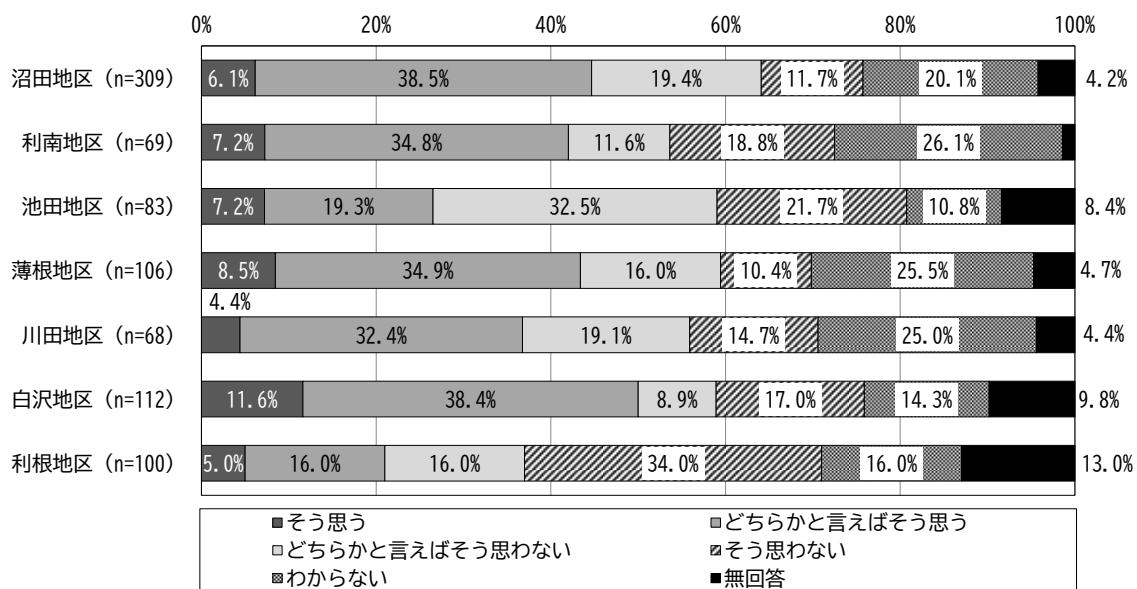


②子育てしやすいまちである

【年代別クロス】

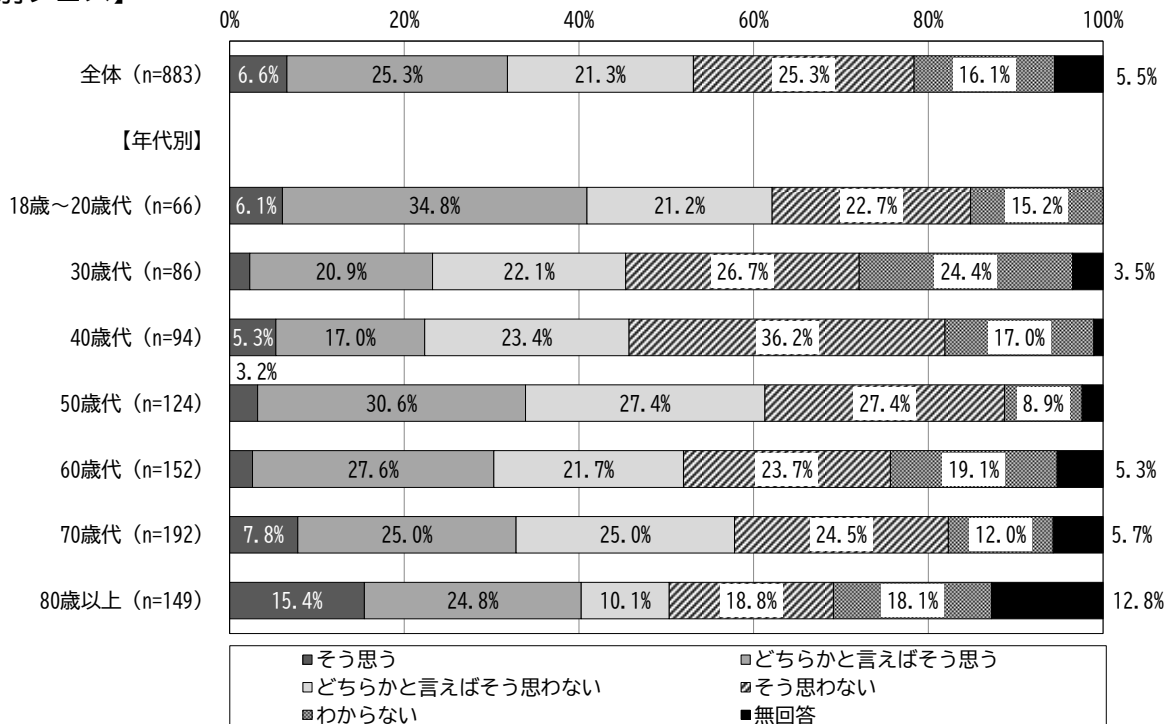


【地区別クロス】

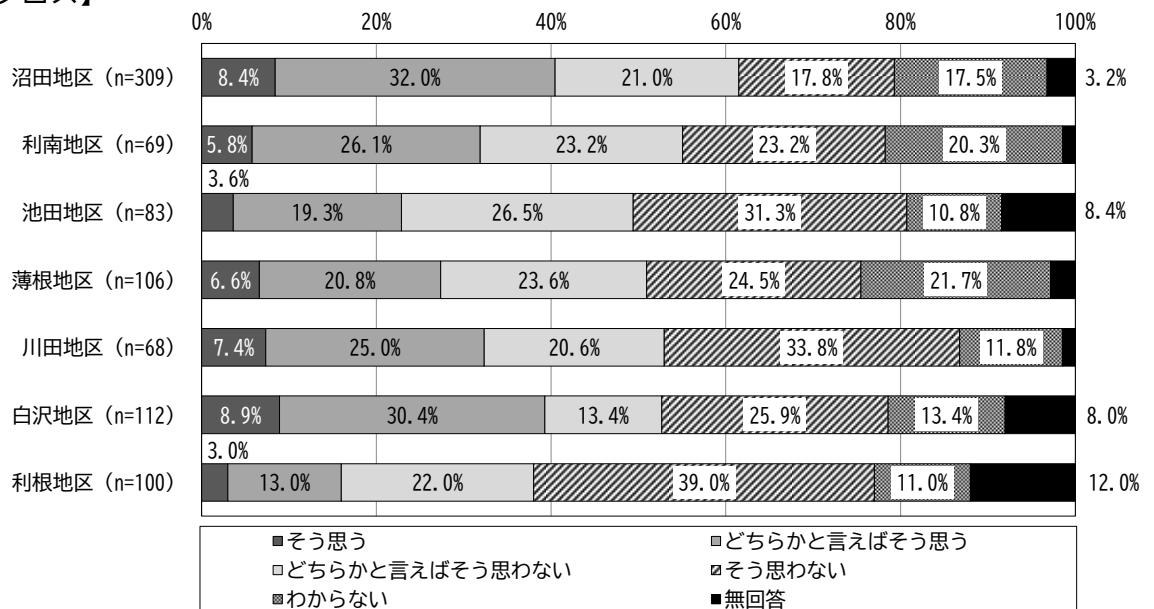


③高齢者が住みやすいまちである

【年代別クロス】

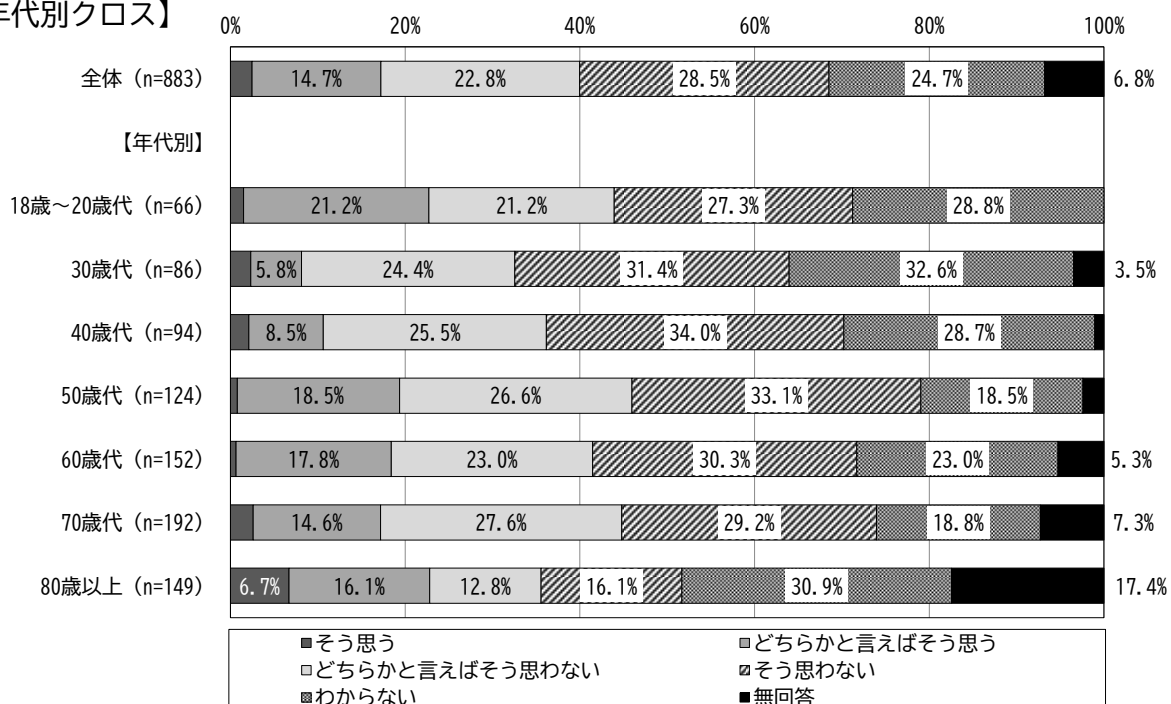


【地区別クロス】

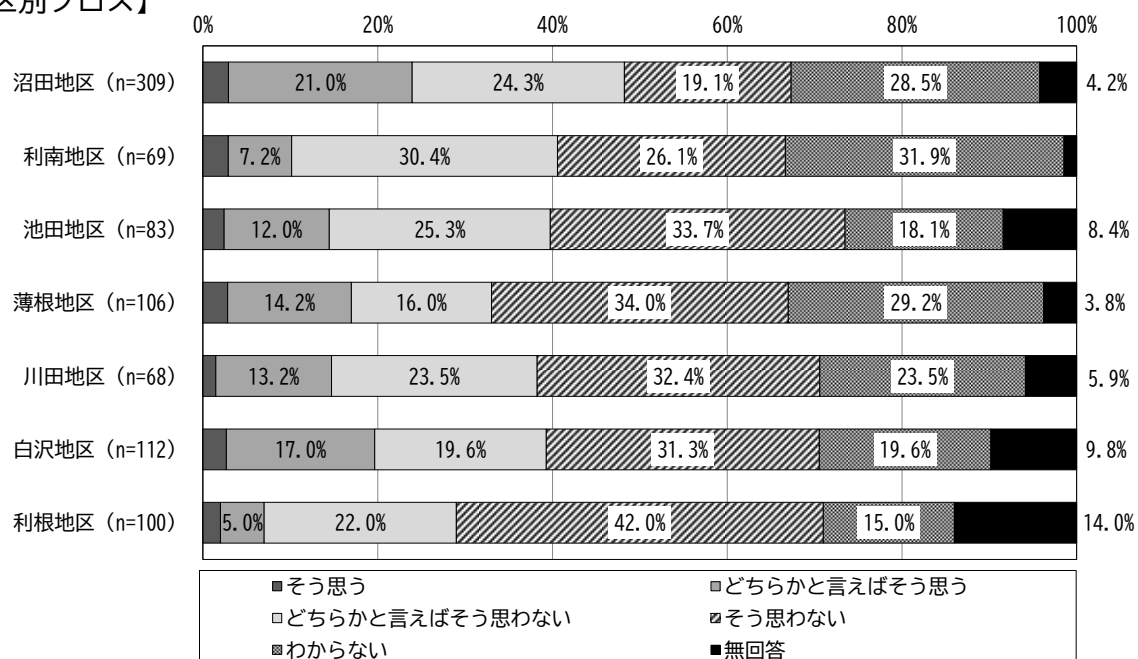


④障がい者が住みやすいまちである

【年代別クロス】

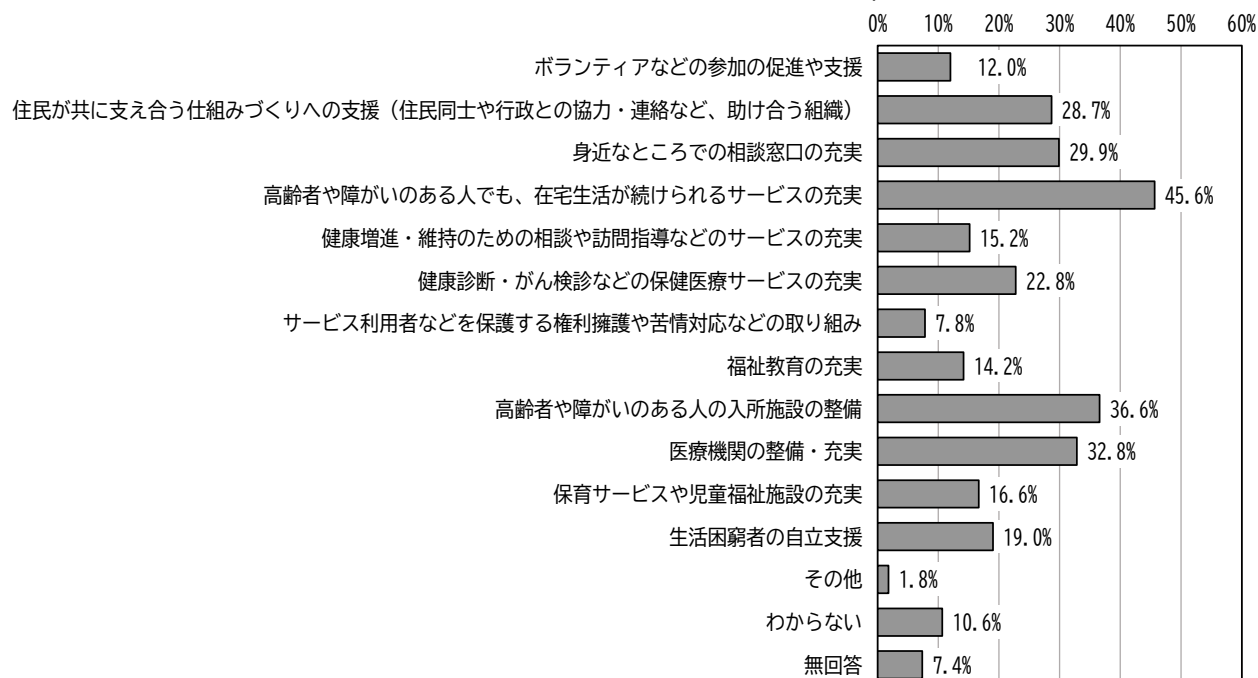


【地区別クロス】



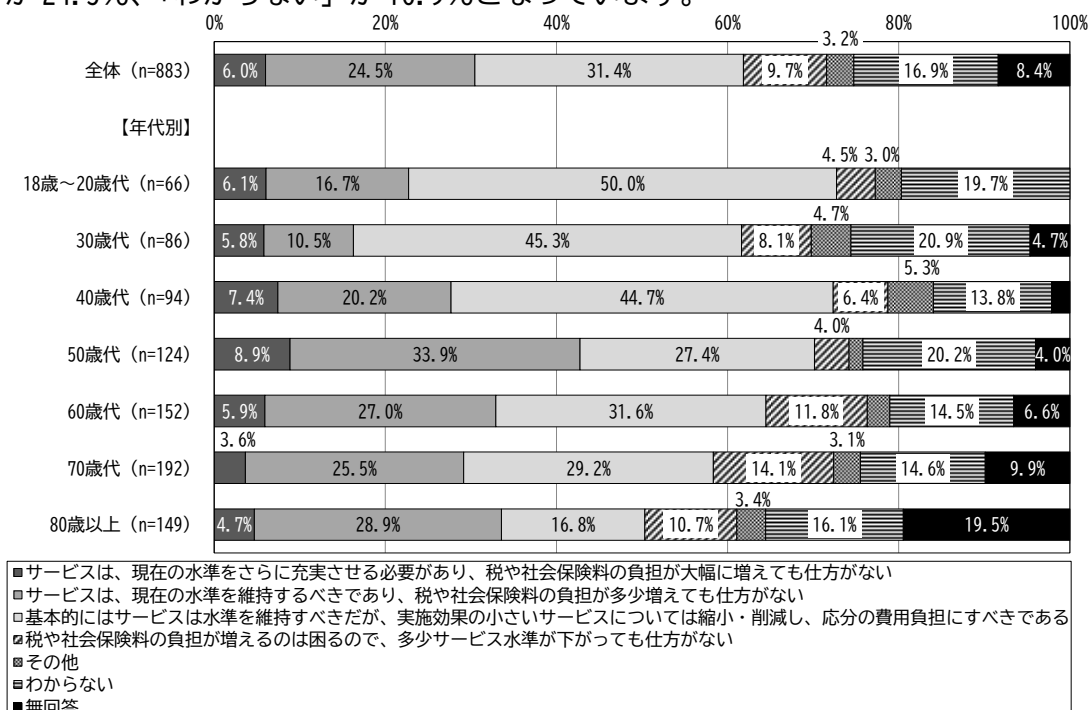
■市が取り組むべき福祉に関する優先して充実すべき施策について

今後、市が取り組むべき福祉に関する施策で優先して充実すべき施策については、「高齢者や障がいのある人でも、在宅生活が続けられるサービスの充実」が45.6%と最も多く、次いで、「高齢者や障がいのある人の入所施設の整備」が36.6%、「医療機関の整備・充実」が32.8%となっています。【複数回答あり：回答総数 2,658 件】



■これからの福祉サービスの水準と費用負担の関係について

福祉サービスの水準と費用負担の関係について、どのように考えているかについては、「基本的にはサービスは水準を維持すべきだが、実施効果の小さいサービスについては縮小・削減し、応分の費用負担にすべきである」が31.4%と最も多く、次いで、「サービスは、現在の水準を維持するべきであり、税や社会保険料の負担が多少増えても仕方がない」が24.5%、「わからない」が16.9%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、ともに連携し、さまざまな地域の課題に対処するために、地域住民やさまざまな地域活動団体・関係機関、行政等が「協働」でつくる、福祉のまちづくりを進めていくための計画です。あらゆる市民や地域活動団体・関係機関が主体的に地域福祉活動を行える社会を実現し、市民の誰もが住み慣れた地域で、支え合い・助け合いながら、いつまでも安心して自立した生活を送り続けられることを目指しています。

本市のまちづくりの最上位計画である「沼田市第六次総合計画」の目標「こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田」の実現に向け、保健・医療・福祉の施策の大綱である「ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり」を地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念とし、それぞれの前計画を踏襲し、引き続き、市の各種施策との整合性を図りつつ効率よく地域福祉を推進して行きます。

基本理念

「ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり」



沼田市マスコットキャラクター
「ぬまたんち」



沼田市社協マスコットキャラクター
「ぬ〜たん」

2 基本目標と具体的な施策

基本理念の実現に向け、地域福祉計画・地域福祉活動計画ともに、それぞれの前計画を踏襲し、以下の基本目標を設定します。



(1)地域福祉計画

基本目標	具体的施策	該当ページ
基本目標 1 地域における福祉意識の醸成、担い手づくり	(1) 福祉意識の向上の推進	P50
	(2) 地域福祉活動を担う人材の育成	P51
	(3) 地域福祉活動への市民参加の促進	P53
基本目標 2 自助を支える共助と公助が連携したまちづくり	(1) 自助を支える地域福祉活動の創出	P55
	(2) 課題解決のためのネットワークの構築	P57
	(3) 安心して利用できる福祉サービスの充実	P59
	(4) 情報提供と総合的な相談体制の充実	P62
基本目標 3 すべての市民が安全で安心して暮らせる地域環境づくり	(1) 避難行動要支援者の支援方策	P64
	(2) 一人ひとりの人権の尊重	P66
	(3) 住みやすい住環境の整備	P69



(2)地域福祉活動計画

基本目標	具体的施策	該当ページ
基本目標 1 ふれ合いのまちづくり	(1) ボランティア活動の推進	P72
	(2) 福祉教育・福祉体験学習の推進	P73
	(3) 地域福祉推進のための理解促進	P74
基本目標 2 支え合いのまちづくり	(1) 地域のつながり・支え合いの構築	P75
	(2) 地域における見守り支援	P76
	(3) 相談機能の充実の強化	P77
基本目標 3 安心して暮らせるまちづくり	(1) 災害時・緊急時の支援体制づくり	P78
	(2) 自立した生活への地域づくり	P80

3 福祉圏域の考え方

地域福祉を効果的に推進するためには、市を全体とした専門性の高い総合的・広域的な福祉サービスの提供体制から、町内会などの住民による見守り活動など、市全体の大きな圏域から隣近所といった小さな圏域まで、それぞれの圏域に応じた重層的な推進体制を整備することが必要です。

このため、この計画を推進するにあたっては、3つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能や役割、体制などを整備していくこととします。



○大圏域（市全体のエリア）

【市内各地域との連携、専門性の高い、総合的・広域的な展開】

・主体：行政、社会福祉協議会、サービス提供事業者 など



○中圏域（市内を8つに分けたエリア）

【行事や地域交流、防災防犯・見守り活動の体制化、小規模・地域密着福祉サービス提供 等】

・主体：民生委員・児童委員協議会、育成会、ボランティア など



○小圏域（町内会等）

【住民の自主的参加・活動、あいさつ・声かけ・見守り、要援護者の早期発見等近所の支え合い 等】

・主体：住民、隣近所等（最も身近な単位）

中圏域(8圏域):地域福祉活動基盤の基礎単位

沼田・東部地区（沼田東小・沼田北小学校区）、沼田・西部地区（沼田小学校区）、利南地区、池田地区、薄根地区、川田地区、白沢地区、利根地区



基本目標1 地域における福祉意識の醸成、担い手づくり

(1)福祉意識向上の推進

地域福祉の基本とは、住民自身の自助だけでは解決が困難な生活課題に対し、互助・共助や公助による支援を受けつつ地域全体で取り組み、解決していくための仕組みをつくることです。また、地域福祉における住民とは、福祉の「受け手」でありつつ「担い手」でもあるため、地域福祉の推進は住民一人ひとりにも役割があります。

今後「地域共生社会」の実現のため、「ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり」を目指すためには、まず「課題を抱えている人のことを理解する」ことが第一歩であり、意識の啓発が求められます。

現状と課題

市民アンケート調査では、地域の中で具体的に心配なこととして、「隣近所との交流が少ない」、「世代間の交流が少ない」、「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」といった地域に関する心配ごとを挙げた人が多くなっています。また、近所の人のお付き合いや地域活動への参加頻度も、年代が下がるほど、低い結果となっています。核家族化などの社会構造の変化や市民の意識の変化により、住民のつながりが徐々に薄れていることがうかがえます。

住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために必要な取組については、「地域の人びとが知り合い、ふれあう機会を増やすこと」が45.9%と高く、「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」が29.2%、「同じ立場にある人同士が力をあわせること」が27.6%となっています。

同じ地域で暮らす一人ひとりが、お互いに助け合い、支え合う地域共生社会を築くために、さまざまな交流の場や居場所を増やし、顔の見える関係づくりを進め、人のつながりを強めていく地域づくりを強化することが必要です。

施策の方向性

本市の地域福祉を推進していくためには、福祉についての考え方を広く市民に周知し、福祉意識を高めていくことが必要となります。

地域で暮らす一人ひとりが「担い手」「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って暮らす「地域共生社会」の実現を目指して理解の促進に努めます。

また、個人が抱えるさまざまな地域生活課題に対して、「自助」（個人や家庭によ

る自助努力）・「共助」（地域社会による助け合い）・「公助」（公的な制度として行う「福祉・保健医療その他サービス」の提供体制の環境づくり）が適切に連携・協働し、地域で支え合う意識の啓発を進めていきます。このためには、地域に住むさまざまな人の課題を、正しく知る機会づくりが必要です。

特に、次代の「地域福祉」の担い手となる子どもたちに対して、学校と地域等が連携・協働し、異世代交流やボランティア体験等により、思いやりと助け合いの心が育まれるよう、福祉教育の推進を図っていきます。

市民や地域でできること

- ・住民同士が何でも話し合える機会をつくりましょう。
- ・地域の交流事業に積極的に参加し、課題を抱えている人のことを理解しましょう。
- ・地域や行政機関などが開催する講演会に積極的に参加しましょう。
- ・広報ぬまたや回覧板などで福祉活動の情報に関心を持ちましょう。

推進項目	内容・主な取組
地域福祉活動への理解の促進	・「地域共生社会」の考え方と地域福祉活動の必要性を、広報ぬまたや市ホームページなどを通じて広く周知し、理解を促します。
福祉教育・福祉学習の推進	・高齢者や障がいのある人との交流事業を実施することで、課題を抱えている人への理解を促進します。 ・子育てや介護、障がいのある人への支援などについての学習機会を提供し、市民の福祉意識の醸成を図ります。 ・福祉に関する体験学習を実施することで、幼少期からの“福祉の心”の醸成を図ります。 ・障がい児の早期療育の推進と育成体制の充実を図るため、障がい児や保護者への理解向上、相談体制充実、保育園や学校等の関係機関との連携を図ります。 ・お互いさまのまちづくり事業を通じて、地域福祉への理解を促す勉強会を行います。

(2)地域福祉活動を担う人材の育成

地域福祉の考え方では、住民一人ひとりの参加と行動が必要であり、地域福祉活動が継続的に推進されるためには、活動を担う人材の確保と育成が必要です。これには、区や町内会等の地域活動への参加を通じて、一人ひとりが「担い手」であり「受け手」であることを自覚していくことが必要です。

また、新しい世代の担い手の確保や技術を身につけるための教育支援、安心

して地域福祉活動に取り組むことができるための支援制度の拡充などが求められています。

現状と課題

市民アンケート調査では、区や町内会等の地域活動への参加について、「参加している」と回答した人が48.8%、「参加していない」と回答した人が48.0%となっており、概ね半分に分かれています。参加していない主な理由については、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから」が32.5%、「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」が21.2%、「行動や活動の内容に興味や関心がなく、参加したいと思わないから」が20.8%となっています。

また、住民相互の自主的な協力関係については、「協力関係が必要」との回答は68.6%となっていますが、近所に住んでいる何らかの支援を必要とする人への支援については、「できる範囲で支援したい」が27.3%、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が26.6%、「支援をしたいが何をすればいいのかわからない」が9.7%という結果となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により地域での行事などが減少したことや地域活動の担い手不足・高齢化、活動への負担感などもあり、住民同士が顔を合わせ、交流する機会が減っています。地域活動への参加を通じ、一人ひとりが「担い手」「受け手」として、住民相互の自主的な協力関係を築いていくことが必要です。

施策の方向性

「地域福祉」推進のためには、地域に暮らす一人ひとりが貴重な人材です。地域活動を通じて一人ひとりが知恵や経験を生かしながら地域の一員として役割を担うことができるよう、人材の育成と地域福祉意識の高揚を図ります。

そのために、一人ひとりが地域福祉の担い手であることを自覚できる機会と、地域で自分らしくいきいきと暮らすために、自分の得意なことで地域福祉活動に参加するという意識づくりが大切です。

各種団体と連携し地域住民同士が交流できる場の提供や地域活動の支援、環境整備を図るとともに、情報提供の充実と市民の皆さんの自主的な活動を支援します。

市民や地域でできること

- ・ 自分の経験を生かし、地域福祉活動に参加しましょう。
- ・ 地域における交流事業などの内容を住民に周知しましょう。
- ・ 地域コミュニティ構築のため新旧住民が触れ合える交流の機会をつくりましょう。
- ・ 地域活動を通して住民同士の互助・共助の精神を醸成しましょう。

推進項目	内容・主な取組
地域コミュニティの構築	・地域福祉活動を通じて市民同士の連帯感、共同意識、信頼関係を築くことができるよう、活発な地域コミュニティの構築を促します。 ・さまざまな市民が地域活動に参加できるよう支援するとともに、地域福祉活動のリーダーを育成します。 ・地域コミュニティと行政との協力関係を強化し、地域の自主性を尊重した支援を推進します。 ・お互いさまのまちづくり事業を通じて、地域住民同士の課題解決を話し合う場づくりを支援し、地域コミュニティの構築を図ります。
地域の多様な人材の育成	・出前講座や講演会などの啓発事業を実施し、地域福祉活動のリーダーやメンバーの育成、「地域共生社会」の啓発に努めます。 ・地域を支える各種ボランティアの養成を充実します。 ・お互いさまのまちづくり事業を通じて、地域住民の希望に添った勉強会の開催を支援します。

(3)地域福祉活動への市民参加の促進

地域福祉活動は、市民をはじめとし、区や町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPO 法人など多くの人々により支えられています。しかし、さまざまな要因による、地域との交流が希薄な人の増加、地域福祉活動の担い手の高齢化、一部の人への負担集中、人材不足などの現状もあります。

このため、今後も増加し続ける生活福祉課題にきめ細かに対応するため、より多くの市民の地域福祉活動への参加促進が必要です。

現状と課題

市民アンケート調査では、ボランティア活動等に今までに参加したことがある、または参加してみたい活動については、「参加したことがない／参加したくない」が41.8%と最も多い結果となりました。

また、ボランティア等の活動に参加しやすくなる条件として、「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」と答える人や「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」と答える人が多くなっていますが、「参加してみたいと思わない」と答える人も20.6%となっています。

住民の複雑化する生活課題を解決するには、行政や福祉サービス事業者だけではなく、市民や地域の協力を組み合わせることが必要になっています。

また、地域福祉活動を推進していく上で、ボランティアの存在は必要不可欠といえます。市民のボランティアに対する意識を高め、理解と協力を得ながら、ボランティア活動の普及と人材の育成を進めていくことが必要です。

施策の方向性

地域活動やボランティアに関する啓発活動の推進を図ります。

ボランティア活動をしたい人と必要とする人等との橋渡し調整（コーディネート）と、活動相談・支援、ボランティア情報の発信等の役割を担う「ボランティアセンター」を運営する沼田市社会福祉協議会を支援し、連携の強化を図ります。

求められている養成講座のニーズを調査し、活動の内容を詳しく伝えることで、参加者を増やしていき、さまざまなボランティア等の市民活動を活性化させるための支援が必要です。

市民や地域でできること

- ・ボランティア活動の情報を積極的に収集するとともに、関心を持ちましょう。
- ・積極的にボランティア活動に参加しましょう。
- ・地域の中でボランティアをしている人、したい人を発掘しましょう。
- ・ボランティア活動を行っている人たちの交流の場を設け、活性化を促進しましょう。

推進項目	内容・主な取組
地域福祉の広報活動の充実	・地域福祉活動の必要性や活動事例を、広報紙などを通じて広く周知し、地域福祉活動の市民参加の促進を図ります。
ボランティア活動の活性化	・ボランティアの活動事例を広報紙やホームページなどにより広く周知し、市民のボランティア活動への参加を促進します。 ・ボランティア養成やコーディネート機能の強化に向け、ボランティアセンターの機能強化に向けた支援を充実します。 ・ボランティア活動保険制度の導入により、安心してボランティア活動を行えるよう支援します。
関係機関・団体による福祉力の強化	・生活課題への対応力を高め活動範囲を広げるため、民生委員・児童委員や関係機関・団体の福祉研修内容を充実します。 ・広報紙などさまざまな媒体を通じ、民生委員・児童委員、関係機関・団体、社会福祉協議会などの活動内容を市民に広く周知することで、活動参加へのきっかけづくりを行います。

基本目標2 自助を支える共助と公助が連携したまちづくり

(1)自助を支える地域福祉活動の創出

超高齢社会や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化にともなう助け合いの弱まりなど、地域住民が生活課題を自らの力で解決することが困難な状況になりつつあります。また、生活困窮者の増加、老老介護、高齢者などの孤独死、権利擁護、虐待、引きこもりなど対応すべきさまざまな生活課題が顕在化しています。

こうした生活課題の解決のためには、身近なところでの課題の早期発見や助け合いによる課題解決、困難な課題に対しては共助や公助などとの連携による課題解決の仕組みづくりの確立が必要です。

現状と課題

市民アンケート調査では、お住まいの地域の民生委員・児童委員を知っていると回答した人は、42.0%にとどまっています。また、民生委員・児童委員の活動内容については、「高齢者など支援が必要な人への訪問」が59.2%、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が48.4%、「福祉に関する情報の提供」が30.7%、「子どもに関する相談」が26.7%となっています。

民生委員・児童委員は、地域の一員として地域の世話役、各行政機関へのパイプ役として、常に市民の立場に立って生活上の相談に応じ、地域福祉の担い手としての役割が期待されています。しかしながら、近年では、個人のライフスタイルの多様化や複雑化等が進み、支援を必要とする人の社会的課題が深刻化していることとあわせて、民生委員・児童委員のなり手不足も大きな問題となっています。

また、市民アンケート調査では、地域が抱えるさまざまな福祉課題を解決する地域福祉の推進役として中心的な役割を果たす社会福祉協議会について、7割以上の人が名前を知っていますが、活動内容を知らない人が69.6%となっています。

沼田市社会福祉協議会は、市や関係機関との連携を図り、地域の特色を生かしながら、子どもから高齢者、障がい者など、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを積極的に推進しています。今後も、十分な支援が行き届きにくい制度の狭間にある人や、解決が困難な社会的課題に対応するため、沼田市社会福祉協議会の活動に大きな期待が寄せられています。

施策の方向性

多様化・複雑化している生活課題の解決のためには、身近なところでの課題の早期発見や助け合いによる課題解決が必要であり、そのためには、共助・公助としての民生委員・児童委員や社会福祉協議会などと地域の連携による課題解決の仕組みづくりの確立が必要です。

今後も民生委員・児童委員によるニーズの把握や相談活動及び地域住民との連携体制の構築を支援するとともに、庁内関係課、沼田市民生委員児童委員協議会、沼田市社会福祉協議会等との連携強化を図ります。

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がいのある人、生活に困窮している人などへの日常的な見守り・声かけ支援体制の充実を図ります。また、緊急時などに備えて状況を把握し、見守り体制の強化も図ります。今後も、民生委員・児童委員、関係機関・団体、事業者との連携・協定を強化し、市民の身近な相談者としての役割を果たします。

また、子育てにおける孤立化や育児への不安、負担の増大、児童虐待やいじめ、不登校、非行など、子育ての問題が深刻化する中、身近な地域で子どもたちを見守るとともに、子育ての不安や悩み、心配ごとなどの相談に応じ、必要としている支援につなげる役割を果たします。

地域福祉を推進する中心的な担い手としての沼田市社会福祉協議会の役割は今後も重要になります。地域と社会福祉協議会の連携強化により、地域の課題に対して、住民参加の下、どのような福祉サービスに結び付けるか、継続的な検討が必要です。

本市は、市民が相互に支え合い、助け合うことのできる地域づくりを目指して、沼田市社会福祉協議会への支援を充実し、連携を強化するとともに、さまざまな機会を通じた情報収集や研修活動を充実し、「地域共生社会」の構築を推進します。

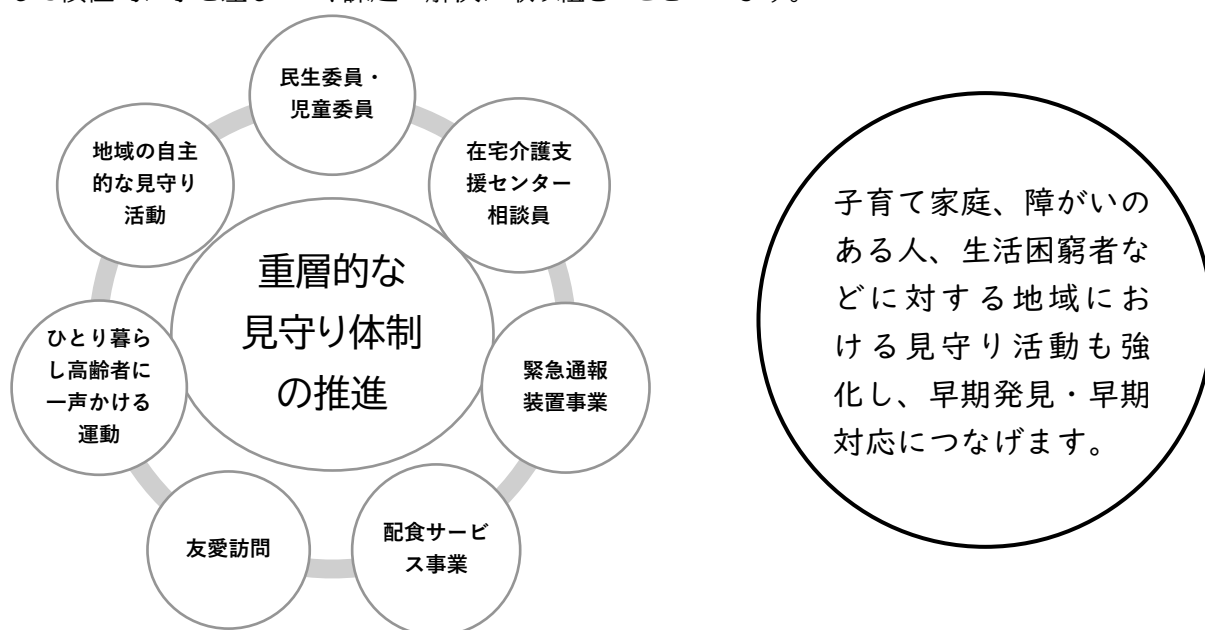
市民や地域でできること

- ・積極的な「あいさつ・声かけ運動」を励行しましょう。
- ・自分で出来ること（自助）は自分でしましょう。
- ・互助・共助を必要とする場合は、遠慮なく隣近所の人と相談しましょう。
- ・班長さんなどを中心に見守り活動を強化しましょう。
- ・民生委員・児童委員と連携し重層的に見守り活動を行いましょう。

推進項目	内容・主な取組
地域の助け合い活動の推進	・“あいさつ・声かけ運動”を推進し、子どもから高齢者まで、家庭や地域とのつながりを積極的に強化します。 ・日常的に支援を必要としている方に対する、身近な助け合い活動を活性化します。
地域の見守り体制の確保	・地域住民や民生委員・児童委員、関係機関・団体などと協働し、地域の見守り体制の強化推進を図ります。 ・各種福祉サービスと連携した重層的な見守り活動を推進します。

災害時の支援体制	・災害時の市民同士による連携を強化し、地域における初動体制と避難支援体制の確立を図ります。
社会福祉協議会支援の強化	・社会福祉協議会との連携を強化し、活動支援を充実します。
民生委員児童委員協議会支援の強化	・民生委員児童委員協議会との連携を強化し、活動支援を充実します。
行政、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等によるアウトリーチの強化	・行政、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの関係者が、地域への積極的なアウトリーチ※を展開し、地域課題の把握に努め、地域と行政の協力関係を強化します。 ・地域の自主的な活動に行政職員や各種専門員が積極的に出向き、課題解決に向けた支援を強化します。

※アウトリーチとは、手をのばす・手を差しのべるといった意味で、地域福祉においては、各種訪問活動や普及活動に代表される活動を差し、行政や関係機関・地域団体などが地域の潜在的なニーズに対して積極的に手を差しのべ、課題の解決に取り組むことをいいます。



(2)課題解決のためのネットワークの構築

地域福祉活動においては、地域での創意工夫を生かしつつ、身近な地域での支え合い、市民、関係機関・団体、事業所、行政などのさまざまな主体による早期発見・早期対応に向けたネットワークの確立が重要です。

特に、市民の生活課題が多様化・複雑化している現在、課題を抱えた市民の自立を促すためには、1つの課題に対しての支援で終わるのではなく、自立までに必要な支援を総合的に提供していく必要があります。そのためにも、さま

ざまな主体によるネットワークを確立し、支援が効率よく行われる体制づくりが求められます。

現状と課題

市民アンケート調査では、住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるにあたり必要な取組として、「地域の人びとが知り合い、ふれあう機会を増やすこと」が45.9%となっており、次いで「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」が29.2%、「同じ立場にある人同士が力をあわせること」が27.6%となっています。

地域の中の心配ごととして、身近な地域での関係性の希薄化が挙げられていることもあわせて、同じ地域で暮らす一人ひとりが、お互いに助け合い、支え合い、さまざまな交流の場や居場所と顔の見える関係づくりを進め、人のつながりを強めていくことが求められています。

日常的な見守り活動など、市民が活動しやすい範囲でのネットワークづくりを推進し、要支援者の早期発見などが自然に行われる地域づくりが必要です。

施策の方向性

高齢者や障がいのある人等が、身近な地域での活動に参加していけるようなきっかけづくりや人材育成、ネットワークづくり等に取り組みます。

市民、事業者、専門機関、行政などを結ぶネットワーク機能を密にし、住民同士の支え合い活動により発見した地域課題に対して早期対応が図れるよう情報共有体制と連絡機能の充実を図ります。

多様化・複合化した生活課題を抱える人に対し、自立までの確実な支援が提供できるよう、また、相談者に対し必要な保健・福祉・介護保険サービスを受けられるよう連絡調整を行う在宅介護支援センターの適正な運営に引き続き努めます。

地域における多様な生活福祉課題を解決するため、介護保険制度による地域ケア会議、障害者総合支援法による自立支援協議会、児童福祉法による要保護児童対策地域協議会などの分野別の横断的なネットワークの運用を行っています。

市民や地域でできること

- ・見守りなどの福祉課題を解決するため、地域での活動やサークルなどのネットワークを構築しましょう。
- ・地域住民同士の支え合いについて話し合いましょう。

推進項目	内容・主な取組
地域福祉活動基盤の充実	・課題や支援の情報を共有できる場を充実させ、市民同士の交流活動や自主的な支え合い活動を支援します。 ・市民が身近なところで地域福祉活動に参加しやすくなるよう、既存の公共施設の活用方法を検討し、地域福祉活動の基盤整備を行います。 ・小地域の活動単位を形成するために、社会福祉協議会各支部活動基盤の充実に向けた支援を強化します。
情報共有体制と連絡機能の充実	・身近な市民同士が地域課題などを気軽に話し合い、学び合い、共有できる場を提供することで、地域における支え合い活動を促進します。 ・市民、事業者、専門機関、行政などを結ぶネットワーク機能を充実し、住民同士の支え合い活動により発見した地域課題に対して早期対応を図ります。 ・地域包括支援センターの機能強化を図り、地域に暮らす高齢者のさまざまな課題や多様なニーズに対応します。 ・地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携を図る相談支援センターの機能を強化し、障がいのある人の日常・社会生活上の相談、情報提供、助言機能を充実します。 ・地域子育て支援センターの機能を強化し、子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルの支援などを総合的に実施します。 ・地域ケア会議、自立支援協議会及び要保護児童対策地域協議会などの連携を強化し、子ども、高齢者及び障がいのある人などの多様化・複雑化、重複化する福祉課題に対し、日常的に支援するネットワークの枠組みづくりを推進します。 ・社会福祉協議会と連携し、社会福祉協議会各支部活動への支援を強化し、地域と関係機関・団体、社会福祉協議会、市（行政）の地域ネットワーク体制を充実します。 ・介護やひとり暮らし高齢者の相談窓口である在宅介護支援センターや関係機関との連絡調整機能の充実を図ります。
各種団体、サークルなどへの支援	・各種団体、サークルなどの活動支援を推進し、子育て家庭、高齢者、障がいのある人たちのネットワークを強化します。

(3)安心して利用できる福祉サービスの充実

生活課題が複雑化・多様化している現在、市民が課題に直面したときに、それを解決できる福祉サービスを充実させることや、解決に結びつくよう福祉サ

ービスを複合的に提供できる体制を整備していくことが必要です。

このため、保健・医療・福祉など、さまざまな分野が連携し、総合的に福祉サービスを提供する体制の整備が求められています。

さらに、新しい課題を解決する福祉サービスや利用者本位のサービス体系を充実するため、利用者の意見や苦情を幅広くくみ上げ、サービスの質の向上や改善につなげていくことが必要です。

現状と課題

市民アンケート調査では、福祉サービスが必要になったとき、サービスを利用したいが 85.9%、介護が必要となった場合もサービスを利用したいという回答も 92.4%と高くなっています。

市が優先して充実すべき施策については、「高齢者や障がいのある人でも、在宅生活が続けられるサービス」が 45.6%、「高齢者や障がいのある人の入所施設の整備」が 36.6%、「医療機関の整備・充実」が 32.8%となっています。

地域での心配なことについては、生活に困窮している人、介護に悩んでいる、ひきこもり、地域から孤立している人、困っていることを相談できない人がいるなど、さまざまな地域の課題があることがうかがえます。また、必要な支援が届かず困っている人に対してどのように支援につなげていくか、全国的な課題となっています。

福祉サービスの充実にあたり、従来の縦割りの分野別福祉では対応が難しい複合・複雑化した課題を解決していくため、包括的な支援体制と関係機関との連携強化が必要です。

福祉サービスの重要な担い手である福祉サービス事業者は、課題を抱えた市民と接する機会が多いため、利用者のニーズをくみ取りやすいことから、福祉サービス事業者同士の連絡調整の場も必要であり、サービスの品質向上や改善のためには、福祉サービス事業者への活動支援が必要です。

施策の方向性

高齢者や障がい者、子育て家庭をはじめとする支援を必要とする方が、地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なサービスの充実や、地域、関係機関等との連携を深め、一体的な支援を推進します。また、利用者を主体としたサービス体系を充実するため、サービスの質の向上や改善を行います。

地域や関係機関・団体が連携強化し、かつ役割分担をしながら、包括的支援を行います。また、課題を抱えて必要な支援が届いていない人など、潜在的に地域で困っている人を、関係者会議や支援関係者との連携を通じて見つけ出し、支援につなげます。

福祉サービス事業者同士の情報交換や市民への福祉サービス情報・事業者情報の

提供等を通じて、地域の福祉サービス事業の育成を図ります。

福祉サービスを提供する拠点である社会福祉施設が、法令などに基づいた適切な運営、円滑な社会福祉施設の経営が確保されているかなど利用者本位の指導監査の強化を図ります。

市民や地域でできること

- ・自分に合った、自分に必要な福祉サービスの情報を積極的に収集しましょう。
- ・専門の窓口相談し、適切な福祉サービスの提供を受けましょう。
- ・福祉サービスの利用者同士が交流できる場を提供しましょう。

推進項目	内容・主な取組
各種施策の充実	・地域における子育て支援の充実、高齢者の生きがいづくりや介護予防事業の推進、障がい福祉サービスや相談支援事業・地域生活支援事業など各種施策の充実を図ります。
健康づくりの推進	・乳幼児から高齢者まで、地域で健康づくりを支援する保健サービスを充実します。
福祉サービスの質の向上	・福祉サービス従事者や相談員などの資質の向上を図り、多様化・複雑化する相談や課題に対し、総合的に対応できる窓口機能を充実させます。
苦情解決体制の整備	・福祉サービス事業者が、利用者からの苦情に対し適切に対応し、利用者の満足度を高めることができるよう、苦情内容などの情報を共有し、苦情解決からサービスの質の向上へとつなげられる体制を整備します。
評価制度の充実	・福祉サービス事業者が積極的に評価制度を活用し、サービスの質の向上へとつなげられるよう体制を整備します。
市の実態に即した福祉サービスの推進	・地域住民のニーズや地域の実態を把握し、サービス提供事業者や関係機関などに情報提供を行い、市の実態に即した福祉サービスの充実や質の向上へとつなげるための体制を強化します。
サービス提供事業者への支援	・福祉事業者などが実施する事業所内研修について助言するなどの適切な支援を行います。
在宅介護支援センターの運営	・在宅で高齢者を介護される方の介護に関する相談や、ひとり暮らしの高齢者の相談を受け付け、必要な保健・福祉・介護保険サービスを受けられるよう関係機関との連絡調整を行います。

(4)情報提供と総合的な相談体制の充実

福祉サービスの利用を開始するには、利用者がどの福祉サービスを利用した
いか選択し、契約する必要があります。そのため、利用者が自分に合った福祉
サービスの選択ができるように判断するための情報が、正しく、入手しやすく、
かつ分かりやすく提供されていることが必要です。

地域福祉活動を効率的に展開していくには、地域、事業者、関係機関・団体、
行政などが連携し、それぞれの活動圏域に応じた地域課題や既に実施されてい
る活動などの情報共有が必要です。さらに、住民の生活課題の早期発見と支
援に結びつけることができるよう、課題を発見した地域の人々からの関係機関
への相談・連絡体制の整備などが必要です。

また、生活困窮者の方、在宅で高齢者を介護される方、ひとり暮らし高齢者
の方など課題が複雑化・多様化しやすい方に対し、課題ごとではなく総合的な
受け止めをする場をつくることが求められています。

現状と課題

市民アンケート調査では、福祉サービスに関する情報の入手先については、「家
族・親戚」が39.0%、「市の広報紙やパンフレット」が32.7%、「近所の人、友人・
知人」が29.3%となっています。必要な市の取組については、「福祉サービスに関
する情報をわかりやすく提供する」が75.5%、「適切な相談対応やサービス選択の
支援ができる体制を整える」が43.9%と高い割合となっています。

また、悩みや不安の相談先として、「家族・親族」、「近所の人、友人・知人」が多
いことは、心配ごとや悩みごとを共有できる人つき合いが多くあることがうかがえ
ます。しかし、各種相談窓口を設置している「市役所や支所・コミュニティセンタ
ー」をはじめとする公共機関などの回答が非常に低く、「どこに相談してよいかわ
からない」が13.0%となっています。

行政一般に言えることですが、情報の入手先と相談先の認知度の低さについては、
まず、市が取り組んでいかなければならない大きな課題です。情報提供方法や相談
窓口案内など、周知を高め認知度を向上させていく必要があります。

生活環境や文化、世代などにより、スマートフォンや紙媒体など、その人にとっ
て受け取りやすい情報の形はさまざまです。福祉サービス利用のための情報提供も、
色々な受け手を想定し、わかりやすい、多様な情報発信の検討が必要です。

また、社会構造、経済状態などの変化により、社会的課題の複合・複雑化が進む
中、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの縦割りの分野別福祉の対応だけで
なく、さまざまな困りごとを包括的・重層的に受け入れる相談先の充実が必要です。

施策の方向性

支援を必要としている人の状況に応じて、簡単に情報を得ることができ、自身に

必要な福祉サービスを選択できるよう、広報紙、ホームページ、パンフレット、SNS 公式アカウント等などのさまざまな媒体を通じた効果的な情報提供を図ります。

各種相談窓口の充実を図るとともに、複数の関係部署や関係機関の連携を強化し、継続的・包括的に解決できるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

市民や地域でできること

- ・ 広報ぬまたや市のホームページなどで正しい情報を探しましょう。
- ・ 困りごとがあったら、早めに相談機関で相談を受けましょう。
- ・ 周りの人の生活課題を発見したら、関係機関に相談してみましょう。
- ・ 福祉サービス事業者などの広告、ホームページなどで情報を収集しましょう。

推進項目	内容・主な取組
情報提供の充実	・ 適切な福祉サービスの利用につながるよう、広報ぬまたやパンフレット、ホームページなどの情報媒体を活用した発信を行います。また、発信の際には、利用する側にとっての、見つけやすさや分かりやすさに配慮した発信の工夫をします。 ・ 地域で活動をしたいと考えている人に対し、活動における社会資源などを有効活用できるよう、関係機関や団体、サービス提供事業者などと共有した情報提供を強化します。
情報の共有化の推進	・ 地区の集会や懇談会などの場を利用した、情報共有体制の構築を支援します。 ・ 市民、事業者、専門機関、行政などを結ぶネットワーク機能を充実し、住民同士の支え合い活動により発見した地域課題に対して早期対応を図ります。（再掲）
相談体制の充実	・ 複雑化・多様化した生活課題を受け止められるよう、各課題に対応する専門職など多職種の連携体制を構築し、横断的に対応できる相談体制を充実させます。 ・ 関係機関や団体などとの連携を強化したケース会議・事例研究などを通じ、地域の実態を把握するとともに、各種相談員の資質向上、相談対応の充実を図ります。 ・ 介護が必要な人や障がいがある人など外出が困難な方に対し、地域における相談体制の充実を図ります。 ・ 福祉活動を行う人など、地域で周囲の人の生活課題を発見しやすい人と関係機関などとの連携体制を整え、相談に結びつく体制を整備します。 ・ 在宅で高齢者を介護される方の介護に関する相談やひとり暮らしの高齢者の相談をお受けする「在宅介護支援センター」を活

	用し、必要な保健・福祉・介護保険サービスを受けられるよう関係機関との連絡調整を行います。
各相談員の資質向上	・現在実施されている各相談員への研修のバリエーションを増やし、専門とする課題・対象以外の研修も充実させていくことで、色々な課題解決手段を提案できる相談員の養成を図ります。
相談体制と支援体制の連携	・市民の多様化・複雑化している生活課題に対応するため、子ども・高齢者・障がい者などの各相談窓口が互いに連携し、横断的な課題解決ができる環境を整えます。 ・生活困窮者自立支援窓口と公共職業安定所（ハローワーク）との連携体制の強化など、市各種相談窓口と外部社会資源との連携体制の構築を推進します。
自立相談支援事業の実施	・生活困窮者自立支援相談窓口を設置し、支援プランの作成や各種支援の総合的な提案を行います。

基本目標3 すべての市民が安全で安心して暮らせる地域環境づくり

(1)避難行動要支援者の支援方策

地域の人々が安心して暮らすために、災害時の安全の確保は、課題のひとつです。地域には災害などの緊急時に自力では避難できない「要支援者」が存在すること、誰しもが災害時にケガをする可能性があり「要支援者」となる可能性があること、災害が起こったときに消防などの公助による支援が必ずしも必要な時にリアルタイムで提供されるとは限らないことなどから、災害時の安全の確保には、地域の結びつきを強くし、緊急時には身近な距離で助け合える関係をつくっておく必要があります。

また、「避難行動要支援者名簿」は、最新の状況を保つことが必要であるとともに、地域との情報共有が重要です。個人情報に十分な配慮を行った上で、提供できる体制の整備が求められます。「要支援者」の中には一般的な避難所では避難生活が困難な人も多いため、福祉事業者などと連携し、福祉避難所の確保を進めていくことも課題の一つです。

現状と課題

市民アンケート調査では、心配なこととして、緊急時、災害時の対応体制がわからないことを挙げる人が多くなっています。また、年代が上がると「家族・親族の助けにより避難できる」、「近所の方などの手助けが必要」な人も多くなっています。

逆に、災害時に支援を必要とする人に対する手助けができるかについては、80代以上の人を除き、約半数の人が「手助けができる」という回答となっています。

市の防災に対する取組については、全戸配布している「沼田市防災マップ」の認知度は、半数を超えていますが、それ以外の市の取組については、まだ十分に認知されていないことがわかります。

災害時の避難に支援が必要な人を助ける避難行動要支援者支援制度については、必要性が高くなる高齢者においても、まだ十分に制度が知られていません。

- ・地域には、緊急時に自力では避難できない「要支援者」が点在しています。
- ・個人情報の保護などの正しい知識の普及啓発を含めた、避難行動要支援者登録制度の周知が必要です。
- ・隣近所が高齢者のみの地域など、地域の実情に応じた避難支援体制の確保が必要です。
- ・特別な配慮が必要な避難行動要支援者の避難誘導方法や福祉避難所の確保が必要です。

施策の方向性

沼田市地域防災計画に基づき、市、自主防災組織、関係機関や団体等との連携による支援体制を強化するとともに、市民一人ひとりの防災等に対する意識の向上を図るための防災訓練、災害ボランティア研修の実施にあわせて、ホッとメールぬまたや防災アプリといった災害情報の取得方法の周知や避難行動要支援者名簿への登録の周知を行います。

災害時に支援が必要な「避難行動要支援者」の情報の更新に努め、個別避難計画の策定により、支援体制整備を強化します。

市民や地域でできること

- ・日頃からの備えとして、沼田市防災マップ、防災アプリ「防災ぬまた」を見て、避難場所や危険箇所の確認をしておきましょう。
- ・風水雪害など予期できる災害は、情報をこまめに収集し、危険な状態となる前に早めに準備・行動するようにしましょう。
- ・避難行動要支援者制度の趣旨をよく理解し、必要と感じたら名簿への提供に同意するようにしましょう。
- ・災害時などにおいて避難が難しそうな方を気かけ、普段から声かけや見守りを行うなど、地域で守っていける体制を整えましょう。

推進項目	内容・主な取組
避難行動要支援者の支援体制の強化	・避難行動要支援者名簿の更新を引き続き行い、関係機関との情報の共有などの連携を強化します。 ・災害時にも対応できる公共施設の整備に努めます。 ・地域における自主的な初期防災活動が実施できる体制を構築するために、地域による防災計画の策定支援を行います。
個別避難計画の作成	・地域の災害リスクや支援を必要とする人に応じた優先度を考慮し、個別避難計画の作成に取り組みます。 ・地域の自治会（自主防災組織）や民生委員・児童委員、医療・保健・福祉の専門職等の関係者と連携・協力し、支援を必要とする一人ひとりに合わせた計画の作成に努めます。

※個別避難計画とは、災害時に自ら避難することが難しい要介護者、障がい者等（災害時避難行動要支援者）が、どのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ本人・家族と確認し作成する、一人ひとりの状況に合わせた個別の避難行動計画です。

(2)一人ひとりの人権の尊重

「障害者基本法」や「障害者差別解消法」の成立、平成 26（2014）年の「障害者の権利に関する条約」の批准などを背景として、国内外で一人ひとりの人権の尊重が重要視されるようになってきました。

子どもや高齢者・障がいのある人などへの虐待、配偶者などへの DV（ドメスティックバイオレンス）、性的マイノリティーの方への差別、社会的排除の状況にある人の孤立化などが社会問題として顕在化しており、意識啓発に加え、セーフティーネットの整備が求められています。

また、本市にも認知症や精神障がい・知的障がいなどの理由により、判断能力が十分でない方も暮らしています。こういった方が地域で安心して暮らしていくためには、必要な福祉サービスの選択や契約、生活に必要なお金の適切な管理など、成年後見制度に代表される、いわゆる「権利擁護」サービスが必要です。

これらの課題から、すべての人が安心して暮らすことができるよう、意識啓発、相談窓口の整備、権利擁護サービスの普及・啓発などが望まれています。

現状と課題

今後の国の状況を見ると、令和 7（2025）年度には団塊の世代が 75 歳になります。その後さらに、人口減少・少子高齢化が進み、令和 22（2040）年度には、高齢者人口がほぼピークを迎えます。そうした中、高齢者世帯が増加し、認知症の高齢者が増えることも予測されています。こうした背景の下、認知症や知的障がい、

精神障がいなどの理由により、判断能力が十分でない人が不利益を被ることなく安心して地域で暮らしていけるように、権利擁護に関する支援体制強化の必要性が高まっています。

市民アンケート調査では、成年後見制度のことを知っている人は29.2%となっており、認知度は高くありません。成年後見制度は、判断能力のあるうちから用意しておくことで、万が一の際本人の意思を尊重できる制度であることを、今後も積極的に周知し、認知度の向上を図っていく必要があります。また、生活困窮者自立支援制度やヤングケアラーについての認知度もまだ高いとは言えず、今後も周知を図っていく必要があります。

また、子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）、差別などを防止するため、地域における見守り活動の促進や相談・通報体制の確立などに加え、意識啓発を通じた社会づくりを進めていくことが必要です。

施策の方向性

子どもや高齢者、障がい者への虐待などの有効な防止策としての地域における見守り・通報体制を強化し、一人ひとりの人権が守られるよう関係機関等と連携した人権侵害の防止に努めます。

「沼田市成年後見制度利用促進基本計画」の策定により、権利擁護支援が必要な人であっても、本人の意志を尊重し、住み慣れた地域でその人らしい生活ができるよう、制度の利用促進に向けた取組を進めます。また、成年後見制度等の利用を促進するため中核機関の運営の充実を図り、広報活動を強化するとともに、地域連携ネットワークにおいて福祉、行政、法律専門職など多様な主体との連携を取りながら、適切な制度利用を進めます。

生活困窮者への自立支援として、経済的な面などで生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、一般就労への移行が困難な人への支援や、生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所の提供など、地域や関係各課、関係機関との連携の下、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図ります。

ヤングケアラー対策としては、ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図り、早期発見と適切な支援につなげるため、福祉、介護、医療、教育などの関係機関との連携を図ります。

推進項目	内容・主な取組
虐待、DV 防止の連携強化	・地域における見守り体制の充実を図ります。 ・児童、高齢者、障がいのある人などに対する虐待防止に向けた関係機関との連携を強化します。

	・虐待やDV防止に向けた啓発活動、相談体制及び早期発見・対応の充実を図ります。
男女共同参画の推進	・男女がともにあらゆる分野において地域福祉活動の担い手となり、積極的な活動が行えるよう、男女共同参画の意識の啓発を図ります。
ノーマライゼーションの理念の啓発	・その人らしさや人々の多様性を認め合い、共生できる社会を実現するため、ノーマライゼーションの理念を広く地域に啓発します。また、ノーマライゼーション理念の具体化のための、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）についても普及啓発します。
日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知	・ポスターやパンフレット、ホームページなどを活用した周知を行います。 ・成年後見制度の研修会を実施し、制度の周知と利用促進を図ります。
日常生活自立支援事業	・沼田市社会福祉協議会に委託し、日常生活自立支援事業を実施します。
成年後見制度の相談窓口の利用勧奨	・成年後見制度の研修会を市職員に向けて実施することで、各相談窓口において判断能力が十分でないと考えられる相談者が来訪された際、成年後見制度の相談窓口の利用勧奨を行える体制づくりを行います。
成年後見制度の相談窓口の設置	・沼田市地域包括支援センターに、成年後見制度の相談窓口を設置します。
認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業	・認知症高齢者等で介護保険サービスを利用もしくは利用しようとする方や、重度の知的障がいの方、精神障がいの方で障害福祉サービスを利用もしくは利用しようとする方であり、かつ助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方に対し、成年後見人制度の申し立てに要する経費と後見人などの報酬の助成を行います。

※ノーマライゼーションと社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)

社会的包摂とは、けっしてみんなを同じ価値観や生活様式に同化させることではなく、その人らしさ、あるいはお互いの違いを認めあい、共生していく姿である。福祉教育では、一人ひとりの違いと同じを大切にしてきた。同時に、違っていても「仲間外れにしない」という非排除の原則が前提になければならない。このことは、人権を基盤に共生の文化をつくるというノーマライゼーションの考え方である。(出典:全国社会福祉協議会「社会的包摂にむけた福祉教育」より引用)

市民や地域でできること

- ・認知症や障がいのある人に対する理解を深めましょう。
- ・権利擁護や成年後見制度についての理解や知識を深めましょう。
- ・虐待及びDV防止策として、隣近所での見守り、声かけを推進しましょう。
- ・虐待やDV、ヤングケアラーを発見したときは、即時に関係機関へ通報しましょう。
- ・身近な人や地域の中で、自分の判断に不安を抱えている方や、権利擁護サービスの利用が適切と思われる方がいたら、相談窓口の利用を勧めましょう。
- ・高齢者や障がいのある人との交流事業を推進し、相互理解を深めましょう。

(3)住みやすい住環境の整備

近年、一人ひとりのパーソナリティや暮らしの在り方が多様化する中で、「こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田」の実現に向け、誰もが住みやすいまちづくりを目指すには、福祉施策だけでなく、総合的な観点からさまざまな取組を実践していかなければなりません。

現状と課題

市民アンケート調査では、お住まいの地域について「子育てしやすいまち」、「高齢者が住みやすいまち」、「障がい者が住みやすいまち」と感じるかどうかお聞きしました。

子育てについては、「子育てしやすいまち」と回答した人は、子育ての中心となる30歳代では24.4%、40歳代では33.0%となっています。

高齢者については、「高齢者が住みやすいまち」と回答した人は、全体で31.9%となっていますが、地区別では利根地区で16.0%、池田地区で22.9%と低い結果になっています。

障がい者については、「障がい者が住みやすいまち」と回答した人は、全体で17.2%と低い結果になっています。

また、お住まいの地域における必要な取組として、「高齢者（ひとり暮らし、高齢者のみの世帯）への支援・見守り」が52.3%、「地域の防犯対策」が39.5%となっています。

住みやすさ、暮らしやすさは、お住まいの地域や年齢・性別、家族構成、一人ひとりが抱える問題などにより、必要とするものや不便と感ずることは異なります。生活課題となる主な要因の一つとして、中山間地に位置する本市においては、買い物や通院・通学等の交通手段の確保といった生活課題がよく挙げられますが、これらの課題解消には、当然のことながらハード面からの生活基盤整備が必要不可欠です。例えば、ハード面では、バリアフリーやユニバーサルデザインの環境整備を進めるとともに、誰もがともに尊重される地域を目指すには、差別意識や偏見の解消

と環境改善に取り組み、「心のバリアフリー」の実現が求められています。

本計画策定にあたっては、「地域福祉」の観点から、安心・安全な暮らしやすい地域づくりを目指し、地域と行政・関係機関がともに連携しながら、課題解決に向け取り組んでいかなければなりません。

- ・子どもが安心して通学し、遊べるための、家庭や地域が連携した環境の整備が必要です。
- ・防災、防犯、交通安全など、地域における自主的な活動を促進することが必要です。
- ・高齢者や障がいのある人などが地域で安心して生活することができるよう、見守り活動の実践、啓発活動や相談体制の充実が必要です。
- ・高齢者や障がいのある人などが不便なく生活ができるようバリアフリー化の推進や運転免許の自主返納をしても生活の質が担保されるよう、交通インフラを確保することも必要です。

施策の方向性

全国で地震や大型台風、豪雨による自然災害が増加しており、また、近年では、訪問や電話による特殊詐欺などの犯罪も多発しています。防災や防犯対策を推進するために、地域の見守りや空き家等の適切な対応を推進します。

国や県の「再犯防止推進計画」の動向を踏まえ、本市においても、本市の実情に応じた再犯防止に関する取組を推進するとともに、犯罪被害の防止を図り、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

高齢者や障がいのある人がいる世帯に対して、地域における平時からの交流や声かけ、見守り体制強化が必要であるとともに、機器やメールなどを利用した取組が必要です。また、民生委員・児童委員や見守り活動推進員など、地域の関係者・団体、事業者などと連携し、もれのない見守り体制の強化を図ります。

地域には車の運転や徒歩での移動が困難な高齢者や障がいのある人が生活しています。高齢者の運転免許自主返納も増加していることから、多くの人の日常生活の利便性を確保し、地域の安全な交通を確保することは、住みやすい住環境を整備する上で必要です。

健全な人にとって危険のない道や設備でも、障がいのある人や子どもにとっては危険なものもあります。誰にとっても安全、快適に生活できる道路の整備や公共施設のバリアフリーなどが求められています。市全体でバリアフリー化・ユニバーサルデザインの環境整備を進めるとともに、外出したい人の移動の支援を充実させ、高齢者、障がいのある人に限らず、誰もが快適に暮らせる地域を目指します。

高齢者や障がいのある人、乳幼児を連れた人、外国人など、さまざまな心身の特性や考え方を持つ誰もが笑顔で暮らせるようになるためには、物理的なバリアを取り除くこと以外にも必要なことがあります。心無い言葉、差別などの意識上のバリ

ア、点字や手話通訳のない情報面でのバリア、制度的なバリアなどについて知り、取り除いていくことです。地域の中で、お互いの人権を大切にして、理解し合い、支え合いながら生きていくにはどうしたらよいかについて、市民が考える機会を充実させることが重要です。差別意識や偏見の解消と環境改善に取り組み、「心のバリアフリー」が実現された、誰もがともに尊重される地域を目指します。

市民や地域でできること

- ・日ごろのあいさつや交流を通して、隣近所とのつながりを持ち、いざというときに協力できる関係をつくりましょう。
- ・地域の防災訓練や自主防災組織に参加しましょう。
- ・高齢者や障がいのある人、登下校の子どもたちの見守り活動を通じて地域の防犯活動に参加しましょう。
- ・歩行者の妨げとならないよう自転車は決められた場所に置くなど、身近なバリアフリーを心がけましょう。
- ・差別意識をなくす「心のバリアフリー」について、理解を深めましょう。

推進項目	内容・主な取組
安心して暮らせる日常生活の支援	・消費者相談体制を充実し、消費者被害の実態を把握し、被害防止に向けた情報提供を充実します。 ・ひとり暮らし高齢者の安心した自立生活を支援するため、定期的な訪問や緊急通報装置の貸与などの支援を充実します。 ・高齢者や障がいのある人などが、安全・安心で、快適な生活を送ることができるよう、身体状況の変化に応じた住宅のバリアフリー化などを促進します。
自主防災・防犯活動の支援	・防災訓練・防犯活動を通じ、地域の安全は地域で守る意識の醸成を図ります。 ・地域における自主防災・防犯活動の組織づくりを推進します。
交通安全対策の充実	・子どもや高齢者などの交通弱者の交通事故を防止するため、交通安全教室の充実や地域の見守り活動を促進します。
ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進	・誰もが安全に通行できる歩道や道路など、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進します。 ・公共施設などにおいて、誰にでも分かりやすい案内表示や点字、音声案内など、利用しやすい施設整備に努めます。
利用しやすい交通環境の整備	・妊婦や高齢者、障がいのある人など移送ニーズを把握し、交通手段の整備に努めます。



基本目標1 ふれ合いのまちづくり

(1) ボランティア活動の推進

地域福祉活動を推進していく上で、地域福祉活動の担い手として、地域住民やボランティアの協力は必要不可欠です。

地域の福祉力を高め、活性化していくために、住民が無理なく参加でき、広範囲の年齢層の人材を確保し、継続的に活動できるよう支援をしていくことが必要です。

現状と課題

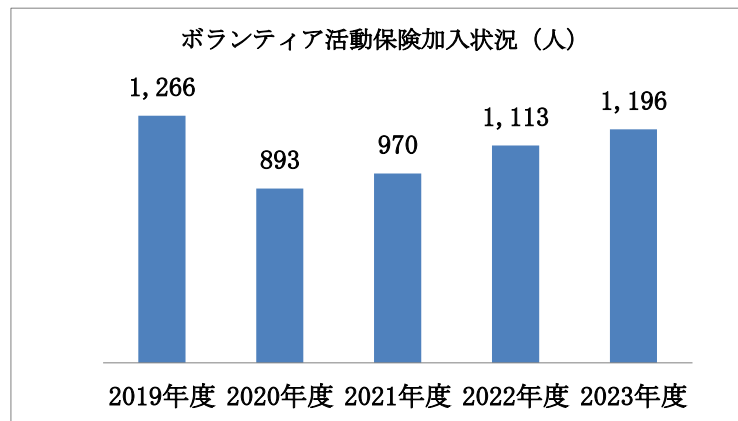
市民アンケートでは、ボランティア活動について、「参加したことはない／参加したくない」という回答が 41.8%と最も多く、ボランティア活動に関する情報の発信とコーディネート機能の強化が課題となっています。

ボランティア活動の条件については、「自分にあった活動時間や内容の活動であれば参加してみたい」という回答が 48.5%と多く、次いで「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」という回答が 25.6%でした。

施策の方向性

住民のボランティアに対する興味や意識が実践へと結びつけることができる仕組みづくりを行い、ボランティアの人材育成と確保に努めます。

推進項目	内容・主な取組
ボランティアセンターの機能強化	・ボランティアセンターとして、ボランティアに関する相談や情報提供、活動先の紹介を行います。 ・ボランティア活動をはじめるきっかけに、ボランティアに関する情報提供と参加を呼びかけます。 ・ボランティア活動の幅を広げていくために、コーディネート機能を強化します。 ・ボランティア活動への関心を高めていくため、ボランティアに関する各種講座や研修会、交流会を開催します。
ボランティア人材の確保	・ボランティア活動保険の活用等を通じ、安心して活動ができる環境を整備します。 ・地域で行うボランティア活動や被災地での災害救援ボランティアに対応するボランティア活動保険の加入促進に努めます。



（2）福祉教育・福祉体験学習の推進

住民は、「受け手」であり「担い手」であり、「地域共生社会」の実現のため、多くの地域住民の参加が必要です。子どもたちも構成員の一員として参加していけるよう子どもの頃から福祉について考えることで、思いやりとやさしさの心を育み、福祉への理解を深める機会となります。

現状と課題

市民アンケート調査では、子どもに対する福祉教育について、「学校」「家庭」「地域」の中で学ぶという回答を合わせると約70%を占め、学校、家庭、地域がそれぞれの役割をもって、次世代を担う子どもたちの健やかな成長と発達を見守り、相互に連携を図っていく必要があります。

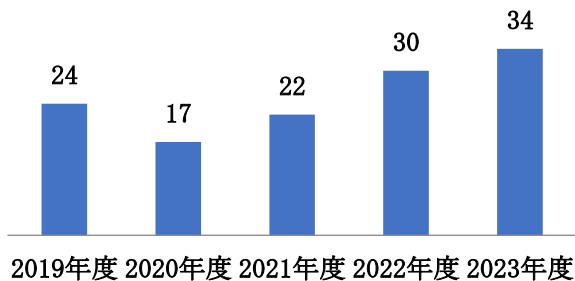
施策の方向性

子どもたちが社会構成員の一員としての自覚と意識を持って、福祉への理解を深め、思いやりとやさしさの心を育ていけるよう、福祉教育、福祉体験学習を推進します。

推進項目	内容・主な取組
福祉体験学習の推進	・小・中学校や高校の福祉教育の一環として、福祉について理解を深めるため、高齢者や障がいのある方への支援の方法を学習する機会を提供します。 ・今後も学校との連携により、学習内容に合わせた講師の派遣、体験学習を進めていくとともに、創意工夫を凝らした学習プログラムの研究を進めます。
福祉教育サポーター養成講習会の開催	・学校での福祉体験学習を円滑に進めていくために、地域と学校をつなぐボランティアを養成するため、計画的に福祉教育サポーター養成講習会を開催し、人材の確保に努めます。

- ・福祉教育サポーターとしてボランティア登録を推進し、技術向上のためのフォローアップ研修を実施します。

福祉教育・体験学習実施件数



◆学習プログラムの例◆

- ・障がいのある方の体験講話
- ・点字や手話の体験
- ・車いす体験
- ・視覚障がいの体験（アイマスク）
- ・高齢者疑似体験
- ・福祉施設等の見学、施設でのボランティア体験
- ・ボッチャ等パラリンピック競技の体験

(3)地域福祉推進のための理解促進

地域福祉活動において社会福祉協議会が中心的な役割を担っています。地域福祉課題の解決に向けて住民と一緒に取り組む関係をつくるためにも、住民にとって社会福祉協議会が身近な存在になることが大切です。

現状と課題

今回の市民アンケート調査では、「社会福祉協議会の名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」という回答が 53.6%で、社会福祉協議会の名前の認知はあるが、活動内容については浸透していない結果となりました。地域住民とともに地域福祉活動を推進していくために、社会福祉協議会の活動に対する認知度を高めていく必要があります。

施策の方向性

社会福祉協議会及び地域福祉活動の理解と協力を図るため、地域住民やボランティア、関係機関との連携・ネットワークを確立し、地域とのつながりを積極的に形成していくための広報・啓発活動に取り組みます。

また、地域福祉活動の中核として位置づけていくために社会福祉協議会のサービス充実と機能の強化を図ります。

推進項目	内容・主な取組
広報・啓発活動	・広報紙『社協ぬまた』を年3回（7月・12月・3月）発行し、活動内容を周知していくとともに、福祉活動への参加促進を図ります。広報紙は、全世帯に配布するとともに、公共施設等に設

置します。

- ・ 社会福祉協議会のホームページ内容の充実を図るとともに、即時性を高めるために SNS 等の活用により、いつでも新しい情報を入手・閲覧できるよう最新情報を発信します。
- ・ 社会福祉協議会に親しみを持ってもらえるような地域と連携した事業を計画します。
- ・ 福祉サービスの向上と社会資源の調査研究に努めます。

基本目標2 支え合いのまちづくり

(1)地域のつながり・支え合いの構築

住民の一人ひとりが住み慣れた地域社会において、心豊かに安心した生活を営むことができるように、地域福祉推進の中核的機関として、これまで推進してきた地域づくりの取組をより発展させ、支える側・支えられる側という概念を超えた、新たなつながりの仕組みづくりが必要です。

現状と課題

市民アンケートでは、隣近所や地域との関わりについて、「あいさつをする程度の付き合い」が 55.3%、「付き合いは、ほとんどない」が 9.7%となっています。

地域との関わりが薄れていく中で、深刻な課題が埋もれてしまうことも考えられます。地域にある課題を住民自らが発見し、その問題解決に向けて、住民同士が支え合い、助け合い、連帯していくことにより、地域の絆が深まり、地域福祉の向上につながります。

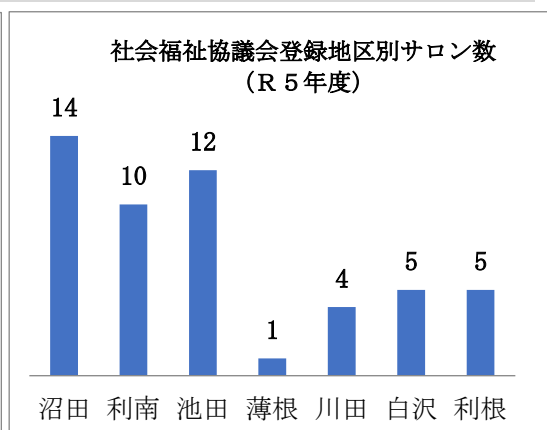
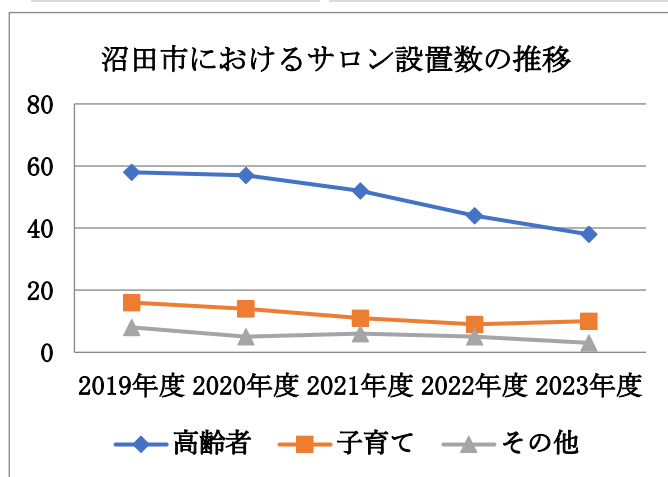
また、近年各地で大きな災害が発生しており、あらためて地域のつながりの大切さが見直されています。市民アンケートでは、「近所とのつきあいや助け合いを大切にしたい」が 56.1%、「地域の人と協力し合い、地域をよくする活動に取り組みたい」が 10.4%となっていました。このことから地域住民同士が身近に触れ合い、交流を深めていくことのできる活動が求められます。

施策の方向性

地域における生活課題が複雑化・多様化し、これらの福祉ニーズを把握し、地域福祉の課題を受け止め、問題解決に向けて取り組んでいくための組織力を高めます。

また、要援護者を取り巻く人や機関との緊密なネットワークにより、多様化・複雑化する課題を整理し、情報を共有化できる仕組みを整えます。

推進項目	内容・主な取組
ふれあい・いきいきサロン活動の推進	・ふれあい・いきいきサロンは地域の誰もが気軽に参加でき、寝たきり防止、介護予防、健康増進、仲間づくりなどを目的とし、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子が集い、交流を深める場所です。 ・地域住民によるサロンの開設と運営を支援します。 ・サロン運営者を対象とした情報交換会や交流会を開催します。
生活支援体制整備事業の推進	・生活支援体制整備事業とは高齢者が可能な限り地域で自立した生活を営むことができる体制づくりを行っていく事業です。沼田市では「お互いさまのまちづくり事業」として中学校区ごとに生活支援コーディネーターを配置し地域づくりを進めています。社会福祉協議会では沼田市から委託を受け、各地区のコーディネーターと協力し、誰もが住み慣れたまちで生活していける地域づくりを図っていきます。
重層的支援体制整備事業への協力	・誰もが元気に安心して暮らしていける地域共生社会に向け沼田市で実施する重層的支援体制整備事業に社会福祉協議会の資源・ネットワークを活用しながら連携・協力していきます。
沼田市社会福祉施設連絡会	・社会福祉施設連絡会は地域課題の共有及び解決に向けて市内の施設間の連携を目的に設立されました。施設間の連携強化、参画法人の拡充を図っていきます。



(2)地域における見守り支援

高齢者、障がいのある方、子どもをはじめ、誰もが安心して暮らしていくためには、地域住民が日常的にお互いを意識し、声をかけ合い、地域の中で孤立しない、見守りのシステムを形成していくことで、潜在するニーズを掘り起こし、問題の早期発見、早期対応につなげることが重要です。また、小地域を単位としたネットワークが災害時や緊急時には大きな力を発揮します。

現状と課題

既に隣近所では見守り、助け合いが自然と行われている地域もありますが、近所のつきあい方について、市民アンケート調査によると、若い世代では「あいさつをする程度」「つきあいはほとんどない」といった回答が約 8 割を占めており、少子高齢化、核家族化が進行していく中で、さらに地域とのつながりが希薄化していくことが予想されます。

施策の方向性

今ある支え合いのシステムをこれからの将来につなげていくために、住民とともに小地域福祉活動を推進します。

推進項目	内容・主な取組
見守り体制の推進	・地域住民同士が日頃の生活の中で自然と見守り、支え合う行政区を単位とした小地域の見守り活動を推進します。 ・見守り活動との連携を行い、地域に潜在するニーズの早期発見・早期対応をしていきます。
福祉ニーズの把握	・地域住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、地域における福祉ニーズを調査・分析し、地域住民とともに問題解決に向けて取り組みます。

(3) 相談機能の充実の強化

近年、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、生活困窮、虐待、孤独死や引きこもりの社会的問題など、深刻化する生活課題に対して、総合的な相談・生活支援の取り組みが求められています。地域におけるさまざまな生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO 団体、社会福祉施設、関係機関や行政などと連携し、その問題解決や予防に向けて取り組んでいくことが必要です。地域に根ざした活動を展開していくため、アウトリーチを徹底し、潜在するニーズを発見し、“ひとりで悩まない” “ひとりで抱え込まない” ために、問題解決に向けた相談支援体制の整備が必要です。

多様化する課題に対して、まずどこに相談に行ったらよいのかわからないというのが現状です。地域における困りごと、生活課題を早期に発見し、対応していくための総合的な相談支援体制を一元化していくことが重要です。

現状と課題

市民アンケート調査では、日常生活の中で、「自分や家族の健康のこと (53.8%)」「老後のこと (51.6%)」に悩みや不安を感じている人は依然として多い結果とな

っています。また、これらの不安や悩みの相談先として、今回の市民アンケート調査では行政や社会福祉協議会、相談機関等に相談をするというよりも、「家族や親戚に相談する」が72.3%、次いで「知人や友人」が29.8%といった結果となり、身近な人への相談が多く、最も日常的に支援が必要な方のニーズが埋もれてしまっていることも考えられます。一方で、「どこに相談をしてよいのかわからない」といった回答が13.0%ありました。

これらの結果から、地域住民の抱える生活課題は、今後ますます多様化・複雑化していくと考えられます。高齢者や障がいのある方をはじめ、支援を必要とする方々がそれぞれに抱える生活課題は多岐にわたり、専門的な立場からの相談援助が必要になってきます。

施策の方向性

福祉サービスの情報提供と周知を行い、問題解決に向けて住民が気軽に安心して相談できる体制づくりを整備していくとともに、関係機関との連携を図りながら相談援助の充実を図ります。

推進項目	内容・主な取組
各種相談に応じた相談窓口の設置	・「どこに相談したらよいかわからない」といった方に対して、問題解決の糸口になるよう、相談窓口を設置し、必要な支援を行います。 ・広報・啓発活動をより一層強化します。 ・市内の社会福祉法人間のネットワークを構築し、地域住民が抱える「制度の狭間」の課題解決を図ります。 ・なんでも福祉相談員を配置し、気軽に相談できる福祉総合相談の充実を図ります。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

(1)災害時・緊急時の支援体制づくり

災害時・緊急時にひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がいのある方、子どもなど自力で避難することのできない、見守り・支援が必要な人を日常的に把握し、情報を共有していき、地域の中で助け合うことのできる体制整備が必要です。そのために日頃の見守り支援活動によるネットワークを強化し、災害に強いまちづくりを推進します。

現状と課題

今回の市民アンケート調査で「高齢者世帯や障がいのある人、子どもなど支援が必要な人に対して手助けができる（46.7%）」という回答も多く、災害時に誰もが安全に避難できる体制づくりが必要であり、地域の中で要援護者への対応が求められています。

しかしながら、地域とのつながりの希薄化や個人情報の保護等から要援護者の情報共有が困難となっています。これらの課題に対応するため、地域での見守り支援活動の機能を十分に発揮していくとともに、沼田市が作成する「避難行動要支援者名簿」を有効活用し、地域住民やボランティア、関係機関との連携強化を図ります。

施策の方向性

沼田市地域防災計画に基づき、大規模な災害が起こったときには災害ボランティアセンターの設置運営が必要です。いつ起こるかわからない災害に備え、地域住民やボランティア団体、関係機関との連携により、迅速な対応ができるよう体制を整備します。

推進項目	内容・主な取組
要援護者を見守るネットワークの確立	・「認知症にやさしい地域づくりネットワーク」などの見守り活動を活用し、地域住民をはじめ関係機関の協力により、支援につなげていくためのネットワークを強化します。 ・見守り事業の周知とネットワークへの加入促進に努めます。
災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施	・災害発生時に、地域住民やボランティア、NPO団体、行政、社会福祉協議会や関係機関それぞれがどのような役割を担っていくのかを確認し、迅速に対応していくための体制を整備します。 ・関係機関・団体等と連携し、支援活動が迅速かつ円滑に進むよう、台風等による風水害や地震、雪害などのさまざまな災害を想定し、訓練を実施します。 ・災害ボランティアセンターが設置され、ボランティア活動を行う上で必要な器具備品（物資）の整備を、群馬県社会福祉協議会や市と協力して計画的に進めます。
災害ボランティア養成講習会の開催	・講習会を開催し、地域の中で活動できるボランティアの育成を計画的に進め、災害ボランティアの人材確保に努めます。 ・ボランティアとしての資質向上のため、地域住民とともに、災害時の避難場所の確認、避難方法、要援護者への対応等を確認するため、地域防災訓練に積極的に参加協力します。

災害ボランティアバスの運行に向けた体制整備

- ・災害が発生すると被災された地域内外から多くのボランティアが集まり、さまざまな支援活動が展開されています。被災された方々を支援するため、必要に応じ、近県の被災地に向けたボランティアバスの運行を計画します。市民の積極的なボランティア活動を推進し、現地までの移動支援、また災害に関わる見識を深める活動を行います。

(2)自立した生活への地域づくり

認知症高齢者や障がいのある方、生活困窮者等が地域で安心して暮らしているさまざまな福祉サービスがあります。対象者が適切なサービスを利用できるよう情報提供や課題解決につなぐ支援体制を整備することが重要です。対象者だけでなく、地域住民に対し、福祉サービスの普及・啓発し地域全体で支え早期発見・早期対応を目指します。

現状と課題

全国的に生活保護受給率が増加する中で生活困窮者の自立に向けた対策が進められおり、低所得者、生活困窮者に対して、地域の中で安定した自立生活を促すため、早期に支援を行い、その人に合った支援ができるよう総合的な支援が必要です。

施策の方向性

低所得者、生活困窮者に対して、地域の中で安定した自立生活を促すため、早期に支援を行い、課題解決に向けた総合的な支援を進めます。

推進項目	内容・主な取組
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の実施	・高齢者や障がいのある人に対し、福祉サービスの利用などに関わる相談や援助を行うことにより、住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることを支援します。
ぬまた成年後見支援センターの運営	・身近な人で自分の判断に不安を抱えている方、権利擁護サービスの利用が適切と思われる方がいた場合に、相談窓口にて相談できるように権利擁護や成年後見制度に対する理解促進を図ります。
生活困窮者に対する支援	・関係機関と連携しながら、自立に向けた生活支援、就労支援、教育支援のための生活福祉資金や小口生活資金の貸付を行うとともに、生活全般の総合的な相談支援に取り組みます。

フードバンクぬまたへの協力	・行政及び NPO 法人と連携し、生活困窮者支援の一環として生活困窮者に対して自立した生活が送れるように食糧支援を実施します。 ・地域住民へ周知・啓発活動のため常時窓口にて受付、各種イベント時においてフードドライブを実施していきます。
沼田市地域包括支援センターの運営	・行政・医療機関・サービス提供事業者・ボランティア等と協力し、地域で生活する高齢者の総合的な相談窓口として各種相談に応じます。

※フードドライブとは

家庭で余っている食べ物をイベント時に持ち寄り、それらをまとめてフードバンクなどに寄付する活動です。

第6章 沼田市成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度とは

成年後見制度は、権利擁護における重要な手段の1つで、認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がい等によって、判断能力が不十分な人が経済的に不利益を受けることなく、また、生活上の不自由さを解消できるようにするためのもので、これから迎える超高齢化社会に欠かせない制度とされています。

この制度は、家庭裁判所への申し立て手続きをすることにより、選任された成年後見人等の支援者が、その人に代わって意思表示を行い、法律行為を支援するもので、次の2つの種類に分類されます。

(1) 法定後見制度

本人の判断能力が不十分な人に対する制度で、申し立ては、本人や親族が行います。これらの人の申し立てが困難な場合には、「沼田市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、市長が申し立てを行うもので、本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

(2) 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ代理人（任意後見人）に対して、判断能力が低下した場合に、代わりにしてもらうこと（代理権）を契約（任意後見契約）により決めておく制度です。

2 計画策定の背景

国では、「ノーマライゼーション※」「自己決定権の尊重」「身上保護の重視」等を基本理念として、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、制度の環境整備を進めてきました。

これを受け、本市では、権利擁護支援が必要な人であっても、本人の意志を尊重し、住み慣れた地域でその人らしい生活ができるよう、制度の利用促進に向けた取組を進めていくために、「沼田市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

※ノーマライゼーション…違いを吸収して全体を均一化すること。障がいのある人と障がいのない人とが平等に生活する社会を実現させる考え方のこと。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

第１２条第１項 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

第１４条第１項 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 計画の位置付け・期間

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律第１４条第１項」に基づく計画で、その期間は、「第３次沼田市地域福祉計画・第５次沼田市地域福祉活動計画」に合わせ、令和６年度から令和１０年度までの５年間とします。

4 今後の取組

中核機関（ぬまた成年後見支援センター）を設置し、以下のことについて取組を行っていきます。

（１）制度の周知・啓発

成年後見制度を広く知ってもらうため、制度に関するパンフレットの作成及び配布、専門職による講演会等を開催することで、制度の周知・啓発を図ります。

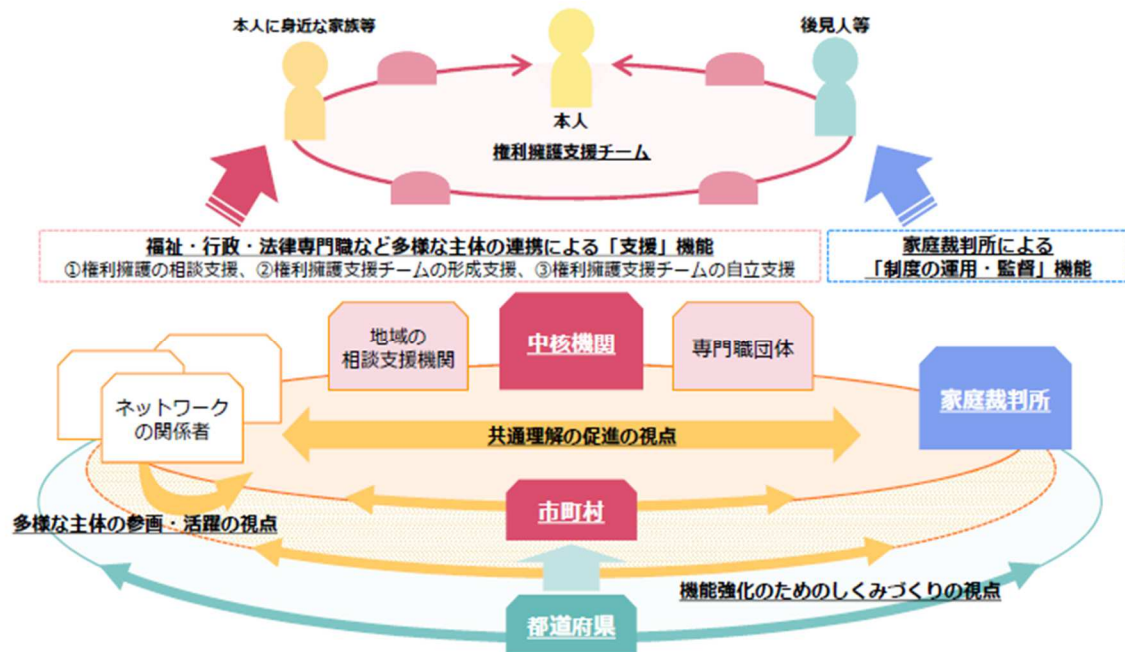
（２）相談体制の整備

これまで本市では、高齢者は「地域包括支援センター」、障がい者は「相談支援事業所」等の機関が、それぞれに相談対応を行ってきました。今後は、中核機関を中心として相談先となる機関同士の連携を強化するとともに、相談体制を整備していきます。

（３）利用促進に向けた環境整備

制度の利用促進に向けた体制整備として、「司法」「医療」「福祉」等の地域連携体制を構築し、行政機関、関係機関等及び専門職との意見交換や協議を行うためのネットワークの整備を図ります。

地域連携ネットワークのイメージ



出典：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について

第7章 計画の推進

1 計画の推進方針

地域福祉の主体である市民や地域の組織、関係機関・団体、社会福祉協議会、市（行政）などがそれぞれ担う役割を明らかにし、協働による新たな地域福祉の仕組みを推進し、市民の誰もが安心感を得られる生活環境を整備するため、計画の推進に努めていきます。

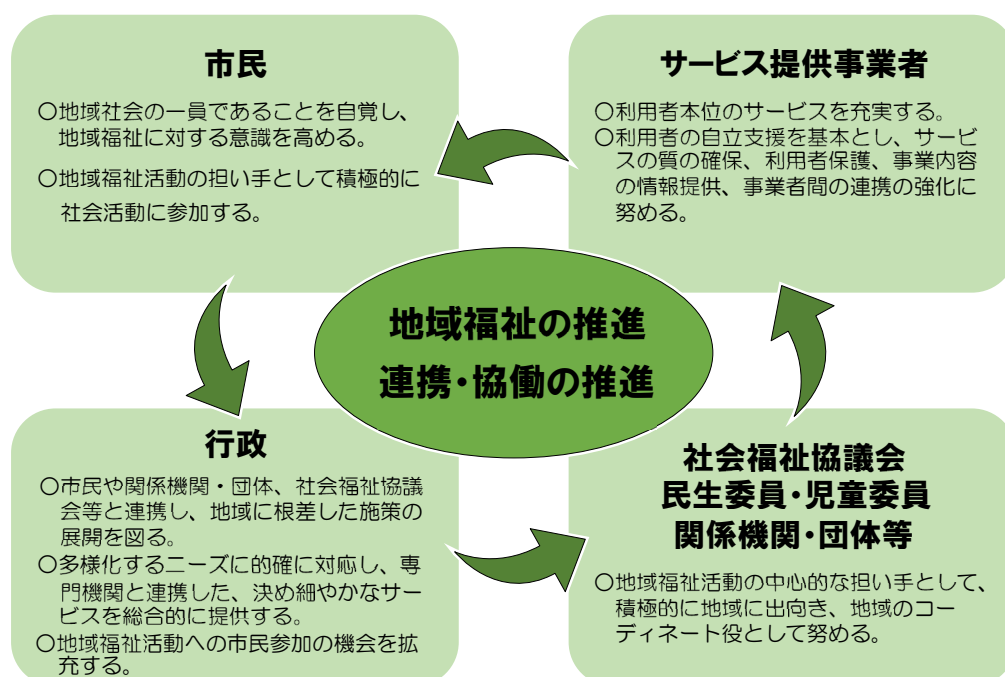
(1)分野の「縦割り」を超えた推進

「地域福祉」施策の推進にあたっては、高齢、障がい、子ども子育て等といった各福祉分野にとどまらず、地域での暮らしを支援していくため、安全・安心を含めた幅広い分野から“福祉”をとらえて「地域福祉」の視点に立った取組を進めていけるよう、庁内の関係各課が連絡・調整を十分に図り、推進に努めていきます。

(2)市と社会福祉協議会との連携強化

沼田市社会福祉協議会は、地域福祉における中心的役割を担っており、地域福祉の向上を目的とする事業の企画や実施、他団体への助成などを通じて地域福祉の推進に大きく貢献しています。

本計画から、本市が策定する行政計画である「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を、一体的な計画として策定することとしました。両計画が相互に補完・補強し合いながら取組の促進を図り、市と社会福祉協議会との連携を強化し、“車の両輪”として地域福祉を推進していきます。



2 計画の目標値

本計画の目標値を設定し、各事業の総合的な推進を図るとともに、本市における地域福祉の推進に努めます。

基本目標１ 地域における福祉意識の醸成、担い手づくり（地域福祉計画） ふれ合いのまちづくり（地域福祉活動計画）

項目	現状値	令和 10 年度 目標値
区や町内会、地域活動の参加頻度の割合 「よく参加している」「ある程度参加している」の合計	48.8%	60.0%
近所に住んでいる支援を必要とする人への支援 について「近所に住む者として、できる範囲で支 援したい」人の割合	27.3%	40.0%
住民相互の自主的な協力が必要と思う人の割合	68.6%	75.0%

基本目標２ 自助を支える共助と公助が連携したまちづくり（地域福祉計画） 支え合いのまちづくり（地域福祉活動計画）

項目	現状値	令和 10 年度 目標値
福祉サービスに関する情報の入手先の認知度 「市の窓口や職員」「市の広報紙やパンフレット」「市のホ ームページやアプリ、メールサービス」「社会福祉協議会 の窓口や広報紙、パンフレット」の合計	66.1%	80.0%
お住まいの地区の担当民生委員・児童委員の認 知度	42.0%	55.0%
社会福祉協議会の認知度 「名前も活動の内容も知っている」「名前は聞いたことが あるが、活動の内容を知らない」の合計	78.5%	85.0%

基本目標3 すべての市民が安全で安心して暮らせる

地域環境づくり（地域福祉計画）

安心して暮らせるまちづくり（地域福祉活動計画）

項目	現状値	令和10年度 目標値
災害等による緊急時に支援が必要な人に手助け ができる人の割合	46.7%	60.0%
お住まいの避難所の認知度	71.3%	80.0%
お住まいの地域の連帯感があると思う人の割合 「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の合計	42.3%	50.0%
子育てしやすいまちと思う人の割合 「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の合計	39.1%	50.0%
高齢者が住みやすいまちと思う人の割合 「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の合計	31.9%	40.0%
障がいのある人が住みやすいまちと思う人の割合 「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の合計	17.2%	30.0%

※現状値は、沼田市地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査結果の数値です。（令和5年12月）

3 計画の進捗管理と評価

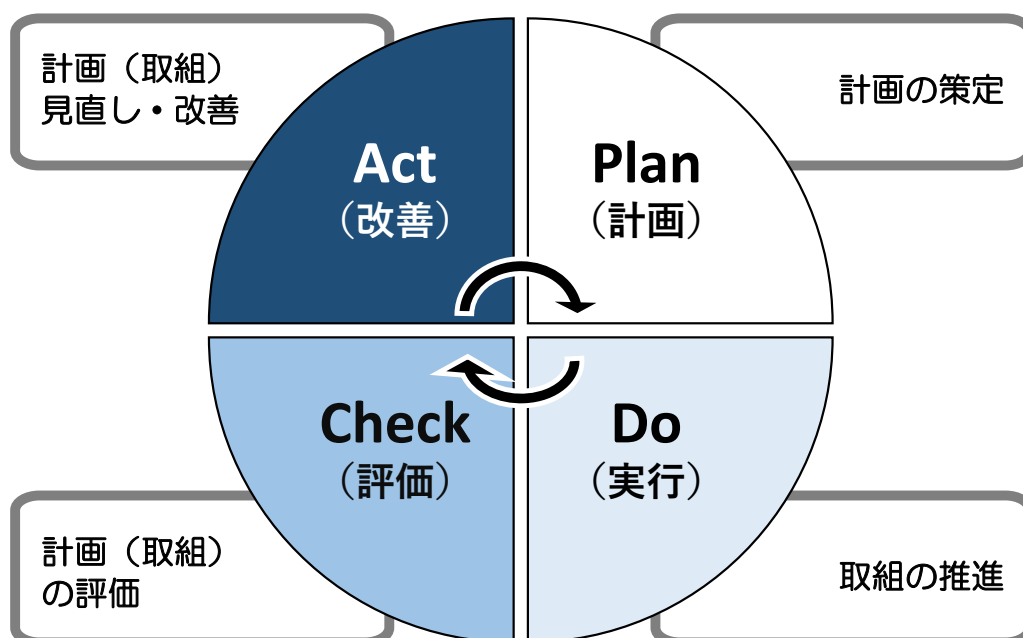
市と社会福祉協議会においては、意識啓発及び情報の共有を図り、計画の総合的かつ計画的な進捗管理に努めます。

また、公的なサービスの充実はもとより、市民をはじめ、区長会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO団体、サービス提供事業者、社会福祉法人などが協力し合い、連携し進捗管理を行う必要があります。

計画の進捗管理にあたっては、計画の実効性を高めるため、PDCAサイクル（Plan：計画の策定 → Do：取組の推進 → Check：計画（取組）の評価 → Act：計画（取組）の見直し・改善）による管理を行い、確実な計画の実行と定期的な評価・改善を実施します。

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくためには、社会情勢や市民意識等の変化を確実にとらえ、具体的な事業や活動の推進がその理念に結びついているかを検証する必要があります。

そこで、アンケートによる市民意識調査や市総合計画事務事業評価による事業の進捗と成果の検証などにより、推進する取組を評価し、計画の策定・見直し・改善を図っていきます。



資料編

1 策定の経緯

年月日	会議名	内容
令和 5 年 11 月 6 日～20 日	市民意識調査の実施	・本市在住の 18 歳以上の 2,000 名を対象に、アンケート調査を実施
12 月 27 日	市民意識調査結果報告	・市民意識調査結果報告書作成
2 月 7 日～15 日	沼田市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画検討委員会	・市民意識調査の結果報告 ・計画案の意見聴取、検討
令和 6 年 3 月 1 日	地域福祉計画・ 地域福祉活動計画策定委員会	・計画案の意見聴取、審議
3 月 6 日～21 日	パブリックコメントの実施	・意見なし

2 沼田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

沼田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく沼田市地域福祉計画及び沼田市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、沼田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会の所管事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 社会福祉に関する団体等の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定完了までとする。また、任期中に委員の変更があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集し、福祉事務所長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、必要があると認めるときには、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(検討委員会)

第6条 委員会の策定作業の円滑な推進を図るため、沼田市地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会は、沼田市職員及び沼田市社会福祉協議会職員をもって組織する。

3 検討委員会委員長は、健康福祉部社会福祉課長をもって充て、検討委員会副委員長は、沼田市社会福祉協議会事務局長をもって充てる。

4 検討委員会委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

5 検討委員会副委員長は、検討委員会委員長を補佐し、検討委員会委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

6 検討委員会委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

7 検討委員会委員の任期は、計画策定完了までとする。

8 検討委員会の会議は、検討委員会委員長が招集し、その議長となる。

9 検討委員会委員長は、必要と認めるときは、検討委員会委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会及び検討委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課及び沼田市社会福祉協議会内に置く。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱施行後最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、計画の策定が完了したとき、その効力を失う。

3 委員会委員名簿

沼田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	要綱第3条 の種別	区分	氏名	役職
1	市民代表	沼田市区長会	高山 正	会長
2		沼田市民生委員児童委員協議会	井上 政道	会長
3	社会福祉に 関する団体 等の代表者	沼田市ボランティア連絡協議会	田島 護	会長
4		沼田市身体障害者団体連合会	根岸 俊夫	会長
5		利根沼田障害者相談支援センター	仲丸 守彦	所長
6		沼田市老人クラブ連合会	布施辰二郎	会長
7		沼田市私立保育園園長会	黒岩 勝美	代表
8		沼田市在宅介護支援センター運営協議会	田中 志子	会長
9		沼田市社会福祉協議会	田村 博史	会長
10	その他市長 が適当と認 める者	沼田市小・中学校長会協議会	登坂 一彦	会長
11		沼田市保健推進委員会	丸山 文子	会長
12		沼田市福祉事務所	角田 真由美	所長

沼田市地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会委員名簿

別表(第7条関係)

No.	役 職	職 名	氏 名
1	委 員 長	健康福祉部 社会福祉課長	安原 和宏
2	副 委 員 長	沼田市社会福祉協議会 事務局長	川方 一巳
3	委 員	総務部 地域安全課 防災安全係長	河内 徹
4	〃	市民部 市民協働課 市民協働係長	織田澤 清子
5	〃	健康福祉部 社会福祉課 保護係長	本 多 明
6	〃	〃 〃 障害福祉係長	井上 恵一
7	〃	〃 子ども課 子育て支援係長	綿貫 摂子
8	〃	〃 〃 保育係長	阿部 由佳
9	〃	〃 介護高齢課 長寿支援係長	武井 昭彦
10	〃	〃 〃 介護保険係長	町田 由香
11	〃	〃 〃 地域支援係長	生方 志保
12	〃	〃 健康課 予防係長	大嶋 公子
13	〃	〃 保健係長	角田 妙子
14	〃	沼田市社会福祉協議会 総務福祉係長	金子 大介

第 3 次 沼 田 市 地 域 福 祉 計 画
第 5 次 沼 田 市 地 域 福 祉 活 動 計 画
沼田市成年後見制度利用促進基本計画

令和6(2024)年度～令和 10(2028)年度

発 行 沼田市・沼田市社会福祉協議会
編 集 沼田市健康福祉部社会福祉課・沼田市社会福祉協議会
発行日 令和 6 年 3 月

沼田市

〒378-8501 沼田市下之町 888 番地

TEL 0278-23-2111 (代表)

URL <http://www.city.numata.gunma.jp>

社会福祉法人 沼田市社会福祉協議会

〒378-8501 沼田市東原新町 1801 番地 72

TEL 0278-25-3267 (代表)

URL <http://www.numata-shakyo.com>

